

全社協 福祉ビジョン 2025



社会福祉法人 全国社会福祉協議会

ともに生きる
豊かな地域社会の
実現をめざして

第1章 全社協 福祉ビジョン 2020 これまでの取り組みと 全社協 福祉ビジョン 2025 がめざすこと

1. 「全社協 福祉ビジョン 2020」で取り組んできたこと

- (1) 全社協 福祉ビジョン 2020 がめざしたこと 1
- (2) 福祉ビジョン 2020 策定後の社会経済情勢の激変を象徴する出来事 2
- (3) コロナ禍のもとでの福祉組織・関係者のビジョンへの取り組み状況 5

2. 「全社協 福祉ビジョン 2025」がめざすこと

- (1) 地域共生社会の実現に向けて福祉組織・関係者の一層の取り組みを推進する 7

第2章 2030 年に向けた福祉を取り巻く情勢と課題認識

1. 急速に進む社会の変化～ 2030 年に向けて

- (1) 人口減少、世帯構造の変化等 9
- (2) 地域社会の変化 14
- (3) 多様な地域生活課題の顕在化 15
- (4) 頻発する自然災害と被災地域のコミュニティ崩壊 19
- (5) 全世代型社会保障制度構築への取り組み 19

2. 福祉組織・関係者に課されている課題

- (1) 地域共生社会の実現 20
- (2) 権利擁護の推進 22
- (3) 幅広い関係者との連携・協働、ネットワーク 22
- (4) 福祉組織・関係者のさらなる意識改革～地域の基盤となる社会福祉法人経営 23
- (5) 社会・国民への発信と理解の醸成 28

第3章 「全社協 福祉ビジョン 2025 ～ともに生きる豊かな地域社会」を 実現するために

1. 「福祉ビジョン 2025」の実践に向けた取り組み

- (1) 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進する 31
- (2) 重層的な連携・協働に基づく多様な実践を推進する 32
- (3) 権利擁護を推進する 34
- (4) 福祉サービスの基盤維持と質の向上を図る 35
- (5) 福祉を支える人材の確保・育成・定着を図る 37
- (6) 福祉組織の基盤を強化する 39
- (7) 災害に備える 41
- (8) 福祉のミッション(使命、役割、存在意義)を発信し、新たな時代の福祉の基盤づくりに取り組む 43

2. 「全社協 福祉ビジョン 2025」の具体化に向けて

- 一組織ごとに行動方針を見直し、実践に取り組む 44

- 参考資料 47

第1章

全社協 福祉ビジョン2020 これまでの取り組みと 全社協 福祉ビジョン2025がめざすこと

1.「全社協 福祉ビジョン2020」で取り組んできたこと

(1) 全社協 福祉ビジョン2020 がめざしたこと

- 全国社会福祉協議会（以下「全社協」）は、福祉組織・関係者¹が、2040年に向けて社会環境の変化を見据え、課題認識を共有しつつ、これまで築きあげてきた社会保障・社会福祉制度を次世代につなげていくために、2030年までの10年間の取り組みの方向性として、「全社協 福祉ビジョン2020～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして」（以下、ビジョン2020）を2020年2月に公表しました。
- ビジョン2020の副題「ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして」は、政策課題である「地域共生社会の実現」の理念に重なるものであり、国連の持続可能な開発目標（SDGs）の「多様性と包摂性のある社会」の考え方を包含するものとなりました。
- 「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けて、ビジョン2020を全社協を構成する福祉組織・関係者が具体的な取り組みを促進するための「羅針盤」とし、地域住民の地域生活課題の解決と豊かな地域社会づくりに主体的にかつ多くの関係者と連携・協働して取り組むこととしました。

ともに生きる豊かな地域社会

住民一人ひとりが協働し、日々ともに支え合って、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上のさまざまな困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる社会。〔全社協 福祉ビジョン2020〕より〕

- このため、ビジョン2020をもとに、全社協としては「行動方針」を2020年9月に定め、全社協の構成組織等に、それぞれに「行動方針」の策定とそれに基づく実践を呼びかけました。
- これを受け、各種別協議会等はビジョン2020にそって各組織の使命と役割を再確認しつつ、「行動方針」等を策定しました。また、各地の社協では中期活動計画等の策定に際してビジョン2020が参考とされました。^{*1}

¹ 社会福祉協議会（以下「社協」）、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員、当事者団体、老人クラブ等

- ビジョン 2020 は、取り組み期間の中間年である 2025 年に社会情勢等の変化をふまえ見直すこととしていたことから、2024 年に「全社協 福祉ビジョン 2020 改定検討委員会（委員長：平田直之政策委員会委員長）」（以下、改定検討委員会）を設置し、これまでの取り組みを振り返りつつ改定に向けた検討を進めてきました。²

（2）全社協 福祉ビジョン 2020 策定後の社会経済情勢の激変を象徴する出来事

① 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行（パンデミック）

- 2019 年 12 月に始まる新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大は、2020 年初頭から全世界を混乱に陥らせました。
- わが国においても、国は緊急事態宣言を発出し、感染拡大防止のための行動制限を要請し、経済活動や国民生活へ著しい影響を及ぼすこととなりました（これらの事態は総称して「コロナ禍」と呼ばれた）。自営業者や非正規雇用者は休廃業により経済的な困窮状態に陥り、また企業等は感染リスクの回避のため在宅勤務・テレワークによる働き方の変容を求められました。
- 一方、福祉サービスの従事者に対しては、医療や流通など生活インフラを支える職種等とともに、社会や人びとの生命と生活を支える不可欠な仕事として、国やマスコミ等が「エッセンシャルワーカー」と呼称し、事業の継続を要請しました。
- 福祉サービスは、日常的に人と人との関わる感染リスクの高い現場です。福祉施設でクラスターが発生した際には、感染予防用のマスク、消毒液等の圧倒的な不足という事態、さらには限られた職員体制のなかでローテーションを組むことが困難となる厳しい状況にあっても、支援を継続し入所児・者の生命と生活を守りました。
- しかし、福祉施設での感染や、クラスターが発生すると、医療現場と同様に、職員をはじめ利用者やその家族への誹謗中傷も起こりました。
- 感染拡大への懸念から度重なる行動制限が課せられた国民生活においては、外出が抑制されたり、人びとの交流の機会がなくなり、孤立化やひきこもり、家庭内での虐待や DV（配偶者等による暴力）などが増えたとの政府の調査結果が示されるなど、地域社会のつながりや支え合いの希薄化や家族関係の悪化が進むこととなりました。
- 国難とも呼ばれた状況のなか、経済的に困窮に陥る人びとが急増する危機的な事態に対し、国は生活福祉資金のコロナ特例貸付を 2020 年 3 月より全国の社協で実施するよう要請し、以降 10 回にわたる申請期間の延長を経て、実施期間は 2 年半に及び、全国の社協ではその対応に全力で取り組みました。^{*2}
- コロナ特例貸付では、それまでの貸付ではみられなかった 20 代から高齢者までの

² p.80 全社協 福祉ビジョン 2020 改定検討委員会

幅広い世代、自営業者、また外国人住民からの貸付申込が急増し、2年半において総貸付件数が約382万件、貸付総額が約1兆4,431億円と過去に類を見ない貸付規模となりました。2023年1月から貸付金の返済が開始されるも、なお生計が改善されないために償還免除や償還猶予を求める者が増えるなか、生活福祉資金貸付の本旨である生活再建に向けた借受世帯への継続的支援、困窮世帯へのフォローアップに、全国の社協が取り組んでいます。³

- コロナ禍でのこうした経験から、将来もこうした危機的な事態が起こりうるということ、さらには危機的な事態によって、社会が大きく変化するということを教訓とし、これを次なる危機的な事態に備え、活かしていかなければなりません。
- 全社協では、2022年12月に「コロナ特例貸付からみえる生活困窮者支援のあり方に関する検討会 報告書」をとりまとめ、コロナ特例貸付にかかる状況の調査結果とコロナ禍における生活困窮者支援の実践をもとに、早期実現が求められる「緊急要望」と今後の社会保障・セーフティネットの再構築に向けての「提言」を行いました。⁴

② 少子化の急速な進行、超高齢社会、人口減少

- 2016年に出生数が100万人を初めて割り込んで以降、2023年まで年平均4.0%の減少率を記録し、出生数の減少が続いています。2024年の出生数（速報値）は72万988人（外国人を含む）となり、人口動態統計の国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」出生中位推計よりも、15年早いペースで少子化が進んでいます。³
- これまで累次にわたり「少子化対策大綱」が策定されてきました。2023年4月にはこども基本法に基づき、同年12月、こども施策や基本的な方針を一元的に定める「こども大綱」へとさらなる進展を示しました。また、あわせて策定された「こども未来戦略」は、すべての子どもと子育て家庭を支えるための政策強化を2028年に向けて図るもので、その予算規模は3.6兆円という前例のないものとなりました。
- そうしたなかにあっても、2025年には少子化と高齢化は一層進んでおり、また、人口減少は予想を上回る速さで進んでいます。都市部の急速な高齢化の進行、地方

³ コロナ特例貸付は、生活福祉資金の一部である緊急小口資金と総合支援資金について、本来の貸付対象者や貸付要件を拡大、緩和する形で実施されたもので、緊急小口資金は新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で収入が減少した世帯に、緊急かつ一時的な生計維持のための生活費（最大20万円）を貸与、総合支援資金は新型コロナウイルス感染症の影響による失業等で収入が減少し、その収入減少が長期にわたることで日常生活の維持が困難な世帯に、生活の立て直しまでの一定期間の生活費（延長貸付、再貸付により最大180万円）を貸与しました。両資金とも、返済時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯等の返済を免除することができる取扱いとされました。

⁴ p.50 コロナ特例貸付からみえる生活困窮者支援のあり方に関する検討会 報告書 緊急要望・提言

部における少子化や人口減少、過疎化などの課題は一層進んでいます。

- そして、子ども・子育て家庭の孤立化などを背景とした不安の増大、虐待・DVの増加、社会的養護を必要とする子どもの増加、困窮するひとり親家庭など、子ども・子育て家庭をめぐる課題はより深刻になっています。
- さらに、高齢者人口が全人口の3割を超え、一人暮らし高齢者、認知症高齢者も増え、多様な支え合いによる支援がますます必要となっています。

③ 頻発する大規模災害

- ビジョン2020を策定した後の5年間においても、度重なる豪雨や地震などの自然災害が発生しました。2020年7月豪雨では、九州を中心に西日本から東日本にかけて記録的な大雨により甚大な被害が発生、コロナ禍の最中であったことから、被災地、避難所においてはこれまでにない感染症対策が求められることとなりました。
- そして、2024年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」は、その傷も癒えない2024年9月に奥能登豪雨が発生したことで、人的被害、仮設住宅を含む浸水被害など二重の災害となりました。1年経った今なお避難生活を余儀なくされている人びとや、倒壊した家屋の撤去も十分に進まない状況があります。
- 大規模災害が、とくに高齢化の進んだ過疎地で起こった場合、一人暮らしの高齢者、障害者、子ども・子育て家庭など、より支援を必要とする人びとへの支援の不足や、仮設住宅での孤立にいたる課題も指摘されています。地域事情にそった支援の継続、また、災害関連死を防ぐための見守りなどの支援が課題とされています。
- 度重なる大規模災害に際して、災害ボランティア活動や災害派遣福祉チーム（DWAT：Disaster Welfare Assistance Team）活動に対し、全国の社協や社会福祉法人・福祉施設から職員が派遣され、被災住民への支援や避難所での支援活動、福祉施設への応援職員派遣などに取り組みました。
- 「令和6年能登半島地震」では、2025年1月末日までに延べ174,400人のボランティアが活動し、被災地社協災害ボランティアセンター運営支援のため、全国の社協職員が応援派遣され、2024年12月までに12,839人日派遣されました。災害派遣福祉チーム（DWAT）は全都道府県から出動、避難所等で要支援者の相談支援等を実施、2024年6月末（活動終了）までに活動メンバーは延べ1,573人（6,097人日）を数えました。また、被災福祉施設への介護等職員の派遣についても、全社協が国から受託している災害福祉支援ネットワーク中央センターにおいて、63施設に1,519人をマッチングし派遣しました（2024年7月末までの実績）。2024年3月以降は1.5次避難所に全国社会福祉法人経営者協議会（以下、経営協）各ブロックから応援職員延べ467人が派遣されました。^{*4}

- こうした災害に対する福祉的支援の活動を行ってきたことを背景として、全社協では災害法制に“福祉”を位置づけるべきと2019年より国に対し要望、働きかけを行ってきました。⁵ 政府は、「令和6年能登半島地震」を踏まえ、災害救助法等における福祉的支援の明確化の必要性を受けとめ、2025年2月、災害救助法に規定される救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加する等の「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、同年5月28日に参議院で可決・成立しました。
- 改正法では、救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し福祉関係者との連携強化により、高齢者等の要配慮者である在宅避難者や車中泊避難者など多様なニーズに対応するほか、避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体を予め登録する「被災者援護協力団体」の登録制度を創設することなどを講じるとしています。

(3) コロナ禍のもとでの福祉組織・関係者のビジョンへの取り組み状況

- ビジョン2020の策定直後からの約3年間にわたったコロナ禍により、福祉現場は危機的事態に陥り、各種別協議会等が策定した「行動方針」などに基づく実践活動を展開することは困難な状況が続きました。
- 一方、前述のようにコロナ禍を経て、経済的な困窮や、社会的孤立、貧困の連鎖、ひきこもり、生きづらさ・不安、子育ての孤立化などの課題が社会全体に一気に顕在化しました。より複雑化・複合化した地域生活課題、新たな福祉ニーズが社会全体に広がっている状況にあって、これまでのセーフティネット対策や、子ども・子育て家庭支援、障害福祉、高齢者福祉といった縦割りの社会福祉制度では応えきれない、支えきれないといった状況がより鮮明になりました。
- 経済的困窮は、孤独・孤立と一定の相関関係がみられることや、身寄りのない高齢者の支援ニーズが拡大するなかで、生活課題のある人びとほど公的な相談機関などにつながる事が難しかったり、避けたりする実態があることも顕在化しました。
- 2016年に「地域共生社会の実現」との政策課題が提起されてから久しくなっています。コロナ禍の2020年に至って、「地域共生社会の実現のための」という文言が入った社会福祉法の一部改正法が成立し、地域共生社会の理念が明文化されました。地域共生社会の理念でもある「誰ひとりとり残さない社会」「相互に支え合い人と人との『つながり』が生まれる社会」づくりを推進するため、2024年4月には、「孤独・孤立対策推進法」や「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行、住宅確保要配慮者の居住支援の制度化などと、一定の進展がありました。

⁵ 「災害時福祉支援活動の強化のために」全社協・災害時福祉支援活動に関する検討会（2019年9月30日）、「災害から地域の人びとを守るために～災害福祉支援活動の強化に向けた検討会報告書～2022年3月31日」全社協・災害福祉支援活動の強化に向けた検討会

- それらの理念は、高齢者、障害者、子ども・子育て家庭、生活困窮者など、すべての人びとを対象として、包摂的な相談支援を進め、地域で暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる社会を実現することを目的としています。言い換えれば社会福祉法人・福祉施設組織等が各制度を基にしながら、その本来の使命に立ち返り、制度内外を問わず地域社会に向き合い、社会から遠ざかっている人びと、支援の必要な人びと、支援の届いていない人びとへかかわり、支援を担っていくとの意識改革が求められているといえます。
- こうした地域社会に存在する厳しい地域生活課題や福祉ニーズを解決し、応えていくためには、自治体はもとより、社協、社会福祉法人・福祉施設、民児協などがより一層横につながり、連携・協働し、ネットワークを要とした支援の輪を、住民の参加をもって民間組織が主体的・主導的に広げていくことが不可欠です。
- 全社協政策委員会においては、急激な情勢変化と政策動向を踏まえ、2023年度に、「全社協 福祉ビジョン 2020 検証準備委員会（委員長：平田直之政策委員会委員長）」（以下、検証準備委員会）を設置し、ビジョン 2020 に基づき各構成組織が「行動方針」を具体化させ、どのように取り組みに着手しているのか、また課題をどのように認識しているのか等について、各組織から報告を得るなどの検証を進めました。⁶ 検証準備委員会の検証内容を踏まえ、2024年度から開始した改定検討委員会の検討では、福祉組織・関係者がコロナ禍の影響下にあっても地域や利用者を支えていこうとする取り組みが明らかになりました。
- 各組織において共通していたのは、コロナ禍の緊急事態における行動制限などのもとにあってはめざした取り組みは足踏み状態であり、コロナ禍が収まったこれからの取り組みとしていくとのことでした。
- その一方で、地域のさまざまな動きに目を向けた各種別協議会等の会員施設や社協、民児協などにおいては、コロナ禍でも、人と人とのつながりや参加の機会を生み、育む多様な活動がなされています。さまざまな形で縁（えにし）が生まれ、横につながりながら支え合いを継続し、関係性が豊かなコミュニティを育む活動も起こってきているとの報告もありました。また、全国各地の老人クラブにおいては、地域の高齢者の健康を守り、孤立を防ぐために工夫をこらしたクラブ活動が行われていました。
- 社会福祉法人・福祉施設では、一時的に中断せざるを得なかった利用者と家族の面会交流について、感染症拡大防止に留意し、ICTを活用した新たな手法も取り入れるなどしながら再開されました。また、利用者家族に対しては相談支援の実施方法を工夫して不安軽減を図る取り組みなども報告されました。
- 多くのイベントが中止を余儀なくされるなかで、感染拡大防止に留意し、各社協に

6 p.79 全社協 福祉ビジョン 2020 検証準備委員会開催状況

よる地域住民がつながり続けるための活動、地域包括支援センターによる介護予防や地域の居場所づくりのための活動、ICTを活用した相談支援など、創意工夫を凝らした支援方法を模索し実践しているとの報告もありました。

- また、社会福祉法人の地域での公益的な取り組みでは、複数法人の連携、とくに市町村圏域でのネットワークを着実に広げ、コロナ禍による生活困窮、孤独・孤立などに対する見守り支援、こども食堂の開設、フードバンク活動の強化、市町村社協と連携した相談支援などの取り組みが広がったとの報告もありました。
- 全社協 全国ボランティア・市民活動振興センターが設置する全国福祉教育推進委員会では、コロナ禍の不安や差別といった課題をテーマとした福祉教育教材を作成し、人権意識の涵養や自分たちの生活する地域のあり方や福祉課題の発見と、課題への関わりのなかで学び市民性を育む福祉教育実践の展開・強化に取り組みました。^{*5}
- コロナ禍を乗り越えようと試行錯誤した取り組みは、これまでの福祉サービス提供を見直すこととなり、より安心・安全な支援やニーズに寄り添ったきめ細かな支援を生み出すことにつながる一面も有していました。こうした経験を、今後の地域での福祉活動の実践に活かし、取り組んでいくことが期待されています。

2. 「全社協 福祉ビジョン 2025」がめざすこと

(1) 地域共生社会の実現に向けて福祉組織・関係者の一層の取り組みを推進する

- ビジョン 2020 は、取り組み期間の中間年である 2025 年に社会情勢等の変化をふまえて見直すこととしていました。コロナ禍を経た社会の急速な変化や新たな地域生活課題の顕在化、想定を超える速さで進行する少子化、高齢化、人口減少の急伸を背景にした社会保障・社会福祉制度の持続可能な改革の動向をふまえ、ビジョン 2020 改定の必要性が一層高まりました。
- 2000 年の措置から契約へという社会福祉基礎構造改革を経て、介護サービスに代表されるように、福祉施設・事業所はそのニーズの高まりに応じて、その数を急増させるとともに多様な事業主体が参入し、飛躍的に拡大してきました。
- 全人口の約 3 割が高齢者となり、単身世帯の増加、孤独・孤立、認知症などの課題への対応が急務とされるなか、住み慣れた地域での暮らしを望む人、生活スタイルや価値観等に合わせた移住をする人など、すべての住民が地域で自立した生活を営むことができるようにすることが必要です。社協、社会福祉法人・福祉施設・事業所が培ってきた機能やノウハウを、多様な住民層などの地域生活課題、福祉ニーズに沿って地域の実情に応じて展開していくことが期待されています。
- 地域の実情に応じた相談支援活動を進めていくためには、地域住民も含めたあらゆる主体と連携・協働しながら、世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりの暮

らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けて取り組んでいくことがますます重要な課題となります。そのためには、福祉組織・関係者には、地域で必要とされる支援活動（以下「地域支援活動」）に向けてのミッション（使命、役割、存在意義）を明らかにするとともに、主体的に取り組んでいく意識改革が求められています。

- あわせて、持続可能な社会保障・社会福祉制度の再構築のための改革の道筋において、利用者主体の実現に向けて、さまざまな制度で守るべきこと、改善すべきことを整理し、その充実をはかる必要があります。同時に、地域生活課題や福祉ニーズに向き合い、かかわり、支え合う地域づくりに向けて多様かつ新たな観点から地域支援活動の実践に臨むことが必要となっています。
- 少子化、高齢化は今後さらにその速度を早め、団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年に向けて労働力人口の一層の減少が見込まれています。
- また、支援や援助を必要とする人びとの地域生活課題、福祉ニーズは複合化・深刻化し、乳幼児・子育て期、就学前期、学齢期、若者、稼働期、中高年期、と全世代にリスクが拡大しています。
- 具体的には、地縁・血縁などの共同体機能、安定雇用や企業の福利厚生によって強く意識されてこなかった社会的孤立、生きづらさ、生活の困難、また、既存のセーフティネット、社会福祉制度では対応できないケースや、いわゆる「8050」、ダブルケアなどの複合化・深刻化した地域生活課題を抱えている人や世帯が増えています。
- さらに、これまでの地震、津波、豪雨、台風などによる厳しい被災経験を重ねてきましたが、発生後の混乱と雑魚寝状態でプライバシーのない避難所、仮設住宅での孤立や災害関連死など、課題は山積しています。
- 平時からの防災への備え、被災直後の対応、避難所、そして被災からの長きにわたる復興への支援活動においては地域住民のつながりや支え合い、さまざまな関係機関の連携・協働が不可欠です。災害対応を地域共生社会の枠組みに含めて考え、災害支援に向けた福祉組織・関係者のさらなる災害支援活動・機能を強化し、発揮することが求められています。
- 令和の時代も7年を迎えました。地域の福祉ニーズに応えながら、新たな社会課題、地域生活課題への支援活動や災害に強いまちづくりを進め、地域共生社会の実現をはかるため福祉組織・関係者がこれまで以上に連携・協働、ネットワークのもとに取り組んでいくことが大切です。そのために、あらためて「ともに生きる豊かな地域社会」の実現のための「全社協 福祉ビジョン2025」（以下、ビジョン2025）を、これからの時代の変化を見据えた「羅針盤」として示すものです。

第2章

2030年に向けた福祉を取り巻く情勢と課題認識

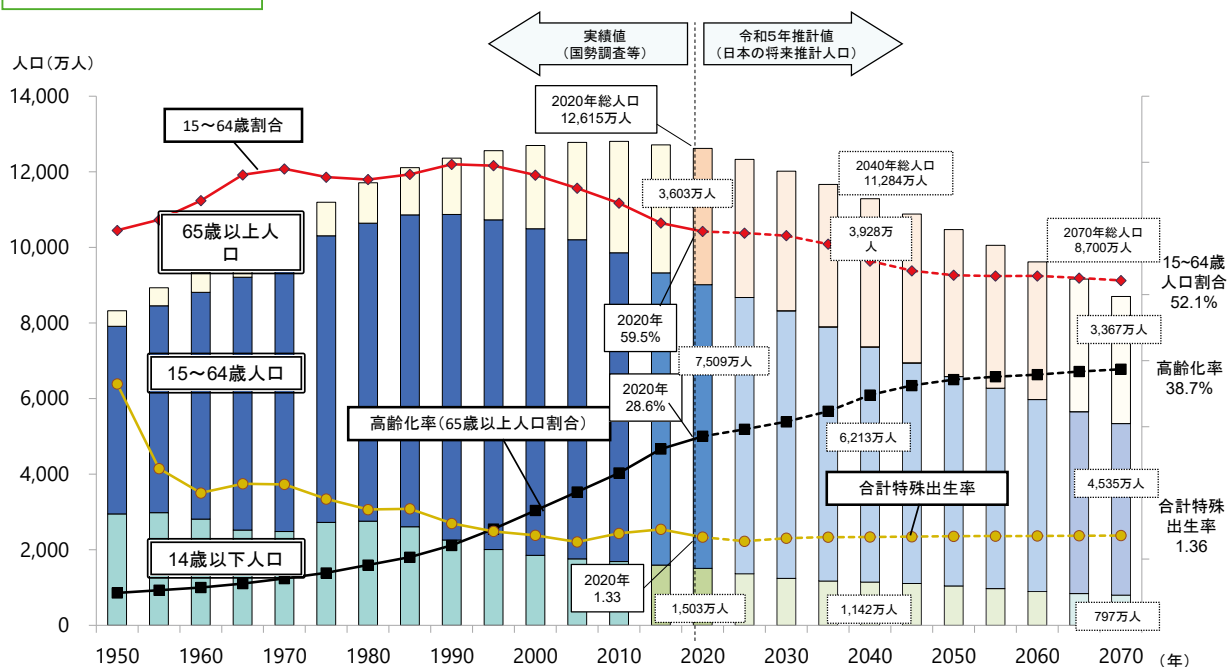
1. 急速に進む社会の変化～2030年に向けて

(1) 人口減少、世帯構造の変化等

① 少子化、高齢化のさらなる進行

- わが国の総人口は2008年の1億2,808万人をピークに減少を続けています。2030年には約1億2,000万人に、2070年には約30%減少し総人口が9,000万人を割り込むと推計されています。^{*6}

日本の総人口の推移



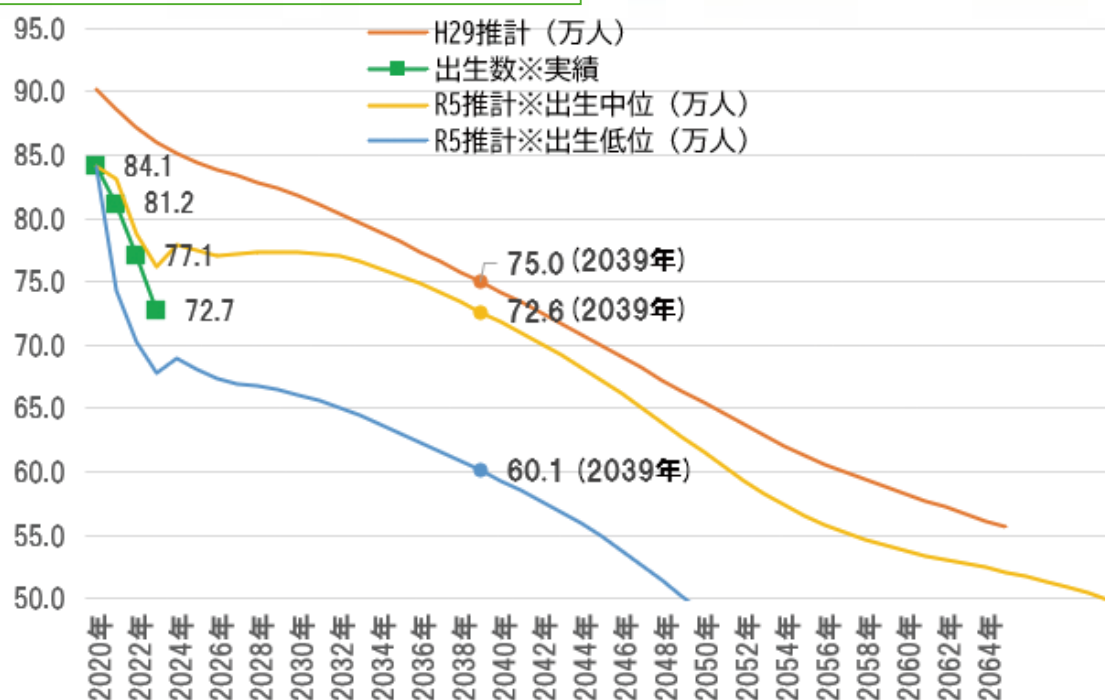
(出所) 2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、
2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」「(出生中位(死亡中位)推計)」

厚生労働省「第1回『2040年に向けたサービス提供体制等のあり方』検討会」資料(2025年1月9日)

少子化の進行

- 2023年の出生数は72.7万人(外国人を含む)、合計特殊出生率は1.20と過去最低を記録しました。2016年には出生数が98万人と100万人を1899年以来割り込みました。2023年まで年平均の減少率は4.0%であり、少子化の進行はとどまりません。^{*7}
- 出生数の減少が進む一方、乳児死亡率の低さは1.8(出生千対)と世界でも最も低いグループに位置します(2022年)。^{*8 *9}少子化は、社会全体の課題です。生まれてきた子どもが豊かに生きられ、これを大切に育むためにも、子どもと子育て家庭を主体とした、包括的な子ども・子育て支援を社会全体で取り組む必要があります。

平成 29 年時推計と令和 5 年時推計の出生数の比較



国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）（令和 5 年推計）」を元に作図

高齢化の進行

- 高齢化率は年々上昇し、2024 年は 29.3%、2030 年には 30.8%と推計されています。65 歳以上人口は 2040 年代前半でピークを迎え、それ以降は減少に転じると推計されていますが、少子化の影響等により高齢化率は引き続き上昇し、2070 年には 38.7%に達すると見込まれています。^{*10}
- いわゆる 2025 年問題とは、すべての「団塊の世代」が 75 歳以上になり、国民のおよそ 5 人に 1 人が後期高齢者となるなかで、社会保障費の増大や人材不足が深刻化する状況をいいます。高齢化とともに出生数・出生率の低下が想定を上回る速さで進んでおり、少子化と高齢化の影響がさまざまな分野で影響を与えと考えられます。
- 2022 年度、認知症の人の割合は高齢者の約 12%、認知症の前段階の軽度認知障害 (MCI: Mild Cognitive Impairment) の人の割合は約 16%、あわせると高齢者のおよそ 3 人に 1 人が認知症の症状があると推計されます。^{*11}
- また、2050 年には、高齢者単身世帯の割合が 20.6%に達する見込みであることをふまえると、全世帯の約 6%が認知機能が低下した高齢者の単身世帯になるものと推計されます。^{*12}
- 平均寿命は、1980 年の男性 73.35 年、女性 78.76 年から、2023 年には男性 81.09 年、女性 87.14 年と約 40 年の間に 8 年延伸しています。今後も、さらに男女とも平均寿命は延びると見込まれ、100 歳まで生きられる時代、「人生 100 年時代」が提唱され^{*13}、わが国でも政策への反映が進められてきました。^{*14}

- 趣味や社会参加のための就業といったさまざまな価値観のもと人生設計を行っている高齢者が増えてきています。充実した人生100年時代を生きるために、一人ひとりの生き方におけるニーズを考え、高齢者がこれまでの経験をもとに自己決定、自己実現していくことを支えることが求められています。

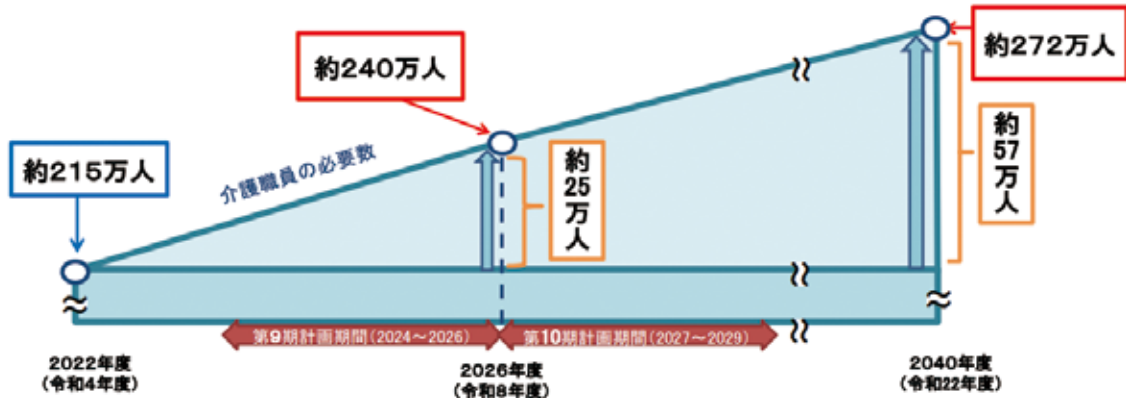
労働力人口の減少

- 15歳以上のうち就業者と就労意欲のある失業者を合算した労働力人口は、2022年から2040年にかけて6,902万人から6,002万人へと900万人減少すると見込まれています（一人当たりゼロ成長・労働参加ゼロシナリオ）。*15「2040年問題」とされるように、全産業において労働力不足が懸念されています。
- 介護職員をはじめとする福祉施設・事業所の職員や社会福祉協議会の職員など、とくに人手不足が常態化している福祉分野ではさらに深刻な状況が懸念されています。一方では、60歳以上の就業者の割合も増加を続けており、高齢者や女性など誰もが活躍できる環境整備が急がれています。
- 厚生労働省による第9期介護保険事業計画（計画期間：2024年度から2026年度）に基づく推計では、2040年に必要な介護人材は約272万人であり、2022年度比で約57万人の増員が必要とされています。*16 さらに、2023年10月の調査では、介護職員の数は約212万6,000人で前年度より2万8,000人減少、介護保険制度が始まった2000年以来、はじめて減少に転じました。人材不足は、介護サービスの提供と維持に大きな影響を与えるもので、訪問介護事業者においては報酬削減などの影響と相まって、休廃止が急増する事態を引き起こしています。*17
- 保育分野においても人材不足が深刻化しています。2024年度から、保育所の配置基準が4～5歳児30：1から25：1に、3歳児20：1から15：1に見直され、2025年度からは1歳児の職員配置を6：1から5：1以上に改善した場合に加算がされることとなりました。
- また、親の就労状況にかかわらず0歳6か月から満3歳未満の子どもが保育所・認定こども園等を利用できる新たな給付である「こども誰でも通園制度」が2026年度から全国で実施されます。⁷

⁷ 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度。令和7年度地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ、令和8年度からは法律に基づく新たな給付制度とされる。

第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

- 第9期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
 - ・ 2026年度には約240万人（+約25万人（6.3万人/年））
 - ・ 2040年度には約272万人（+約57万人（3.2万人/年））
 となった。 ※（）内は2022年度（約215万人）比
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。

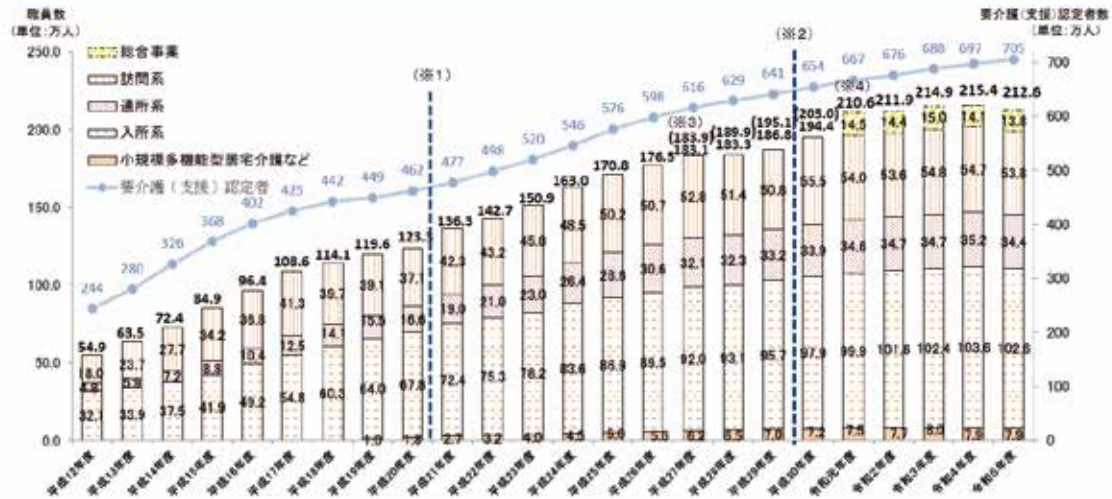


注1）2022年度（令和4年度）の介護職員数約215万人は、「令和4年介護サービス施設・事業所調査」による。
 注2）介護職員の必要数（約240万人・272万人）については、足下の介護職員数を約215万人として、市町村により第9期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したものである。
 注3）介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。

出典：厚生労働省・第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

介護職員数の推移

○ 本表における介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する職員数。



注1）介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人数数。（各年度の10月1日現在）
 注2）調査方法の変更に伴い、推計値の算出方法に以下のとおり変動が生じている。

【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」（介護職員数）、「介護保険事業状況報告」（要介護（要支援）認定者数）

平成12～20年度 「介護サービス施設・事業所調査」（介護調査）は全数調査を実施しており、各年度は当該調査による数値を記載。
 平成21～29年度 介護調査は、全数の回収が困難となり、回収された調査票のみの集計となったことから、社会・保健局において全数を推計し、各年度は当該数値を記載。（※1）
 平成30年度～ 介護調査は、回収率に基づき全数を推計する方式に変更。（※2）
 注3）介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の数値は
 総合事業（従前の介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービス）に従事する介護職員は、介護調査の対象ではなかったため、社会・保健局で推計し、これらを加えた数値を各年度の（ ）内に示している。（※3）
 令和元年度～ 総合事業も介護調査の調査対象となったため、総合事業（従前の介護予防訪問介護・通所介護相当のサービスを主体と一体的に実施している事業所に属する）に従事する介護職員が含まれている。（※4）

出典：厚生労働省・介護職員数の推移の更新（令和5年分）について

- 2025年1月の保育士の有効求人倍率は3.78（全職種：1.34）^{*18}であり、深刻な人手不足の状況にあります。また、指定保育士養成施設の入学定員数は、平成30年の61,123人をピークに令和4年度では56,335人に減少し、学校数は平成31年の688校をピークに令和4年度では668校に減少しています。^{*19} 利用者のニーズに応え、質の高い保育を実施していくためには保育人材の確保が喫緊の課題となっています。

人口減少等の地域差

- 2040年には、「15歳から64歳の人口はほぼすべての地域で減少し、高齢人口は大都市部では増加、過疎地域では減少、地方都市部では高齢人口が増加する地域と減少する地域がある」と推計されています。^{*20}
- 2050年では、市区町村別にみると、558市町村（全市区町村の約3割）が人口半数未満になり、そのうち21市町村が25%未満に、人口が半減する市町村は中山間地域等に多く見られると推計されています。^{*21}
- 少子化、高齢化、人口減少の状況は、都市部と地方部、過疎・中山間地域などにより異なります。2040年等今後を見据え、地域の実情を踏まえた福祉課題への取り組みが不可欠です。

② 世帯構造等の変化

単身高齢者の増加

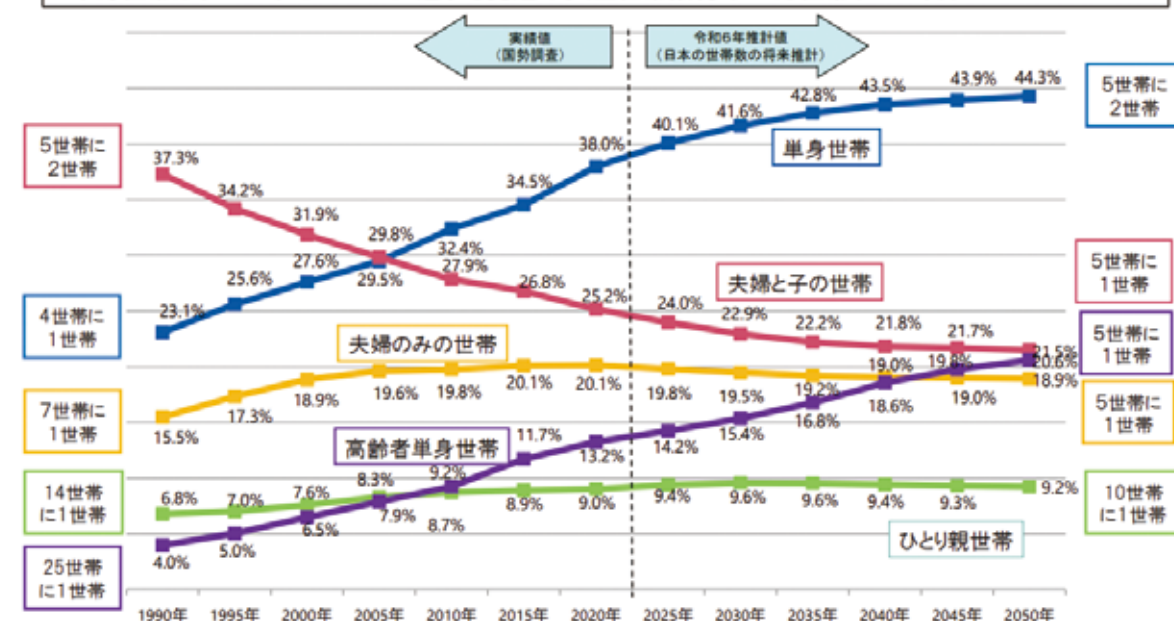
- 単身世帯の割合は年々増加し、2020年には2,115万世帯と世帯総数の約4割(38.0%)を占めています。2030年には41.6%(2,403万世帯)、2050年には44.3%(2,330万世帯)に達する見込みです（5世帯に2世帯）。

高齢化に伴う多死社会

- 日本は、高齢化に伴って死亡者数が出生者数を上回る状況が常態化する「多死社会」に突入しています。2020年の65歳以上の死亡者数は約125万人ですが、2040年の同死亡者数は157万人（26%増）と推計されています。^{*22}
- 病院や介護施設に入る際の身元保証、葬儀や埋葬、行政手続きなどの死後事務など、身寄りのない高齢者をどのように支援していくかが大きな課題となっています。

世帯構成の推移と見通し

○単身世帯、高齢者単身世帯(※1)ともに、今後とも増加が予想されている。
単身世帯は、2050年で44.3%に達する見込み。(全世帯数約5,570万世帯(2020年))



(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(令和6年推計)」

(※1) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

(※2) 全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、35.2%(2020年)から45.1%(2050年)へと上昇。

(※3) 子については、年齢にかかわらず、世帯主との続き柄が「子」である者を指す。

出典：厚生労働省・我が国の人口について

(2) 地域社会の変化

① 地域の変化と地域福祉（地域社会に対する意識）

- 少子化、高齢化、人口減少は、地域社会の姿にも大きな変化を及ぼしています。今後、出生数の減による人口の自然減および都市部への流出による社会減を背景に、若年女性人口が2050年までに半数以下となる「消滅可能性自治体」は、全国約1,700市区町村中、約4割の744に上るとされています。^{*23}
- こうしたなか、都市部への人口流入により、2023年の東京都の合計特殊出生率は0.99と過去最低を記録しています。^{*24 *25 *26}
- これまで、地域福祉では、「住み慣れた地域での安全・安心な暮らし」をいかに確保するかという点が重視されてきました。昭和から平成の半ばまでの間は、人口とともに生産・消費が増え、それが大都市に人口や経済・情報・交通などの環境・社会資源をさらに集中させてきました。これからは都市部では急激に高齢化が進む一方、既に高齢化率の高い地方部では緩やかに高齢化が進むといった、都市部と地方部の環境変化にはさらに大きな差が生じるものと見込まれます。
- 2050年には全国の約半数の地域で人口が50%以上減少し、うち2割では無居住化すると推計されています。また、人口規模が小さい市区町村ほど人口減少率が高く

なる傾向があり、2015年時点の人口が1万人未満の市区町村で、人口がおよそ半分に減少する可能性が指摘されています。^{*27}

- 過疎化や高齢化により集落機能が著しく低下あるいは消失し、無居住化が現実視される状況を踏まえ、行政機関や域外住民が積極的に関わりをもち、居住者のQOL（生活の質）を維持することが求められています。一部の地域では、無居住化までに実施すべき集落保全活動を積極的に行っていく主体的行動としての「むらおさめ」を視野に取り組みが進められています。

② 地域社会の変化による課題

日常生活に必要な機能・サービスの確保の困難化

- 人口減少を背景に、公共交通機関の廃止や縮小、スーパーマーケットの閉店等、生活の営みの基盤となる社会インフラが脆弱化、衰退する地域も広がっています。^{*28}
- 平成の大合併以降、広域化した市町村にあっては、財政課題を背景にした行政の支所の統廃合、公民館、小中学校の統合など、公共施設の維持が困難となる例も増えています。そのため、地域での生活を支える機能が低下し、また人びとが集う場（拠点）の喪失にもつながり、孤独・孤立問題、さらには外出機会の減少による要介護リスクの高まりが懸念されています。

地域を支える人材、専門職の不足の深刻化

- こうしたなか、自治会・町内会の解散などに加え、これまで地域の支え手であった人びと、たとえば民生委員・児童委員などにおいて、担い手不足が顕著となっています。地方自治体の推薦プロセスへの主体的関与や推薦母体の多様化、負担軽減のための活動環境の改善などが急務となっています。^{*29}
- 今後、70歳までの就業がさらに一般化するなかには、地域を支える担い手の確保、また、地域支援、権利擁護を担う専門職の確保が重要な課題となっていきます。

(3) 多様な地域生活課題の顕在化

コロナ禍による生活不安定層の顕在化

- 第1章に記したように、2020年からの約3年間に及ぶコロナ禍は、経済・社会に大きな影響を及ぼし、それまで潜在化していた生活不安定層の人びとの存在を顕在化させることとなりました。
- コロナ禍で社協が実施した生活福祉資金の特例貸付の対象者は幅広い世代に及び、また非正規雇用や外国人住民の生活基盤の不安定さが顕在化しました。2023年1月から償還が開始されましたが、なお生活困窮が続いているために住民税非課税等

の免除要件による、返済免除となった人は4割を超えています。^{*30}

- コロナ禍の2020年度においては、外出自粛などによる影響もあり全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は20万5,044件で、コロナ禍前の前年度より1万1,264件(5.8%)の増加となりました。^{*31} また、配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、2020年度に12万9,491で、前年度より1万215件増加し過去最高となりました。^{*32}
- 2020年度の全国の小中学校の不登校児童生徒数は19万6,127人であり、前年度から1万4,855人増加、その後も増加は続き2024年度の全国の小中学校の不登校児童生徒数は34万6,482人となり、11年連続で最多記録を更新しています。^{*33}
- さらに、広い意味で「ひきこもり」と定義されている「趣味の用事のときだけ外出する」や「自室からほとんど出ない」などの状態が6か月以上続いている人は、2022年の調査では、生産年齢人口(15歳～64歳まで)の2%余りの推計146万人に上るとされています。15歳～39歳では、7年前の調査の1.57%から2.05%に、40歳～64歳では、4年前に公表された調査の1.45%から2.02%に増えています。^{*34}
- 2020年の自殺者数は、21,081人とコロナ禍前の2019年の20,169人から912人増加しています。このうち、男性は14,078人から14,055人に25人減少した一方、女性は6,091から7,025人に934人増加し、なかでも20代までの若年女性の増加が顕著となりました。^{*35}
- こうした課題とともに、コロナ禍において介護サービスや障害福祉サービスの休廃止、ボランティアの活動者と団体の減少等、福祉現場においても幅広い影響が生じました。そうした状況は2025年においても未だ回復しているとはいえない状況があります。
- さまざまな地域生活課題を抱えながら、現在の社会福祉制度等による支援にたどり着くことができない人や、社会福祉制度だけでなく、社会保障制度の網の目からこぼれ落ちてしまっている人が存在しています。こうした人びとを受け止め関わり、適切に相談支援を行う包括的なセーフティネットの再構築が求められています。
- 新たなセーフティネットの構築を考えるにあたっては、ソーシャルワークの専門職等その担い手の確保が大きな課題です。従来の手法のみならず、ICTの活用等多様な方策の検討が必要となっています。

物価高騰による国民生活、福祉施設・事業所への影響の深刻化

- 2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻等を背景に、原材料費、エネルギー価格等が上昇しました。さらに人材不足で人件費の上昇は加速し、その結果、企業の生産コストがサービスやモノの価格に転嫁されて物価高騰がつづき、国民生活に多大

な影響を及ぼしています。2023年の国民生活基礎調査では、生活が「苦しい」と回答した世帯は59.6%（前年比8ポイント増）に上ります。上昇の勢いは弱まるものの、2025年以降も2%程度で消費者物価指数が推移すると見込まれています。^{*36}

- 2025年4月からの年金支給額は3年連続の引き上げですが、マクロ経済スライドの仕組みにより賃金の伸びより引き上げが低く抑えられ、実質的には減少となりました。また、実質賃金はマイナスが続いており、物価上昇に賃金の上昇が追いつかず、物価高騰が家計を圧迫し、生活を維持するための支援が必要となっています。
- こうした物価上昇は福祉施設・事業所にも影響を及ぼしています。福祉施設・事業所は、国が定める公的価格により経営していることから、物価高騰の影響を価格転嫁できず、経営努力のみで対応することは困難です。
- また、人材不足のなか、一定の処遇改善が図られたものの、政府方針を受け対応が進む他産業の賃金上昇にはおよばず、福祉分野との相対賃金差はさらに拡大し、その改善が急務の課題となっています。さらに、水道光熱費、燃料費、給食費・委託費等や、老朽改築を含む福祉施設等の整備のための資材・人件費の高騰への財政支援の強化が求められています。

認知機能が低下する高齢者の増加、高齢者の孤独・孤立

- 国民生活センターの報告では、認知症高齢者は判断能力が不十分な状態にあるために一般の高齢者よりもトラブルや被害に遭いやすい実態があります。また、問題が潜在化しやすいこと、家族等がトラブルや被害に気付いたとしても契約時点で判断能力が不十分であったことが証明できないために、トラブルの解決が困難になることなどが指摘されています。
- 近年、特殊詐欺をはじめとして高齢者を狙ったさまざまな犯罪が深刻化しています。今後、高齢者単身世帯が増加するなかであって、相談相手がない高齢者の増加による被害拡大が懸念されています。^{*37}
- 2024年の認知症による行方不明者は統計以来最多となる1万9,039人となり^{*38}、さらに、孤独・孤立の状況にある高齢者は、貧困や要介護、孤立死などのリスクも高く、高齢者が地域で安心・安全に暮らせるよう、生活をいかに見守り、支えていくか、社会全体で取り組むべき課題となっています。

つながりの希薄化による孤独・孤立

- 孤独・孤立の問題は、高齢者だけでなく、地縁・血縁のつながりが希薄化した子育て家庭、社会的養護関係施設を退所した後につながる先、頼る先のない子どもや若者、地域との関係が希薄な障害者においても同様です。

- 近年、東京・歌舞伎町の「トー横」、大阪・道頓堀のグリコ看板下の「グリ下」、名古屋市中区栄のドン・キホーテ横の「ドン横」（再開発のため 2022 年 6 月に閉鎖）、福岡市・天神の警固公園の「警固界限（けごかいわい）」など、居場所がない、つながらぬ場のない若者が、SNS を通じて公園や繁華街に集まっています。
 - こうした若者たちは、家庭・学校・地域等に居場所を得られず、同じような境遇の仲間と過ごしているとされますが、性犯罪や薬物などの危険に巻き込まれる可能性も少なくありません。また、若年、経済的困窮、DV 被害等の家庭環境などを背景として出産後の養育支援がとくに必要と認められる特定妊婦は 2010 年の 875 人から 2020 年の 8,327 人に大幅に増加しています。^{*39}
- こうした頼る先のない若者に対しては、福祉組織・関係者をはじめさまざまな周囲の人びとによる関わりや場づくり等、きめの細かい支援が必要です。

家族全体への包括的支援

- 障害のある子の親亡き後の問題、ヤングケアラー、ダブルケア、児童虐待・DV、いわゆる「8050 問題」など、家庭内で複数の課題や要支援者が存在する場合も多く、従来の縦割りの支援制度では応えきれず、家族全体への包括的な支援体制の重要性が高まっています。

高齢者の貧困

- 高齢化率が高い地方部においては、生活費を年金に依存する住民の割合が高くなっています。現在の年金制度における基礎年金のマクロ経済スライドが継続した場合、高齢者単身世帯、とくに所得の低い基礎年金のみを受給する女性単身世帯の給付額がさらに減少し、生活に窮する可能性が高まります。また、生活がひっ迫し消費が抑制されれば、健康寿命にも影響を与えるとともに、年金額の引き下げが地域経済にも影響することも懸念されます。^{*40}
- 今後、非正規雇用・単身者が多く、持ち家率が低い就職氷河期世代以降が高齢化していくなかで、基礎年金への依存度が高い受給者の増加が見込まれ、低所得の単身世帯が生活を維持できなくなることが懸念されます。高齢者の貧困をいかにして予防し、暮らしを保障するかが課題となります。

若者世代の貧困

- いわゆる闇バイトによる強盗・詐欺が頻発しています。警視庁によれば 2024 年に警視庁、埼玉県警、千葉県警、神奈川県警が合同捜査本部を設置し、重点的に捜査した 19 件についてみると、逮捕された 47 人のうち 20 代が 32 人と最も多く、未成

年者も5人含まれています。背景には、若者のおかれた貧困の状況があると考えられています。国民生活基礎調査では、年齢別の貧困率において男女ともに20～24歳が他の年齢に比べて高く、2000年以降さらに上昇しています。

- 不安定な雇用状況などさまざまな理由から貧困状況にある者が、SNSによって「高額」「即日即金」「ホワイト案件」等の「楽で、簡単、高収入」であることを強調する求人情報にアクセスすることが容易となり、犯罪加担への危険性を高めています。貧困の状況にある若者が、犯罪に至らないようそれぞれの状況に応じた相談支援が必要となっています。

(4) 頻発する自然災害と被災地域のコミュニティ崩壊

- 2020年からの5年間においても、度重なる豪雨や地震などの大規模災害が発生しました。2024年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」においては、1年が経った今もなお避難生活を余儀なくされている人が多くいます。倒壊した家屋の撤去が進まない状況の下で、2024年9月には奥能登豪雨が発生したことで、さらに人的被害・住家被害が拡大しました。
- 高齢化の進んだ過疎化した地域で起こった災害は、一人暮らしの高齢者を孤独化、孤立化させることともなりました。災害関連死を防ぐためにも、日々の見守り、拠点づくり、支えるための支援が求められています。
- また、被災地での復旧・復興の遅れや、生活の再建が見込めない被災者の他地域への転出などを背景に、コミュニティの維持・再建が困難な状況もみられます。多くの被災地では従前から人口減少・高齢化が進んでおり、被災により生活の基盤となるインフラの復旧が困難な状態にあるなか、自立した生活を支える支援とコミュニティの再形成への働きかけが重要となっています。

(5) 全世代型社会保障制度構築への取り組み

- 急速な社会の変化を背景に、持続可能な社会保障制度、社会福祉制度の改革について、国は、2022年12月の全世代型社会保障構築会議の報告を踏まえた「改革の道筋（改革工程）」を提示しました。「能力に応じて全世代が支え合う全世代型社会保障を構築することで、将来世代も含めた全世代の安心を保障し、社会保障制度の持続可能性を高める」としています。
- そして、「改革の道筋（改革工程）」では、地域共生社会の実現のために、2024年度には、重層的支援体制整備事業のさらなる促進、社会保障教育の一層の推進、住まい支援強化に向けた制度改正等を実施するとしました。こども未来戦略『加速化プラン』完了の2028年度までに孤独・孤立対策の推進、身寄りのない高齢者等へ

の支援等を拡充していくことが必要とされています。

- さらに、2040 年頃を見据えた中期的な課題として、「人口構造及び世帯構成が変化し、更に家族のつながりや地縁の希薄化が進むと考えられる中で、住まい支援にとどまらず、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な社会の実現に向けて検討する」とされています。人びとの地域生活課題の解決に向け、地域支援活動に係る事業、福祉サービスの経営のあり方についても、さらなる見直しが求められます。

2. 福祉組織・関係者に課されている課題

(1) 地域共生社会の実現

① 地域における包括的な支援体制の構築

- 国が進める「地域共生社会の実現」においては、地域に生きる一人ひとりが尊重され、誰も取り残されることなく、状況に応じて能力を活かし支える側にも支えられる側にもなり、多様な形で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域づくりが期待されています。
- 地域共生社会の実現に向けた取り組みについては、2017 年の社会福祉法改正により、市区町村による包括的な支援体制の整備が努力義務化されました。
- その後、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（2020 年）により、複合的な課題を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行っていくため、断らない相談支援、参加支援、地域づくりに関する 3 つの事業を一体的に行うものとして、重層的支援体制整備事業が創設されました。
- 厚生労働省においては、同法の施行 5 年後の見直しに向けて、2024 年から「地域共生社会の在り方検討会議」を開催し、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、今後の包括的支援体制の整備の在り方、重層的支援体制整備事業等における取り組みの方向性、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への権利擁護等の対応及び多分野の連携・協働のあり方等について検討が進められています。
- 重層的支援体制整備事業の実施市区町村は、2024 年度においても全国で 346 自治体にとどまっています。福祉組織・関係者には、この事業の実施を市区町村行政へ働きかけ、包括的支援体制のための財源の確保や、自らも実施にあたっての主体的、積極的な取り組みが問われています。
- 地域共生社会では、地域社会における人びとの支え合いが重要な意味を有し、福祉組織・関係者など一部の人びとによるのではなく、地域住民の主体的な参画が不可欠となります。同じ住民として全国あまねく活動している民生委員・児童委員の取り組みや社協が実施している福祉教育をはじめとして、地域住民が主体となって福

祉の問題に気づく機会や参加のための多様な場づくりをはかり、住民の理解と参加、協力を促すことはきわめて重要な意味を有しているといえます。

② 障害者の生活への総合的な支援の推進に向けて（国連・総括所見）

- 2022年8月、障害者権利条約の締約国として、国連障害者権利委員会による日本政府報告の審査が実施され、同年9月に勧告（総括所見）が公表されました。総括所見では、インクルーシブ教育を受ける権利の認識、障害者の脱施設化および自立生活支援、精神障害者の非自発的入院及び隔離・拘束に関わる法制度の見直し、意思決定を代行する制度から支援を受けて意思決定をする仕組みへの転換等、多岐にわたる事項に関して見解および勧告が示されました。また同勧告では、障害者を代表する団体との緊密な協議の確保等を通じた国内法制・政策と条約の調和について指摘しています。
- 本勧告を踏まえつつ、2023年3月、国の第5次障害者基本計画が策定されました。計画では、「すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、世界に誇れる共生社会の実現を目指して取り組みを進めていく」としており、福祉組織・関係者には施策の推進にあたって積極的な関わりと連携・協働が期待されています。

③ 地域共生社会の実現は「地域づくり」

- 地域共生社会の実現への取り組みは、まさに「地域づくり」です。これまで地域福祉の推進を担ってきた社協、社会福祉法人・福祉施設・事業所、民生委員・児童委員等は、引き続きその中心的な役割を担い、これまで以上に幅広い関係機関、関係者と手を携え、「つなぐ」、「つながる」、「つくる」、「参加する」ための取り組みが期待されています。
- 地域共生社会づくりは、災害に強い地域づくりにもつながるものです。地域住民に地域共生社会づくりの意味について理解を得ていくためには、それが防災・減災、被災者支援にも資する取り組みであることを説明していくことも有効です。
- 地域共生という観点においては、外国人住民との共生も重要な視点です。わが国で暮らす在留外国人は、2023年度末時点で約341万人と過去最多となりました。今後、さらに増加することが見込まれることから、ともに地域で暮らすという共生の関係づくりはこれまで以上に重要な課題となります。^{*41}
- 総務省は、地方公共団体における施策の推進に向けて、2006年に策定した「地域における多文化共生推進プラン」を、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、気象災害の激甚化等を踏

まえて 2020 年に改訂しました。コミュニケーション支援、生活支援、意識啓発と社会参画支援、地域活性化の推進やグローバル化への対応等を図るとしており、多文化共生に取り組むさまざまな主体との連携・協働が期待されています。

- また、世界では戦争や内戦が続き、7,000 万人を超えるとされる難民問題があります。子どもや女性への暴力、搾取など人権侵害が増加しています。日本にいと現実的にイメージしづらいことですが、SDGs の「平和と公正をすべての人に」との理念のもとに平和について理解を深め、私たちにできることを考え、行動を起こすことも必要です。

(2) 権利擁護の推進

- 地域で生活する誰もが個人の尊厳と意思が尊重され、地域社会の一員としての自らの意思に基づいたその人らしい生活を送ることを支えていくためには、権利擁護の推進がなにより重要です。
- 権利擁護支援の取り組みは、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待や権利侵害からの回復、地域社会への参加や自立した生活の実現するための支援活動などがあげられます。
- 地域において、誰もが安心して日常生活を営むことができるよう、地域のなかでの見守りや福祉サービスの適切な利用への支援など、権利擁護を必要とする人を支える仕組みづくりに取り組む必要があります。

(3) 幅広い関係者との連携・協働、ネットワーク

- 地域共生社会の実現に向けては、地域住民を含め、幅広い関係者の連携・協働が重要です。社協においては、連絡調整の役割とともにその媒介役となることが期待されています。
- 福祉が人びとの暮らしや生活を支えていくために、地域の高齢者世帯等の見守りをはじめ、いわゆる「交通弱者」や「買い物弱者」への支援などにあたっては、従来から取り組んできている民生委員・児童委員、社会福祉法人等の福祉関係者のみならず、地域に根差した（地域を基盤とした）事業を行っている企業、商店、商工会議所等との連携が大切です。すでに一部の自治体においては、「商助」という言葉を用いた地域を支える取り組みも進められています。
- これまで、福祉分野においては、とくに企業、商店、商工会議所等との連携、協働活動については消極的、不得手な状況にありました。今後は、それぞれの特徴を活かしながら地域住民の地域生活課題解決や生活ニーズの充足につながる取り組みを共創するパートナーと考えていくことも重要です。地域を基盤とする企業等との連

携は、地域づくりを進めるうえで、福祉組織・関係者にとって欠かせない視点といえます。

- 特定の地域に拠点を置き、地域の特産品や観光資源を活用した商品やサービスの域外への販売を主たる事業とする「地域商社」と呼ばれる事業体があります。近年、国からの支援も受けて地域金融機関による設立が相次いでいます。今後、地域産業再生の担い手、公共・公益事業の担い手となることも見込まれており、福祉組織・関係者が地域での取り組みを進めるうえで、その動向を注視する必要があります。
- また、2024年の地方自治法一部改正により、「指定地域共同活動団体」制度が創設されました。人口減少等により経営資源が制約されるなか、「区域の住民又は区域の住民を主たる構成員とする団体」を主な構成員とする団体を市町村が指定し、地域住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動や、地域の多様な主体との連携等により効率的・効果的にその活動を行うこととされています。地域に寄り添った活動を進める福祉組織・関係者として、行政ではできない連携・協働の場を支える役割を発揮して、地域の共同活動に参画していくことも期待されます。

(4) 福祉組織・関係者のさらなる意識改革～地域の基盤となる社会福祉法人経営⁸

① 社会環境の変化に対応した社会福祉法人経営

経営環境の変化、サービス基盤の危機

- 社会環境の変化のなかであって、とくに人口減少は福祉サービス（いわゆる制度内サービス）を取り巻く環境を大きく変化させていることを、福祉組織の経営者はもとより職員一人ひとりまで意識することが大切です。また、福祉施設等を経営する社会福祉法人は、2023年度には約1.8万法人を数えますが、介護報酬や障害福祉サービス等報酬の引き下げ、人材不足、さらには地域におけるサービス利用者の減などを背景に、その経営環境は悪化を続けています。^{*42}
- 2000年の社会福祉基礎構造改革を契機に進んできた福祉サービスの量的拡大から転じ、経営環境が大きく変化するとの意識を強くもって、2030年、2040年に向けた経営のあり方を計画化し実行していくことが求められています。とくに、介護・障害福祉サービスにおける居宅サービスの過半を企業等、社会福祉法人以外の主体が占めており、その相違性を含め、社会福祉法人の存在意義があらためて問われて

⁸ 社会福祉法第二十四条（経営の原則等）社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。

います。^{*43} また、居宅サービスの事業所がない地域も増えています。

- 2024 年の報酬改定を背景に、訪問介護事業や障害者就労継続支援 A 型事業所の休廃止が大きな課題となっています。福祉医療機構によれば、2020 年度と 2022 年度の比較では、赤字の社会福祉法人が、介護主体法人では 31.6%から 45.8%に、障害主体の法人では 22.3%から 35.6%に増加しています。この状況は、事業の継続性の危うさを示すものでもあり、地域住民のセーフティネットである制度サービスの基盤の揺らぎを示すものとなっています。^{*44}
- こうした経営環境が変化するなかにあっても、社会福祉法人は、社会福祉の発展・充実を使命とし、地域における福祉サービスの主たる担い手として、これまで以上に地域社会に貢献していくことが期待されています。その有する専門的な人的・物的資源をもとに、多機能化などにより社会の変化に応じて新しい役割を担いうる存在です。今一度、地域の実情に照らして、対応していくニーズを明らかにしながら、具体的な実践に取り組んでいく必要があります。

地域の高齢者ニーズにどのように応えるか

- いわゆる「2040 年問題」などが指摘される超高齢社会では、「介護難民」と称される在宅の要介護・要支援の高齢者は一層増加していくことが見込まれます。必要な介護人材の確保、育成、定着は引き続き重要な課題です。
- 介護分野の人材確保の問題は、福祉サービスの対価である報酬は公的に定められているため、社会福祉法人・福祉施設等の努力だけで解決できることはありません。制度外のサービスも視野に入れて、地域の高齢者ニーズにその地域の福祉組織・関係者が一丸となってどのように応えていくのか、その方策を見出していくことが必要です。

障害者の社会参加、地域生活をいかに支えるか

- 障害者入所施設の利用を希望しながら待機状態にある人は、全国で少なくとも延べ 2 万 309 人、また、グループホームの利用を希望しながら待機状態にある人は同 1,910 人を数えるとの報道があります。
- 2024 年に実施された厚生労働省の調査では、都道府県・指定都市・中核市において障害者支援施設の待機者数を「把握している」「一部把握している」が合わせて 62.0%、「把握していない」とした 38.0%のうち約 9 割は今後も把握する予定がないとしています。また、調査では地域生活を支援するための資源の不足や、専門的な支援ができる人材の不足が課題としてあげられており、障害者が望む生活の場を保障するための取り組みが必要です。^{*45}

- 2022年12月現在、障害者手帳所持者数は610万人と推計されています。しかし、障害者手帳所持者の53.3%は障害福祉サービスを利用しておらず、そのうち11.8%は利用を希望するもののサービスを利用できていない状況にあります。^{*46}
- 障害者総合支援法に基づくサービスが、真に障害者の社会参加と自立、地域生活を支えるものとなっているのか、福祉組織・関係者は自らの実践を通じてあらためて問われていることを認識する必要があります。

地域の子ども・子育て家庭をいかに支えるか

- 少子化に伴い、保育所等利用児童数は今後も減少を続ける見込みです。しかし、保育所利用を希望する児童が少数であった場合でも、必要な保育サービスの確保は、今日における子ども・子育て家庭にとっては不可欠な条件であり、地域にとって重要な課題です。
- 子ども・子育て家庭への支援も重要であり、0～2歳の6割が在宅におり、地域における子育て支援は重要な課題です。保育所等の施設を利用する子ども・子育て家庭だけでなく、在宅の子ども・子育て家庭への支援にも留意し、施設の多機能化と子どもや保護者を支えるソーシャルワーク機能を高めていくことが必要です。
- 地域に存在する要保護児童や家族、里親への支援強化、一時保護からの家庭復帰、アフターケア、親子関係の再構築など地域における社会的養護の相談支援、多機能化も途についたばかりです。さらに、ひとり親家庭のかかえる様ざまな困難への支援として、子育て、生活支援、就業、養育などの強化も必要です。
- 不登校・ひきこもりの子どもは、この10年、増加傾向にあり、コロナ禍を契機に一層増加しています。ひきこもり状態が長期に及ぶ状況を防ぐためにも、不登校・ひきこもりの状況にある学齢期の子ども・子育て家庭に対する支援が求められています。^{*47}

生活困窮者の自立、地域生活を支える

- 前記の各分野のニーズに目を向けると同時に、生活困窮者の地域生活を支えるために、社会福祉法人は、行政、他の福祉組織・関係者、NPO等の関係団体等と制度の縦割りを越えて、連携・協働しながら相談支援・生活支援に取り組んでいくことが必要です。
- 生活困窮者自立支援制度に基づいて行われる、生活困窮者に対する生活や就労等の幅広い相談支援を行う「自立相談支援事業」は、2023年では約6割の自治体で民間団体への委託により行われており、委託先のうち約7割は社協となっています。^{*48}
- それぞれの地域における支援の充実を図るために、制度内サービスのほか、他制度・

他機関による支援やインフォーマルな支援活動を行う社会資源との連携・協働も含めた支援体制の構築が求められています。

地域を支える社会福祉法人として

- 社会福祉法人として地域にあるニーズに目を向け、これまで培ってきた知見や、有する人材等の専門性を活かし、いかにして地域のセーフティネットとして、最後の砦の役割を発揮していくかということについて、積極的な姿勢で、地域に求められていることを受けとめ、期待されるよう取り組んでいくことが必要です。^{*49}
- 急速な社会変化に対応していくためには、社会福祉法人経営においては、都市部、地方都市、過疎地域・中山間地域等、それぞれの状況を踏まえ、多角化・多機能化や他法人との連携、社会福祉連携推進法人制度の活用、また、事業譲渡・合併についても考えていくべき時期を迎えています。
- 地域によっては、介護や福祉が地域の基幹産業となっている場合もあります。こうしたところでは、社会福祉法人の経営状況が地域経済や雇用、地域住民の生活の営みに大きな影響を及ぼすこともあることを福祉組織・関係者は認識する必要があります。
- 第1章に記述のとおり、頻発する大規模災害に際して、社会福祉法人・福祉施設等関係者は福祉的支援の活動を展開し、実績を重ねてきました。地域共生社会の考え方のもと、平時から積極的に地域づくりに関わり、地域の災害対応力を高めること、さらに被災地での支援活動に取り組むことは、社会福祉法人の使命といえます。

問題解決から幸福追求へ

- 制度の枠組みにとらわれず、社会福祉法人が地域の人びとが集う「場」となり、地域住民や他の企業体ともつながりながらポジティブな発想で地域をつくる、「問題解決」ではない「幸福追求性^{*50}」を向上させる取り組みが、進められている例もみられます。
- 今後、地方自治体だけで地域を維持していくことは困難となることが想定されるなか、社会福祉法人がセーフティネットの役割・機能を積極的に発揮していくことが期待されます。^{*51}

地域での暮らしを支える存在としての福祉人材

- 労働力の不足のなか、他産業の賃上げにより福祉分野との賃金格差は拡大しています。福祉分野の給与等の処遇改善や職場環境の改善が図られなければ、人材確保は一層困難となることが予想されます。すでに人材不足により休廃止せざるを得なく

なった福祉施設や事業所も一定数に上っています。^{*52}

- 福祉人材の多くは、その地域に暮らす人びとであり、生活を営むために働く場として福祉現場があり、地域住民を支える役割を果たしています。そうした点では地方自治体の域内での人材確保の取り組みが重要であり、地方自治体と事業者との連携が求められます。^{*53}
- 今後の社会福祉法人経営においては、施設におけるケアワークとともに、利用者やその家族をも含めた地域での暮らしを支援していくためのソーシャルワークが一層求められています。これまで以上に地域に目を向け、地域を支える存在としての役割を果たしていくことが、地域からの信頼向上に関わるものといえます。

② 福祉施設・事業所におけるサービスの質の向上、権利侵害の防止

- 一人ひとりの意思を尊重し、適切な支援を行うためには福祉サービスの質のさらなる向上が求められます。
- サービスの質の向上に向けては、コスト削減を目的とした「生産性向上」ではなく、業務改善による効率性の向上を通じて、職員が利用者に向き合い寄り添った支援に注力することができる環境整備が必要です。
- 近年、福祉施設・事業所におけるいわゆる「施設内虐待」や権利侵害事案に関する報道が相次いでいます。こうした事案の発生は、社会福祉法人制度や福祉サービスに対する社会的な信頼を失墜させるものです。利用者の尊厳の維持、権利擁護が社会福祉関係者の活動の本旨であり、虐待や権利侵害の根絶に向け、関係者が一丸となって取り組む必要があります。

権利侵害を防止し、透明性を確保した開かれた施設・事業所づくりは、サービスの質の向上にもつながります。

- 福祉関係者には、質の高いサービス提供に向けた不断の努力が求められます。その際、これまでは十分に利用が進んでこなかったデジタルツール等について、福祉専門職としての能力をこれまで以上に発揮していくためにどのように活用することができるのか、福祉現場の課題整理と、導入の具体的な検討が必要です。
- 2024年6月、「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」が成立し、日本版 DBS（Disclosure and Barring Service（犯罪証明管理および発行システム））が導入されることとなりました。日本版 DBS は、児童福祉法等に基づき、認可を受けている対象事業者に対し、子どもに接する仕事に就く人について性犯罪歴の確認を義務付けるものです。対象となる児童福祉施設等では、適正な照会を実施し、子どもへの性暴力を防止するために必要な措置を講じる必要があります。

- 2025年4月には、子どもや保護者が不安を抱えることなく安心して子どもを預けられる環境の整備をしていくための「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。これまでは障害児者施設、高齢者施設、児童養護施設等には、職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられていましたが、広く保育所をはじめとする施設・事業等⁹にも職員による虐待に関する通報義務が創設されました。

(5) 社会・国民への発信と理解の醸成

- 現在、社会福祉を含む持続可能な社会保障制度の構築が課題となっており、その実現のために、給付と負担に関する議論が継続的に行われています。
- たとえば介護保険に基づくサービスについては、介護報酬の抑制のなか、事業者の経営環境が悪化し、事業の継続が困難となる例も増加しています。このことは地域住民のセーフティネットの脆弱化にもつながっているきわめて深刻な事態といえます。引き続き、介護サービス等の負担と供給のあり方を、社会全体で検討を重ねていくことが必要です。とりわけ国民や利用者に対して、適切な負担（拠出）に関する情報提供と理解を得ていくことが重要と考えられます。
- 社協においては、日常生活自立支援事業をはじめ、地域住民の権利擁護に関わるさまざまな事業を実施しています。今後、認知症高齢者の増加等に伴い増大するニーズに対して、十分な支援体制を確保することが課題となっています。社協の体制整備とともに、権利擁護に関わる事業に社会福祉法人等の協力も得つつ、支援機能を維持することが必要です。^{*54}
- 地域住民の多様なニーズに応えていくためには、制度内・制度外の支援を適切に組み合わせなければなりません。そして、そのコーディネートを担い、相談支援を通じて課題に的確に対処するためには、高いソーシャルワーク力をもった人材の確保が必要です。このため、正規職員の雇用とともに、働き続けられるための処遇改善等に必要な財源確保が不可欠です。^{*55}
- 福祉組織・関係者は、まず、ケアワークをはじめとする福祉の仕事に対する適切な評価を通じて自らの価値を自覚する必要があります。そして、福祉の仕事について、行政のみならず、最終的な負担（拠出）（税、社会保険料、自己負担）者である地域住民に理解の醸成を図り、支持を得ることが重要です。^{*56}
- 福祉の担い手を確保していくためには、働きやすい環境整備に加えて、なによりも福祉の仕事の意義ややりがいを広く地域住民に理解し、感じてもらうことが重要で

9 【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

す。少子化が進むなかで、大学や専門学校などへの就職情報の発信はもとより、次世代の担い手を意識した小中高生への福祉教育や、ボランティア活動の活用が重要です。このため、これまで以上に福祉の仕事の魅力を発信する取り組みが求められています。

- また、重層的支援体制整備事業の「地域づくりに向けた支援」では、交流・参加・学びの機会のコーディネートがあげられており、まちづくり・地域創生サイドからのアプローチなど、地域づくりに興味・関心をもつ様々な人の出会いと学びの場を福祉組織・関係者が提供していくことで、地域の活動を活性化していくことも期待されます。^{*57}
- 福祉組織・関係者においては、自らの事業について、積極的かつ適切な情報発信を行って、社会的な理解を得ることに努めるとともに、全国から各地域までのそれぞれの段階において、よりよい制度づくりや予算確保のために、必要な提言・提案を重ねていくことが重要となっています。

第3章

「全社協 福祉ビジョン 2025 ～ともに生きる豊かな地域社会」を 実現するために

1. 「全社協 福祉ビジョン 2025」の実践に向けた取り組み

ビジョン 2020 が掲げた「ともに生きる豊かな地域社会の実現」に継続的に取り組むこととします。その理念のもとに、人が人にかかわり、支え合うことで地域住民の複雑化・複合化した地域生活課題の解決が図られ、誰もが安心して、その人らしい生活を送ることができる「地域づくり」により積極的に取り組むことが求められています。

私たち福祉組織・関係者は、その主たる担い手として「全社協 福祉ビジョン 2025」をもとに、地域社会や地域住民が、時代の変化のなかで必要としている豊かな地域社会を実現するための役割を果たしていけるよう、2030 年に向けて以下の取り組みを進めます。福祉組織・関係者は、社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員、老人クラブ、障害者や認知症高齢者等の当事者団体、専門職団体等、多岐にわたります。

社会福祉法人等の経営者や職員をはじめ、さまざまな立場に関わる関係者がそれぞれの立場で意識を深め、主体的に取り組みに参画していくことが大切です。

また、取り組みにあたっては、事業計画に落とし込みながら、PDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Action：改善）サイクルを意識して、実効性を高めながらより具体的に進めていくことが期待されます。

ともに生きる豊かな地域社会

住民一人ひとりが協働し、日々ともに支え合って、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上のさまざまな困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる社会。

「全社協 福祉ビジョン 2025」の実践に向けた取り組み

- (1) 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進する
- (2) 重層的な連携・協働に基づく多様な実践を推進する
- (3) 権利擁護を推進する
- (4) 福祉サービスの基盤維持と質の向上を図る
- (5) 福祉を支える人材の確保・育成・定着を図る
- (6) 福祉組織の基盤を強化する
- (7) 災害に備える
- (8) 福祉のミッション（使命、役割、存在意義）を発信し、新たな時代の福祉の基盤づくりに取り組む

(1) 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進する

趣旨

少子化、高齢化、人口減少、地域社会の脆弱化など社会構造の変化の中で、地域共生社会を実現していくためには、その基盤となる地域づくりに、福祉組織・関係者、自治体、地域住民、NPOや企業など多様な主体が参画していくことが重要です。

福祉組織・関係者は、地域社会を構成する一員として、その有する資源や専門性を地域づくりに生かし、中心となって取り組みを進めていきます。

地域住民は、福祉組織・関係者とともに、地域生活課題の解決に向けて取り組む主体であり、日常的な交流・支え合いを活性化する役割が期待されます。地域共生社会についての地域住民への理解を広げ、より多くの方が地域において役割を発揮できる環境づくりを進めていきます。

主な取り組み内容

① 社会や地域の実情に応じた地域づくりに向けて福祉組織・関係者の役割を明らかにする

- (ア) 社協や社会福祉法人等は、地域住民や地域社会に対して自らが果たす使命・役割について広くわかりやすく発信する。
- (イ) 発信にあたっては、地域の課題を把握し、自らの機能、専門性をもって担える役割を明らかにする。
- (ウ) 包括的支援体制の整備に向けて、市町村行政に対し重層的支援体制整備事業の実施を含め、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の推進のための取り組みを働きかける。

② 地域共生社会に対する地域住民の理解を進める

- (ア) 社協や社会福祉法人等による多様な相談活動や介護等体験事業、ボランティア・実習等を通じて、福祉活動への理解促進を図る。
- (イ) 地域住民が、福祉について学び合う環境づくりに取り組む。
- (ウ) 地域共生社会づくりが防災・減災、被災地・被災者への支援、復旧にも資することへの理解促進を図る。

③ 地域住民が参加・活動しやすい場づくり、環境づくりに取り組む

- (ア) 地域住民や多様な組織・関係者が、地域づくりに参画する環境づくりを行う。
- (イ) 社協や社会福祉法人は、民生委員・児童委員、老人クラブとも連携して、ボランティア活動をはじめ、地域住民に多様な参加の機会を提供する。
- (ウ) 地域住民の主体的・積極的な活動のため、福祉組織・関係者のマネジメント力の向上を図る。

(2) 重層的な連携・協働に基づく多様な実践を推進する

趣旨

地域共生社会の実現方策は、地域社会や生活課題により異なります。

福祉組織・関係者は、地域の実情に合わせて、多様な組織・関係者と重層的かつ効果的に連携・協働し、複雑化・複合化した地域生活課題に対応するための多様な実践を展開していきます。

その際、これまで関わりが薄かった企業等を含め、多様な組織・関係者と連携・協働し、柔軟かつ迅速に活動するためのネットワークを構築していきます。

主な取り組み内容

① 社協は「連携・協働の場」となる

(ア) 市区町村社協は、民生委員・児童委員とも連携しながら多様な組織・関係者をつなぎ、幅広く多様なネットワークをつくり、地域生活課題の解決に向けた支援を創造する「連携・協働の場」になる。

(イ) 都道府県・指定都市社協は、「連携・協働の場」としての活動を支援する。

② 社協・社会福祉法人は、複雑化・複合化した地域生活課題に対し、培った機能を地域展開し公益的な実践活動を行う

(ア) 地域や要支援者のニーズにあわせ、地域包括支援センターや生活困窮者自立支援相談機関等での専門相談とともに、必要な福祉サービス等を利用できる環境整備をさらに進める。

(イ) 社協、社会福祉法人は連携・協働しながら公益的な実践活動をより充実させ、地域に潜在化している生活困窮や地域生活課題を把握するとともに、必要な支援につないでいく。

③ 地域住民、自治体、非営利団体、企業など、地域の実情に応じて多様な主体と連携・協働し包括的に支援する

(ア) 福祉組織・関係者は、自治体や地域の多様な組織・関係者（地域の保健・医療・教育・司法、企業、NPO、ボランティア等）と、重層的かつ効果的に連携・協働する。

(イ) 福祉組織・関係者は自ら取り組むことに加え、地域住民やボランティアとともに、多様なサービスを展開する。

(ウ) 支援が届いていない人びとに関わり、多様な組織・関係者と連携・協働を図り、その専門性を活かしたソーシャルワークを展開する。

- ・ 孤独・孤立問題に対して、住民の潜在的な生活課題に気づきやすい民生委員・児童委員を含めた地域の福祉組織・関係者、地域住民や老人クラブと日常的に連携・協働し、横断的な見守りや支援に取り組む
 - ・ つながりサポーターの養成に取り組む
 - ・ 認知機能の低下した高齢者等の犯罪被害の防止に取り組む
 - ・ 保護司、更生保護法人、地域生活定着支援センター等更生保護を支える人々と連携し支援に取り組む
 - ・ 外国人住民との共生を意識し、福祉サービス利用、就学支援や地域活動への参加の呼びかけ等の取り組みを進める
- (エ) 地域の企業、商店、商工会議所等との連携により、地域生活課題の解決に取り組む。
- (オ) 農林水産業との連携に取り組む。
- (カ) 地域住民が主体となった地域課題解決に向けた共同活動に参画していく。
- (キ) 孤独・孤立の防止やフレイル予防、介護予防等のための拠点づくりや老人クラブ等の健康増進の機会づくりを推進する。
- (ク) 協働のためのネットワークを構築し、複数の課題を抱える家族等への包括的な支援に取り組む。
- (ケ) 福祉分野の国際的なネットワークを構築し、国づくり、人づくりに貢献する。

(3) 権利擁護を推進する

趣旨

地域で生活する一人ひとりが、個人の尊厳と意思が尊重され、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送るための取り組みを進めていきます。

また、誰もが安心して日常生活を営み、その人にふさわしく生きられるよう支え、あってはならない権利侵害等から守る取り組みを進めていきます。

主な取り組み内容

① 意思・意見表明、意思決定や権利行使の支援に取り組む

- (ア) 相談支援を通じて、その人の自らの意思決定・意見表明を支援するなど、個人の尊厳を尊重した支援を行う。
- (イ) 個人の意思を尊重し、適切な福祉サービスを選択し、利用できるよう支援する。
- (ウ) 成年後見制度や日常生活自立支援事業の拡充を図るとともに、その適切な利用を支える。
 - ・ 成年後見制度利用促進中核機関の受託、法人後見の実施、市民後見人の養成
 - ・ 身寄りのない人等の身元保証・死後事務などの適切な受け皿づくり
- (エ) 子どもの意思決定・意見表明への支援に取り組み、乳児等自ら声をあげられない、あげることが困難な子どものアドボカシーに取り組む。
- (オ) 支援を必要とする高齢者・障害者の意思決定・意見表明や権利行使の支援に取り組む。

② 権利侵害の防止、権利侵害からの回復支援に取り組む

- (ア) 地域住民等に対し、人権意識を啓発し、差別や偏見の解消に取り組む。
- (イ) 福祉施設・事業所のもつ専門性を活かし、虐待予防等の地域支援に取り組む。
- (ウ) 虐待、家族・配偶者等による暴力等の権利侵害からの回復支援に取り組む。
- (エ) 認知機能の低下した高齢者等が、地域で安心・安全に暮らせるよう見守るとともに、相談支援に取り組む。

③ 社協、福祉施設・事業所における運営の透明性を確保し、開かれた施設・事業所づくりを行う

- (ア) 福祉施設・事業所の職員等による虐待や権利侵害の防止に取り組む。
- (イ) 外部の者の参加等により、社協、社会福祉法人・福祉施設・事業所の運営の透明性を確保する。
 - ・ 第三者委員の設置など苦情解決の仕組みを機能させる
- (ウ) 第三者評価事業の受審を進め、利用者がサービスを適切に選択できる環境を整える。

(4) 福祉サービスの基盤維持と質の向上を図る

趣旨

支援の基盤としての福祉サービスの確保を図ります。また、一人ひとりの意思を尊重し、寄り添いながら、それぞれのニーズに合った適切な支援を行うために、福祉サービスのさらなる質の向上を図ります。

福祉人材の確保が厳しいなかであって、福祉サービスの質の維持・向上のために ICT 活用など業務やサービス提供方法の見直しを行い、業務の効率化に取り組みます。

主な取り組み内容

① 福祉サービスを量的・質的に確保し、適切な利用が図られるように取り組む

- (ア) 社会福祉法人・福祉施設・事業所は、中長期の視点に立って経営計画を立案するとともに、経営改善に取り組み、地域に必要な福祉サービスの提供を図る。
- (イ) 地域の実情を踏まえ、福祉組織・関係者が連携・協働し、福祉サービスの提供が維持されるよう取り組む。
- (ウ) 福祉サービスを必要とする利用者にとって、適切な利用につながるよう相談支援等に取り組む。

② 職員のソーシャルワーク、各福祉分野の専門性向上を図るとともに、多職種の連携・協働、チームとしての総合力・専門性の向上など組織全体の質の向上に取り組む

- (ア) 職員一人ひとりのコミュニケーション能力や経験、習熟度に応じた研修の機会を確保する。
- (イ) 第三者評価事業の受審を進め、サービスの質の向上を図る。
- (ウ) 苦情解決を通じて、福祉サービス利用にかかる課題の解決とサービスの質の向上を図る。
- (エ) 利用者やその家族の地域での暮らしを支援するため、社会福祉各分野におけるソーシャルワークを強化しつつ、併せて地域づくりを進める。

③ サービス提供方法の見直しや ICT 等の積極的かつ適切な活用を通じて DX を推進し、サービスの質の向上と職場環境の改善を図る

- (ア) 質の高い福祉サービスを探求するため、サービス提供手法の不断の見直しにより業務改善に取り組む。
 - ・ユマニチュード¹⁰ などケアの手法の研究開発
 - ・多様な人材を活かすマネジメント手法の確立
 - ・業務手順や動線、モノの配置の改善

- (イ) 業務改善を福祉現場で進めるために、ICT や福祉機器の積極的かつ適切な活用等を通じて DX を推進し、サービスの質の向上とともに職員の負担軽減などによる職場環境の改善を図る。
- (ウ) 業務改善などの効率化により、利用者家族への迅速な相談対応や地域に向けた支援や発信などの拡充につなげる。

10 ユマニチュード (Humanitude) : 包括的ケアメソッドのひとつ。特に高齢者と認知症患者において有用とされている。ユマニチュードとはフランス語で「人間らしさ」の意。具体的には、「見る」「話す」「触れる」「立つ」という人間の特性に働きかけ、ケアを通じて、言葉によるコミュニケーションが難しい人とポジティブな関係を築いていく介護技法。

(5) 福祉を支える人材の確保・育成・定着を図る

趣旨

質の高い福祉サービスの基となる福祉人材の確保・育成・定着を図っていくことは、2030年に向けて最も重要な課題です。

これまで以上に、多様な人材の福祉分野への参入促進とともに、働きやすく、意欲的に働き続けられる職場づくりへの取り組みを進めていきます。また、地域における人材確保等に福祉組織・関係者、自治体、地域住民の連携・協働により取り組みます。

主な取り組み内容

① 働きやすく、意欲的に働き続けられる職場づくりを進める

- (ア) 多様な働き方が可能で、ワークライフバランスに配慮した職場づくりを進める。
- (イ) パワハラやセクハラ等のハラスメントのない職場づくり、カスハラへの対応体制を構築する。
- (ウ) 職員が必要とする知識や資格、専門技術を習得できるよう研修計画を具体化するなど、職員のキャリアアップを支援する。
- (エ) 全国的な研修受講を促し、地域を超えた研修機会の関わりの中かで得られる気づきを職員育成に活かす。
- (オ) キャリアアップの仕組みづくり、資格取得のための支援制度を拡充する。
- (カ) 社会福祉連携推進法人等による複数法人が連携した研修実施、人事交流を図る。
- (キ) 単一施設内の業務だけではない、法人としての事業や多様な職務による経験を通じて、やりがいや自己実現を図る。

② 福祉の魅力の理解を促進するための情報発信を強化する

- (ア) 人と人とが支え合い、利用者の生活を支援し、自らも働きながらスキルや専門性の向上、人としての成長が得られる職場として、多様な経験ができる福祉現場の魅力を広く発信する。

③ 多様な人材の参入促進、すそ野の拡大に取り組む

- (ア) 他業種からの転職等による人材の受け入れを積極的に進める。
- (イ) 高齢者、障害者、子育てや介護をしている人等の働く意思と能力を活かすため、柔軟な就業規則の策定、仕事量と内容に応じた就業条件の見直し等を図る。
- (ウ) 就職氷河期世代の人びとの多様な経験を生かすために、研修等により福祉現場に必要な知識・技能の習得を図り、その参入を進める。
- (エ) 次世代に向けて福祉や福祉の仕事についての啓発や魅力発信を行うために、

教育関係者の協力を得て、教育現場での取り組みを拡充する。

- ・福祉の仕事や活動の魅力を伝える講師の派遣や小・中学生の体験活動、進路を検討する段階の高校生への関わり、大学生等のインターンシップや教員をめざす人に向けた介護等体験、ボランティアや実習の受け入れなど

(オ) 次世代を担う小学生や中学生等への福祉教育の充実により、福祉への関心と理解を広げていく。

④ 関係者の連携・協働により福祉人材の確保に取り組む

(ア) 社協・社会福祉法人との連携・協働により都道府県福祉人材センターの機能強化を図る。

(イ) 社協・社会福祉法人、自治体等の関係者の連携・協働により、地域住民により身近な市町村域での人材確保に取り組む。

⑤ 外国人人材の受け入れを促進する

(ア) 外国人の受け入れにあたり、文化・習慣など多様性を尊重するとともに相互の理解に努め、ともに働く職員として必要な環境整備を図り人材確保・育成・定着を図る。

⑥ 民生委員・児童委員活動への理解促進を図る

(ア) 地域のなかで、民生委員・児童委員活動の必要性和重要性への理解を広げ、将来の担い手確保を進める。

(イ) 働きながら活動できるよう、委員活動の環境整備・改善を図る。

⑦ 全産業と遜色のない水準となる処遇改善を実現する

(ア) 全産業と遜色のない水準となる処遇改善を実現するための要望活動等を強化する。

(6) 福祉組織の基盤を強化する

趣旨

地域共生社会の実現に向け、社協・社会福祉法人がその核となる役割を担っていくためには、組織基盤の強化を図ることが重要となります。

地域住民、自治体等へ社協・社会福祉法人の事業や活動を可視化し、地域になくてはならない組織（存在）であるとの理解を広げるとともに、活動に必要な財源の確保を進めていきます。

地域に求められる役割・機能を維持・拡充していくために、活動を担う職員の確保とともに活躍できる環境整備を進めます。

地域住民や福祉サービスを必要とする利用者の生活を支えるため、種別協議会・当事者団体の組織強化に向けて活動の拡充を進めます。

主な取り組み内容

① 地域におけるセーフティネットを担う存在であるという、社協・社会福祉法人の存在意義を示していく

- (ア) 社協・社会福祉法人の事業や活動の可視化を図り、地域に果たす役割について、地域住民や多様な組織・関係者、自治体への理解促進を図る。
- (イ) 社会福祉法人は、自法人が地域で果たすべき役割、経営方針を明確化し、地域の変化に対応した将来像を明らかにする。
- (ウ) 社協は、幅広い関係者の連携・協働の場としての役割を果たしていく。また、そのために地域の多様な人材を活用する仕組みづくり（理事・評議員への参画等）に取り組む。

② 地域の実情にそった福祉サービスの維持・向上と多様な財源の確保

- (ア) 公的受託事業等の継続性を確保するため、複数年にわたる事業実施、専門人材の雇用継続など、人材確保・育成が担保されるよう委託契約のあり方の見直しに取り組む。
- (イ) 制度財源における使途制限等について、柔軟な運用の拡大に向けて取り組む。
- (ウ) 財源の多角的な確保に向けて、企業等に対し目的を明確にして寄付を募ることや、クラウドファンディング、ふるさと納税の使途の福祉関係への活用に向けた働きかけ等に取り組む。
- (エ) 新たな地域生活課題に対応するための財源として、共同募金への協力と積極的活用を図る。

③ 職員の安定雇用を図り、経営基盤を強化する

- (ア) 求められる役割・機能を果たすために、非正規職員が多い社協職員の雇用の安定化を進める。
- (イ) 社会福祉法人は、経営の多角化・多機能化を進め、多様な事業展開により職員の柔軟な雇用環境を確保する。
- (ウ) 複数法人の連携による地域における公益的な取組の実施にあたって、取り組みの事務局を担う職員について、法人間連携により財源を含めて確保するなど、社会福祉法人・福祉施設等と社協の強みを活かした人材確保に取り組む。

④ 種別協議会・当事者団体の組織強化と活動の拡充を図る

- (ア) 種別協議会・当事者団体は、今後の社会および社会福祉の変化に対応した自らの活動方針を明確にし、全国と地方組織が相互の連携のもとに福祉制度の拡充、会員の拡大による組織強化と活動の拡充を図り、会員の活動を支援する。

(7) 災害に備える

趣旨

災害時の被災地支援を迅速かつ効果的に行うため、平時から人材育成やネットワーク強化等に取り組み、発災時の災害福祉支援活動の強化を進めていきます。

災害から地域住民を守るため、自治体、関係機関・団体や地域住民と連携・協働し、防災、災害に強い地域づくりを推進します。

また、新たな感染症の発生に備え、感染症対応力を強化するとともに、地域への支援を継続的に行える福祉現場づくりに取り組みます。

主な取り組み内容

- ① 平時からの体制整備を図るための災害法制上の対応と公的資金の確保を実現する
 - (ア) 法的な位置づけのもとでの福祉支援活動の拡大(災害派遣福祉チーム(DWAT)の拡充、災害ボランティアセンターの体制強化等)と必要な財源の確保を実現する。
 - (イ) 全社協および都道府県社協への災害福祉支援センター設置及び公的財源による安定運営を実現する。
- ② 平時も災害時も支え合う地域づくりに取り組む
 - (ア) 平時から自治体や多様な組織・関係者、地域住民との連携によるネットワークを構築し、防災、災害時支援を見据えた取り組みを行う。
 - (イ) 災害発生に備え、福祉施設・事業所のハード・ソフト面での機能強化を図る。
 - (ウ) 高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要配慮者への支援強化に取り組む。
- ③ 官民連携による災害福祉支援活動の強化に取り組む
 - (ア) 全社協および都道府県社協に設置する災害福祉支援センターは、平時から災害福祉支援活動の担い手の確保・育成や関係団体との連絡調整を行い、災害時に迅速に対応できる体制を整備する。
 - (イ) 福祉組織・関係者は、災害福祉支援活動に従事する人材を育成する。
 - (ウ) 地方自治体、社会福祉法人、NPO等の関係団体とのネットワークを構築・強化する。
 - (エ) 災害派遣福祉チーム(DWAT)の迅速かつ効果的な活動を可能にする災害福祉支援センターや災害支援ネットワークの体制強化、研修の充実を図る。
 - (オ) 被災者の生活再建等に向けた災害ケースマネジメントを実践できるよう、関係者への研修実施等の取り組みを進める。

④ 感染症発生に備えた平時からの対応強化を図る

- (ア) 新型コロナウイルス感染症における経験を活かし、感染症対応力を一層強化するとともに、感染症発生時においても地域に対する継続的なサービス提供を可能とする方策を検討・強化する。

(8) 福祉のミッション（使命、役割、存在意義）を発信し、新たな時代の福祉の基盤づくりに取り組む

趣旨

地域社会になぜ福祉が必要なのか、社協や社会福祉法人が地域社会へ果たしているミッション（使命、役割、存在意義）を積極的に発信していきます。

発信にあたっては、地域社会が求めている情報の発信に十分留意し、双方向性をもった適切な関係性を構築していきます。

現場実践を通じて社会情勢や新たな課題を把握する役割を意識し、時代の変化に応じて持続可能な、地域社会に必要とされる福祉サービス制度の改善・発展に向けて行動していきます。

主な取り組み内容

- ① 地域住民へ双方向性をもった情報発信を進め、福祉が果たしている役割への理解を得て、社会福祉に対する拠出への理解を求めていく。
 - (ア) 地域住民のボランティアへの参加や、福祉組織・関係者が発信する SNS へのフォローを得ること等双方向的な取り組みを通じて、福祉が果たしている役割への理解促進を図る。
 - (イ) 必要な財源を、地域住民や多様な組織・関係者、地方自治体から拠出してもらうために、双方向的な関係性のもとでの理解促進を図る。
- ② 社会情勢や新たな課題に応じた制度的対応が図られるよう、地域の実情に基づく実践をふまえた提言・要望を行う。
 - (ア) 福祉組織・関係者は、国や自治体に対し、福祉への理解・協力を要請し、サービスの制度化や予算措置、運用の弾力化拡大を働きかける。
 - (イ) 全社協は、現場実践における課題等を集約し政策提言を行い、制度改正や運用改善に取り組む。
 - (ウ) 福祉現場の実態をあらわすデータ等、根拠を明らかにした要望を行う。

2. 「全社協 福祉ビジョン 2025」の具体化に向けて 一組織ごとに行動方針を見直し、実践に取り組む

私たち福祉組織・関係者は、「ともに生きる豊かな地域社会の実現」に向けて、地域住民とともに、多様な組織・関係者と連携・協働し、地域生活課題の解決に向けた支援に取り組んでいきます。

長年の活動実績を有する福祉組織・関係者には、その主たる担い手として、自らが有する機能や培ってきた経験、ネットワークを活かし、取り組んでいくことが期待されています。

ビジョン 2025 の目的は、2020 年以降の社会の変化を踏まえ、全国の福祉組織・関係者が、2030 年に向けて、それぞれの地域の実情に応じた「ともに生きる豊かな地域社会」の実現のために、地域づくりをすすめていくうえで役割を果たしていくことを、社会に明らかにし実践していくことです。

そうした地域づくりの主たる担い手である私たち福祉組織・関係者が直面している課題は、都市や地方といった地域の実情、施設種別ごとの課題、福祉ニーズや生活環境の変化に応じて、多岐にわたっています。

全国の福祉組織・関係者は、それぞれがビジョン 2020 に沿って策定した行動方針について、ビジョン 2025 の内容に照らし、また現在の社会情勢における福祉組織・関係者への期待を踏まえて見直し、ビジョン 2025 を具体的な行動に結び付けていくために、意識改革を行い、社会の要請の応えられる実践活動を展開します。各組織が行動方針を見直し明確化することで、会員の主体的な取り組みを促していくとともに、会員以外の者に対しても、地域における福祉組織・関係者の役割の発揮として参画を呼びかけていく契機とします。

ビジョン 2025 を踏まえてそれぞれの組織が策定した行動方針を具体化するなかで、地域のなかの多くの福祉組織・関係者との連携・協働を重ね、「ともに生きる豊かな地域社会」実現への取り組みを 2030 年に向けて進めていきます。

2020 年からの 5 年間で社会情勢等は急速かつ劇的に変わりました。わが国の少子化、高齢化、人口減少等は今後の 5 年間においても進行が速まるとされ、社会経済の変化は国民生活等へさらなる影響を及ぼすことが見込まれます。介護保険制度をはじめとした公的制度のサービスの現行のままの維持は困難として、制度外サービスを含む地域の多様な主体による高齢者・介護関連サービスの振興の一層の強化に向けた議論も進められています。^{*58} 福祉組織・関係者が、今後の社会福祉を取り巻く環境変化に対応するためには、これまでの枠を超えて地域に関わる福祉の周辺領域の動向を注視しながら、より一層の変革が求められます。2030 年を迎える際には、それまでの間の取り組みの軌跡を振り返りながら、さらなる将来を見据えたビジョンを描き展望します。

《出典》

- *1 全社協 福祉ビジョン 2020 策定以降の各種別協議会の行動方針等
- *2 コロナ特例貸付の最終実績
- *3 出生数及び合計特殊出生率の年次推移：厚生労働省「令和 5 年（2023）人口動態統計」
- *4 能登半島地震における社会福祉協議会・社会福祉関係者による被災地支援活動：全社協
- *5 あなたのまちでやさしさをひろげるために～思いやり・つながり・支えあう～：全社協 全国ボランティア・市民活動振興センター 全国福祉教育推進委員会
- *6 総人口の推移：厚生労働省「第 1 回『2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方』検討会」2025 年 1 月 9 日
- *7 出生数の推移：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）（令和 5 年推計）」
- *8 乳児死亡率：厚生労働省「令和 5 年（2023）人口動態統計」
- *9 unicef「世界こども子供白書 2023」
- *10 日本の高齢化率：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和 5 年度推計）」
- *11 認知症と軽度認知障害の高齢者数と有病率：厚生労働省「認知症および軽度認知障害（MCI）の高齢者数と有病率の将来推計」
- *12 世帯構成の推移と見通し：厚生労働省「我が国の人口について」
- *13 LIFE SHIFT(ライフ・シフト)100年時代の人生戦略：リンダ・グラットン、アンドリュー・スコット（東洋経済新報社）
- *14 人づくり革命 基本構想：内閣府 人生 100 年時代構想会議
- *15 2023 年度版労働力需給の推計：（独）労働政策研究・研修機構「厚生労働省・第 9 回雇用政策研究会」2024 年 3 月 11 日
- *16 2040 年に必要な介護職員数：厚生労働省「第 9 期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」
- *17 介護職員数の推移：厚生労働省「介護職員数の推移の更新（令和 5 年分）について」
- *18 保育士の有効求人倍率の推移：こども家庭庁（厚生労働省 職業安定業務統計）「保育士の有効求人率の推移（全国）」
- *19 保育士養成等の現状：保育人材確保懇談会（第 2 回）参加団体提出資料 2025 年 11 月 29 日
- *20 人口構成の地域差：厚生労働省「第 7 回新たな地域医療構想等に関する検討会」2024 年 8 月 26 日
- *21 人口減少の地域差：国土交通省「国土の長期展望専門委員会最終とりまとめ」2021 年 6 月
- *22 高齢者の死亡者数の推移：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）」
- *23 消滅可能性自治体：人口戦略会議「令和 6 年 地方自治体「持続可能性」分析レポート（2024 年）」
- *24 東京都における合計特殊出生率の推移：東京都 保健医療局
- *25 東京圏への転入超過：厚生労働省「雇用政策研究会報告書」令和 6 年 8 月
- *26 東京圏の転入超過数：内閣府「第 1 回新しい地方経済・生活環境創生会議」2024 年 11 月 29 日
- *27 地域別の人口減少率：国土交通省「国土の長期展望専門委員会最終とりまとめ」2021 年 6 月
- *28 地域の公共交通機関の現状：内閣府「第 6 回高齢社会対策大綱の策定のための検討会」2024 年 6 月 5 日
- *29 民生委員・児童委員の委嘱数と充足率：厚生労働省「第 1 回民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」2024 年 6 月 28 日
- *30 コロナ特例貸付債権の現状態：全国社会福祉協議会地域福祉部
- *31 コロナ禍前後における児童虐待相談対応件数の推移：厚生労働省「令和 4 年度児童相談所での虐待相談対応件数」
- *32 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の推移：内閣府「配偶者暴力相談支援センターへの相談件数」
- *33 令和 5 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査：文部科学省
- *34 ひきこもりの割合：内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査（令和 4 年度）」
- *35 コロナ禍前後における自殺者数の推移：厚生労働省「令和 6 年中における自殺の状況」
- *36 2023（令和 5 年）国民生活基礎調査：厚生労働省
- *37 特殊詐欺の認知状況：警察庁「令和 5 年における特殊詐欺の認知・検挙状況等」
- *38 認知症に係る行方不明者の状況：警察庁「令和 5 年における行方不明者の状況」
- *39 要保護児童対策地域協議会の設置・運営状況について：厚生労働省
- *40 高齢者のいる世帯の所得：厚生労働省「国民生活基礎調査」（2022 年）
- *41 在留外国人数の推移：法務省 出入国在留管理庁「令和 6 年 6 月末現在における在留外国人数について」
- *42 社会福祉法人数の推移：厚生労働省「令和 5 年福祉行政報告例」
- *43 社会福祉施設の状況：厚生労働省「令和 5 年社会福祉施設等調査」「令和 5 年介護サービス施設・事業所調査の概要」

- *44 社会福祉法人の経営状況：福祉医療機構「2022 年度 社会福祉法人の経営状況について」
- *45 2024（令和 6）年度障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に関する調査研究：厚生労働省
- *46 令和 4 年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）：厚生労働省
- *47 ひきこもりの状態になってからの期間：内閣府「令和元年子供・若者白書」
- *48 自立相談支援機関の運営方法と委託先：厚生労働省「自立相談支援機関における支援体制の強化に資する取組に関する調査研究報告書」2024 年 3 月
- *49 社会福祉充実計画の状況：厚生労働省「第 7 回地域共生の在り方検討会議」2024 年 12 月 26 日
- *50 日本の社会福祉の課題に関する先行研究から考える社会福祉法人の新たな役割全国社会福祉法人経営青年会
- *51 居住支援法人の指定状況：国土交通省「第 1 回住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」2023 年 7 月 3 日
- *52 2040 年までの介護事業所増減率：厚生労働省「第 1 回 2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方検討会」2025 年 1 月 9 日
- *53 地方経済の変化：内閣府子ども・子育て本部「令和 4 年度 内閣府委託事業 少子化が我が国の社会経済に与える影響に関する調査」
- *54 市区町村社会福祉協議会の状況：全国社会福祉協議会「令和 5 年度市区町村社会福祉協議会職員状況報告書」
- *55 市区町村社協の会員制度および財源等について：全国社会福祉協議会「市区町村社会福祉協議会活動実態調査等報告書 2021」
- *56 共同募金実績総額の推移：中央共同募金会
- *57 多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム：厚生労働省「第 4 回 地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」2019 年 6 月 13 日
- *58 高齢者・介護関連サービス産業振興に関する戦略検討会（経済産業省：2025 年 1 月 31 日～）

参 考 資 料

【参考資料】

1. コロナ特例貸付からみえる生活困窮者支援のあり方に関する検討会 報告書（2022 年 12 月）	p.50
2. 全社協 福祉ビジョン 2020 策定以降の各種別協議会の行動方針等 （全社協年次報告書 2021-2022 より）	p.52
3. コロナ特例貸付の最終実績	p.54
4. 能登半島地震における社会福祉協議会・社会福祉関係者による被災地支援活動	p.57
5. 日本の高齢化率	p.57
6. 認知症と軽度認知障害の高齢者数と有病率	p.58
7. 2023 年度版労働力需給の推計	p.58
8. 保育士の有効求人倍率の推移	p.59
9. 人口構成の地域差	p.59
10. 人口減少の地域差	p.60
11. 高齢者の死亡者数の推移	p.60
12. 消滅可能性自治体	p.61
13. 東京都における合計特殊出生率の推移	p.61
14. 東京圏への転入超過	p.62
15. 地域別の人口減少率	p.63
16. 地域の公共交通機関の現状	p.63
17. 民生委員・児童委員の委嘱数と充足率	p.64
18. コロナ特例貸付債権の現状態（総合計令和 7 年 3 月末現在）	p.65
19. コロナ禍前後における児童虐待相談対応件数の推移	p.65
20. 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の推移	p.66
21. ひきこもりの割合	p.67
22. コロナ禍前後における自殺者数の推移	p.67
23. 特殊詐欺の認知状況	p.68
24. 高齢者のいる世帯の所得	p.68
25. 在留外国人数の推移	p.69
26. 社会福祉法人数の推移	p.69
27. 社会福祉施設の状況	p.70
28. 社会福祉法人の経営状況	p.71
29. ひきこもりの状態になってからの期間	p.72
30. 自立相談支援機関の運営方法と委託先	p.73
31. 社会福祉充実計画の状況	p.73
32. 居住支援法人の指定状況	p.74
33. 2040 年までの介護事業所増減率	p.74
34. 地方経済の変化	p.75
35. 市区町村社会福祉協議会の状況	p.75
36. 市区町村社協の会員制度および財源等について	p.76
37. 共同募金実績総額の推移	p.78
38. 多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム	p.78

1. コロナ特例貸付からみえる生活困窮者支援のあり方に関する検討会 報告書(2022年12月)

「緊急要望」・「提言」

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

《緊急要望》

- ① コロナ禍で顕在化・深刻化した生活課題に対し、包括的・継続的な支援ができるよう、生活困窮者自立支援事業の拡充をはじめ、生活困窮者を支援する体制の強化を早期に実現すること
 - コロナ禍で生活困窮者が顕在化し、令和2年度には自立相談支援窓口に例年の約3倍、78.6万件の相談があった。こうした生活困窮者の支援を継続して対応するためには、自立相談支援機関に専門性のある職員を長期にわたり確保することが不可欠であり、全国約900か所の相談支援体制の強化のために財源措置を図ることが必要である。
 - あわせて、自立相談支援に伴う就労準備支援事業、家計改善支援事業等の拡大を図るための財政措置の拡充が必要である。
- ② 長期にわたる償還支援、生活再建の支援を行うため、社協体制の整備・強化を早急に実現すること
 - 今後、10年以上におよぶコロナ特例貸付の償還支援等、債権管理を適切に行い、借受人等、地域の生活困窮者への生活支援をすすめるためには、都道府県社協、市区町村社協の正規職員の常勤配置と増員が不可欠である。コロナ特例貸付にかかる事務費の恒久的な財源確保と各都道府県段階における適切な予算措置を図ることが必要である。
- ③ コロナ特例貸付の償還免除要件の拡大を含め、さらなる対応を図ること
 - コロナ特例貸付の貸付件数は381万件にのぼっている一方、現時点での償還免除申請は全体の3割程度にとどまっている。物価高騰の影響もあり、今後、償還免除には至らないが困窮状況にある借受人が増加することが懸念される。こうした人びとの生活再建を支援するために、償還が困難な人の状況を把握し、償還免除要件の拡大を含め、さらなる対応を図ることが必要である。

《提言》

- ① コロナ特例貸付等の実態や現場の課題認識をふまえ、国として緊急時や災害時における困窮者の支援措置のあり方を早期に検討し、実現すること
- ② 生活福祉資金の今後のあり方についてコロナ特例貸付等の経験をふまえた見直しを行い、そのための社協の相談支援体制等を整備すること
- ③ 生活保護制度を必要な人に届く仕組みにするため、財源と人員両面で必要な措置を図ること
- ④ 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の双方がそれぞれの制度基盤を拡充しつつ、効果的に連携できるようにすること
- ⑤ 生活困窮者支援に既存の社会福祉法人・社会福祉施設等の活用を図っていくこと
- ⑥ 社会保障の枠組みに「住まい」を位置づけ、「住宅付き包括支援体制」の構築を図っていくこと
- ⑦ 新たな生活困難層として浮上した自営業者・フリーランス向け支援を拡充し、休業補償等の仕組みを検討すること

2. 全社協 福祉ビジョン 2020 策定以降の各種別協議会の行動方針等 (全社協年次報告書 2021-2022 より)

協議会	「行動方針」等の概要・重点等
全国民生委員 児童委員連合会	地域共生社会の実現に向けた民生委員・児童委員、民児協としての行動方針（2022年3月） 全民児連では、国が進める地域共生社会の実現に向けて、民生委員それぞれが、また民生委員によって組織される各地の民生委員児童委員協議会がどのように活動していくのか、その方向性を示した「地域共生社会の実現に向けた民生委員・児童委員、民児協としての行動方針」を取りまとめました。 具体的には①気づく、②つなぎ、見守る、③つなぎ先を増やす、④地域に活動を伝える、⑤住民相互に支え合う地域をつくる、⑥災害に備える、の6項目に整理し、民生委員活動の基本をあらためて確認し、なお一層の取り組みを進めていくことをめざしています。
全国社会就労 センター協議会	楽しく働き、心豊かに暮らす SELP Vision 2030 みんなの夢を実現するための11チャレンジ（2021年5月） セルフ協では、会員である全国の社会就労センターとともに、障害の有無や年齢、性別、国籍などにかかわらず、誰もが地域のなかで必要とされ、自分の力を活かして楽しく働き、活躍できる社会の実現をめざしています。 そのための2030年までの取り組み目標を定めたものが「SELP Vision 2030」であり、①楽しく働き、夢を実現！、②地域に元気と笑顔を届ける！、③ SELP ネットワークはセーフティネットワーク！、④ SELP チャレンジが未来を拓く！、という4つの柱のもとに11のチャレンジ（取り組み）を示しています。
全国身体障害者 施設協議会	身障協ビジョン 2022（2022年3月） ※令和7年3月には「身障協ビジョン 2025」を策定 身障協は基本理念として、①最も援助を必要とする最後の一人の尊重、②可能性の限らない追及、③共に生きる社会づくり、を掲げています。 そのうえで、組織としてめざすべき方向や取り組みを示したものが「身障協ビジョン」であり、「全社協 福祉ビジョン 2020」を受けた行動方針として「身障協ビジョン 2022」に改定しました。倫理綱領に掲げる3つの基本理念と、①利用者、②職員、③事業所（者）の3つの視点でそれぞれを支援するための組織であるという基本方針のもと、障害者権利条約の考え方を踏まえ、地域共生社会とSDGsの「誰一人取り残さない」社会の実現をめざしています。
全国保育協議会	全保協 将来ビジョン～「すべての子どもの権利と育ちを保障していく社会の実現」をめざして（2021年9月） 全保協では、2006（平成18）年に「将来ビジョン」を策定して以後、改訂を重ね、現在の「ビジョン」が第四次改訂版となります。 「将来ビジョン」では、その基本理念として「すべての子どもの権利と育ちを保障していく社会の実現」を掲げ、①子どもの育ちを保障する、②子育て家庭を支える、③多様な連携と協働をつくる、④子育て文化を育む、⑤子育て・子育てを支援する仕組みをつくる、という5つの目標のもと、その実現に向けて25のアクション（具体的行動）を示しています。

協議会	「行動方針」等の概要・重点等
全国保育士会	「全社協 福祉ビジョン2020」を踏まえた全国保育士会 行動方針(2020年10月) この「行動方針」は、「全社協 福祉ビジョン2020」が掲げる「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向け、保育士(会)の取り組みの考え方を整理したものです。 具体的には、①子ども主体の保育の質および保育士の専門性の向上と発信、②子どもの人権を守る、③保育を支える人材の確保・育成・定着を図る、④ともに生きる豊かな地域社会の実現に向けて、多様な実践を図る、⑤災害発生時に迅速な支援に取り組むための平時からの体制整備、⑥保育士会組織の強化、の6つの行動方針を設定し、それぞれに具体的な取り組みを示しています。
全国児童養護施設協議会	全国児童養護施設協議会「全社協 福祉ビジョン2020」行動方針(2020年12月) 「全社協 福祉ビジョン2020」が掲げる「ともに生きる豊かな地域社会」においては、これまで以上に児童養護施設が培った養育の専門性や機能の発揮が期待されるとして、その取り組みの方向性を整理しています。 具体的には、①子どもの権利擁護の推進と社会的養護の更なる質の向上・機能強化、②人材の確保・育成・定着、③様々な関係機関との連携・協働、子ども・子育て施策の基盤強化、④多様な実践と蓄積された専門性の地域への還元、⑤発災時の迅速な支援のための体制整備、の5つを「行動方針」として示しています。
全国乳児福祉協議会	「乳児院における養育の質の向上と支援の充実」を実現するための行動方針(2021年2月) 全乳協が2019(令和元)年にまとめた乳児院の今後のあり方としての「乳幼児総合支援センター」構想に基づく高機能化・多機能化を進めるとともに、「全社協 福祉ビジョン2020」に基づく全乳協の行動方針を定めたものです。 具体的には、①多様な機関・組織との重層的な連携・協働の深化、②多様な実践の増進、③人材の確保・育成・定着、④養育・支援の質の向上、⑤組織の基盤強化、⑥国・都道府県・市町村とのパートナーシップの強化、⑦地域共生への理解と参加の促進、⑧災害への備え、の8つを「行動方針」として示しています。
全国母子生活支援施設協議会	全社協 福祉ビジョンに基づく全国母子生活支援施設協議会 行動方針(2020年10月) 全母協では、今後の母子生活支援施設のあり方として、地域におけるひとり親家庭の総合支援機能を担う「ひとり親家庭支援センター」をめざす「全母協ビジョン」を提示しており、この「行動方針」は、「全母協ビジョン」および「全社協 福祉ビジョン2020」実現のための取り組みの方針を定めたものです。 具体的には、①母と子の最善の利益の実現、②多様な実践、③母子支援を担う人材の確保・育成・定着、④組織の基盤強化、⑤災害に備える体制整備、の5つを「行動方針」として示しています。
全国福祉医療施設協議会	新型コロナウイルスの影響にともなう生活困窮者等への支援～福祉医療施設における実践の方向性～(2020年6月) 医療協の会員である福祉医療施設は、医療機関でもあり、医療と福祉両方の専門性を有しています。医療協として、会員による無料低額診療事業の継続的实施とともに地域の生活困窮者支援を図るべく、その実践の方向性を整理したものです。 具体的には、①生計困難者、生活困窮者への適切な医療(無料低額診療)の提供、②無料低額診療事業の周知および受診に向けた福祉医療施設の役割や機能の「見える化」、等の4項目を提示しています。

協議会	「行動方針」等の概要・重点等
全国救護施設協議会	救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針（2018年5月） 救護施設による生活困窮者支援の推進のため、全救協では、①救護施設として制度化されている取り組み、②救護施設の機能をさらに活かす取り組み、③地域への公益的な取り組み、④生活困窮者自立支援制度への取り組み、という4つのカテゴリーを設定し、取り組みを進めていますが、現在、とくに次の2項目を重点項目として取り組んでいます。 【重点項目】 ・生活困窮者自立支援制度の認定就労訓練事業をすべての救護施設で実施 ・第三者評価事業の受審を促進し、救護施設の「見える化」を進める
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会	地域をむすぶ・つなぐ・つつむための未来像（ビジョン）（2022年3月） 人と地域それぞれが個性を輝かせながら支え合い、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、2032年までを取り組み期間とし、全国のセンターの共通理解のもとで取り組む方向性と協議会としての「行動指針」を示したものです。 ビジョンとして掲げる方向性として、①自分らしく暮らし続けられる地域づくり、②活き活きと働き、地域の信頼を得られる人材の育成、③分野を超えた相談支援への貢献の3点を、また協議会の「行動指針」では、会員センターのネットワーク拡大と実践力の向上等3分類8項目を示しています。
全国社会福祉法人経営者協議会	社会福祉法人アクションプラン2025（2021年4月） 全国経営協では、全国社会福祉法人の中期行動計画として「社会福祉法人アクションプラン2025」を策定しました。この「アクションプラン2025」は、社会福祉法人経営に必要な要素を網羅するガバナンス確立のための経営指標であり、公共的・公益的かつ信頼性の高い法人として「10の経営原則」を定めています。さらに、2040年の社会福祉法人のあるべき姿を念頭に、社会福祉法人の求められる課題（社会福祉法人行動指針）を「4つの基本姿勢」に即して14項目に整理し、それぞれについて「長期ビジョン」と「目的・考え方」、「実践のポイント」（中期目標、行動指針を具現化するための具体的評価項目）を示しています。
その他の協議会委員会等	地域福祉推進委員会では「市区町村経営指針（第2次改訂）」を策定、全国ホームヘルパー協議会では、事業計画へ反映、日本福祉施設士会では、福祉施設士行動原則を実践しやすくなるようとりまとめた「施設長のための業務チェックリスト（実践のポイント）」への反映を行っています。

3. コロナ特例貸付の最終実績

(1) 特例貸付の最終実績

資金種別	決定件数	貸付決定金額
緊急小口資金	162.1 万件	3,038.5 億円
総合支援資金(初回)	114.7 万件	5,913.9 億円
同 (延長)	45.3 万件	2,348.3 億円
同 (再貸付)	60.1 万件	3,133.6 億円
合 計	382.3 万件	1 兆 4,431.3 億円

出典：全国社会福祉協議会 令和 4（2022）年度年次報告書

(2) コロナ特例貸付からみえる生活困窮者支援のあり方に関する検討会 報告書

（令和 4 年 12 月）

各種調査からみえたもの

コロナ特例貸付の借受人の状況や社協の体制や取り組み等を把握するため、下記調査を実施。

（借受人の状況把握のための調査）

- コロナ特例貸付借受人マスターデータ分析
- コロナ特例貸付状況確認シート分析
- 償還免除業務および案内文書の発送等の現状についてのアンケート

（社協の体制や取り組み把握のための調査）

- コロナ特例貸付に対する社会福祉協議会の取り組み実態等に関する調査

(1) 調査からみえた借受人の状況

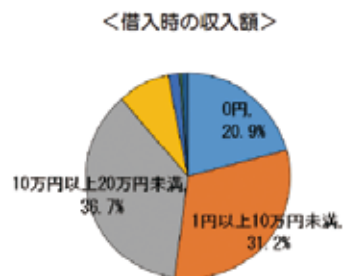
（報告書 P36～43, 75）

○自営業者の借受人は通常貸付の 120 倍

コロナ特例貸付の借受人は通常貸付の借受人と比べると、年齢層が 20 代から中高年までと多様であり、職業も「自営業者」「契約社員・派遣社員」「会社員・会社役員」等が増加していた。とくにコロナ特例貸付では、「自営業者」の借受人が通常貸付の 120 倍になっている。

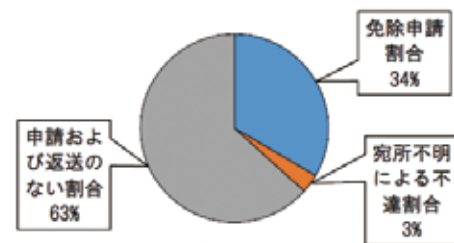
○収入が「0 円」だった人は 2 割超

借入時の収入が「0 円」だった人は 2 割、「10 万円未満」が 3 割を占めた。コロナ禍以前は一定の収入があった人が、コロナ禍のなか、休業や営業時間短縮等、さまざまな行動制限がかかったこと等により、収入の途を失ったり減収したりして貸付申請に至った。



○償還免除申請は借受人の 3 割超

＜免除案内発送済み償還の状況【償還数】＞

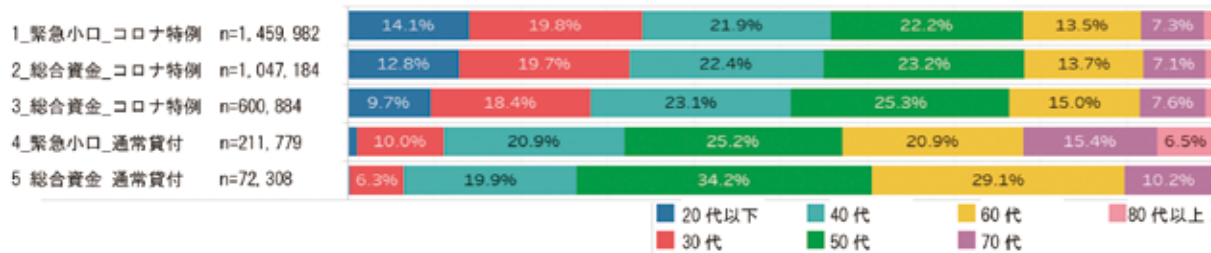


（2022 年 10 月末）

- コロナ特例貸付では、20代以下や30代といった若い年齢層の利用が全体の3.5割を占め、20～50歳の稼働年齢で7割を超えている。「4_緊急小口資金_通常貸付」「5_総合資金_通常貸付」（以下、通常貸付）が1割前後であることと比べて高くなっていることから、コロナ特例貸付では多様な年齢層が借受人であったことがいえる。

貸付種別別_年齢構成割合

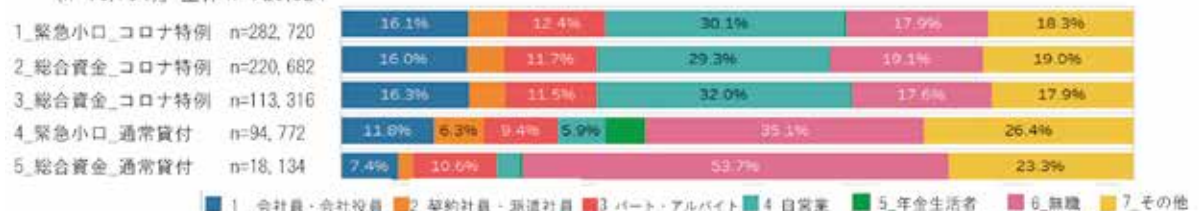
「1_緊急小口資金_コロナ特例貸付(n=1,459,982)」、「2_総合資金_コロナ特例貸付（初回延長）(n=1,047,184)」、「3_総合資金_コロナ特例貸付（再貸付）(n=600,884)」、「4_緊急小口資金_通常貸付(n=211,779)」、「5_総合資金_通常貸付(n=72,308)」全体 n=3,392,137



- コロナ特例貸付では「自営業」が全体の約30%を占め、通常貸付（5%前後）と比べて大幅に多くなっている。また、「会社員・会社役員」もコロナ特例貸付では約16%と通常貸付（10%前後）と比べて多いことからコロナ禍以前には利用が少なかった層が借受に至ったことがわかる。

貸付種別別_職業構成割合

「1_緊急小口資金_コロナ特例貸付(n=282,720)」、「2_総合資金_コロナ特例貸付（初回延長）(n=220,682)」、「3_総合資金_コロナ特例貸付（再貸付）(n=113,316)」、「4_緊急小口資金_通常貸付(n=94,772)」、「5_総合資金_通常貸付(n=18,134)」全体 n=729,624



出典：全社協「コロナ特例貸付からみえる生活困窮者支援のあり方検討会報告書」

4. 能登半島地震における社会福祉協議会・社会福祉関係者による被災地支援活動

能登半島地震における社会福祉協議会等による被災地支援活動



社会福祉協議会では、能登半島地震の被災地のうち、とくに被害が甚大な石川県に対して、全国の社協職員、社会福祉・法人・福祉施設等の福祉関係者の協力を得て、①災害ボランティアセンターの設置・運営、②生活福祉資金特例貸付の実施、③避難所等への災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣、④被災福祉施設等への介護等職員の派遣を行った。
現在、災害VCIによる支援と並行して、⑤地域支え合いセンターを設置し、被災者の見守り・相談支援等を行っている。

1. 災害ボランティアセンターの設置・運営	2. 生活福祉資金の特例貸付	3. 避難所等へのDWAT派遣	4. 被災福祉施設等への介護等職員の派遣	5. 地域支え合いセンターの設置・運営
2025年1月末日までに174,400人(のボランティアが活動)	緊急小口資金および住宅補修費の特例貸付	全都道府県から災害派遣福祉チーム(DWAT)が出勤し、避難所等で要支援者の相談支援等を実施	福祉施設や1.5次避難所に介護等応援職員を派遣 【7月末までの実績】63施設に1,519人のマッチング	被災9市町、県南10市町に地域支え合いセンター(被災者見守り・相談支援等事業)を設置し、運営
i 県手配分(県が事前登録者から募集) 43,510人 ii. 市町独自募集分 99,155人(8月16日現在)	【10月26日までの実績】 緊急小口資金 1,823件・2.47億円 住宅補修費 4件・295.9万円	6月末(活動終了)までに延べ1,573人(6,097人日)が活動	3月以後、1.5次避難所に経営協各ブロックから応援職員を派遣(延べ467人)	【配置人数(充足率)】 輪島市:17.5人(53.0%) 珠洲市:25人(58.1%) 穴水町:23人(100.0%) 能登町:19人(100.0%)
社協のブロック間相互支援により応援職員を派遣		全社協受託の「災害福祉支援ネットワーク中央センター」が厚労省と連携、職員派遣のマッチングを実施		以前の被災県・市社協等から地域支え合いセンター設置・運営経験者を派遣し、研修等を実施
・延べ12,839人(日)(12月末まで)	・延べ434人(日)(3月1日まで)			

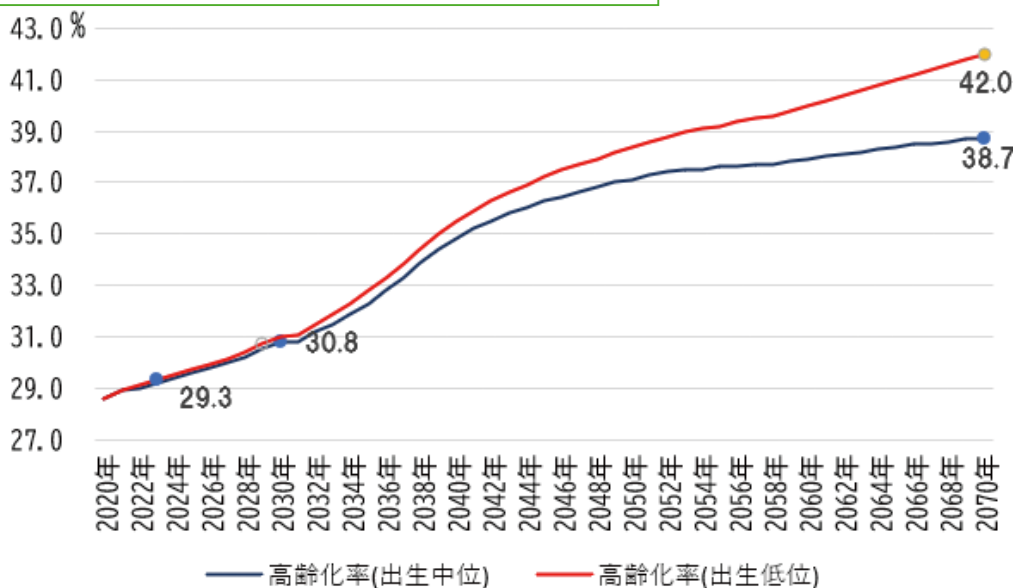
出典：全社協 地域福祉部にて作成

5. 日本の高齢化率

2024 年の高齢化率は 29.3% と過去最高となった。(総務省「統計からみた我が国の高齢者」)

高齢化率(総人口に占める 65 歳以上の割合)は、このまま令和 5 年時推計での出生低位での推移となった場合、高齢化率はさらに高くなる見込みとなる。

令和 5 年時推計の高齢化率の出生中位と出生低位の場合の比較



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」を元に作図

6. 認知症と軽度認知障害の高齢者数と有病率

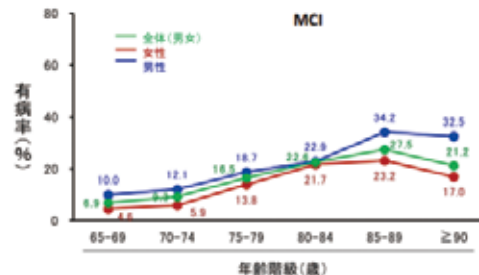
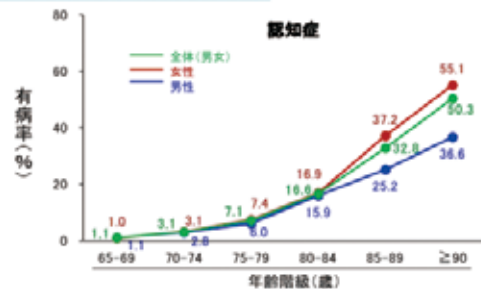
認知症および軽度認知障害(MCI)の高齢者数と有病率の将来推計

- 2022年に認知症の地域基調調査(調査率80%以上)を実施した4地域(福岡県久山町、石川県中島町、愛媛県中山町、鳥取県海士町)において、新たに推計した、2022年の高齢者における認知症有病率(性年齢調整後)は、12.3%であり、また、高齢者におけるMCI有病率(性年齢調整後)は、15.5%であった。
- 2022年の認知症およびMCIの性年齢階級別有病率が今後も一定と仮定した場合、2040年の認知症高齢者数は584.2万人、MCI高齢者数は612.8万人と推計された。

※ 軽度認知障害(MCI): もの忘れなどの軽度認知機能障害が認められるが、日常生活は自立しているため、認知症とは診断されない状態。

認知症とMCIの有病率の合計値は約28%(2022年時点)であり、「誰もが認知症になり得る」という認識のもと、認知症になっても生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、認知症バリアフリーの推進、社会参加機会の確保等、認知症基本法に掲げる理念・施策の推進に取り組んでいくことが重要。

年齢階級別のある有病率(2022年時点)



高齢者数と有病率の将来推計

年	令和4年 (2022)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)	令和32年 (2050)	令和42年 (2060)
認知症高齢者数	443.2万人	471.6万人	523.1万人	584.2万人	586.6万人	645.1万人
高齢者における 認知症有病率	12.3%	12.9%	14.2%	14.9%	15.1%	17.7%

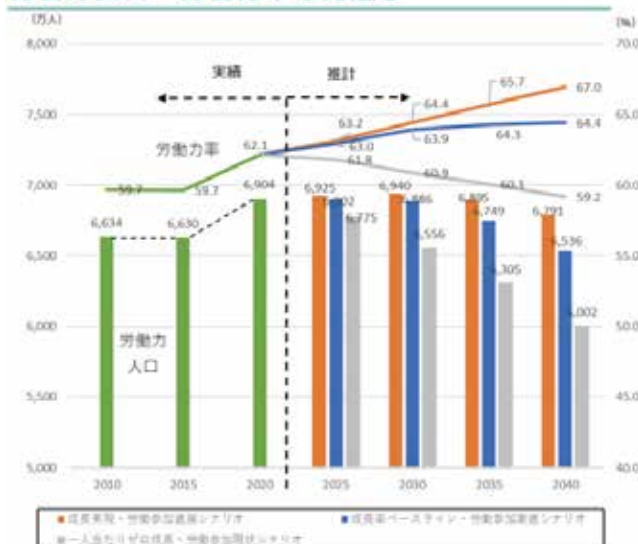
年	令和4年 (2022)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)	令和32年 (2050)	令和42年 (2060)
MCI高齢者数	558.5万人	564.3万人	593.1万人	612.8万人	631.2万人	632.2万人
高齢者における MCI有病率	15.5%	15.4%	16.0%	15.8%	16.2%	17.4%

資料:「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」(令和5年度老人保健事業推進費等補助金 九州大学 二宮利治教授)より厚生労働省にて作成

出典: 厚生労働省「認知症および軽度認知障害(MCI)の高齢者数と有病率の将来推計」

7. 2023年度版労働力需給の推計

労働力人口・労働力率の見通し



(1) 成長実現・労働参加進展シナリオ:

各種の経済・雇用政策を講ずることにより、成長分野の市場拡大が進み、女性及び高齢者等の労働市場への参加が進展するシナリオ

(2) 成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ:

各種の経済・雇用政策をある程度講ずることにより、経済成長と女性及び高齢者等の労働市場への参加が一定程度進むシナリオ

(3) 一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ:

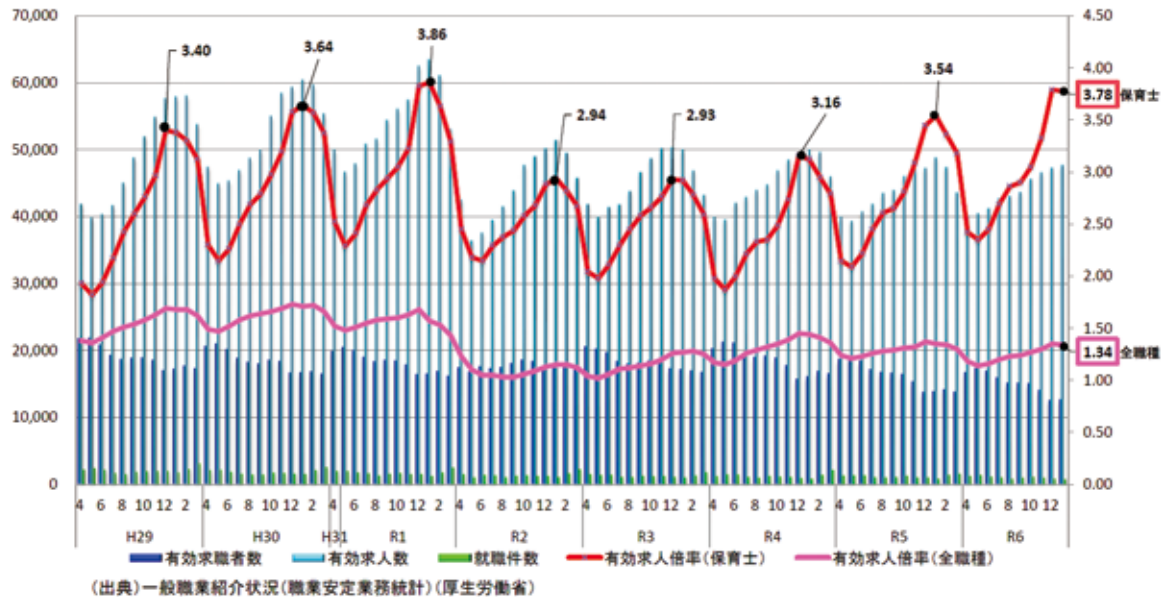
一人当たり実質ゼロ成長の経済状況を想定し、労働参加が現状(2022年)から進まないシナリオ

出典: 厚生労働省・第9回雇用政策研究会「労働力需給推計について」(2024年3月11日)

8. 保育士の有効求人倍率の推移

保育士の有効求人倍率の推移（全国）

○ 直近の令和7年1月の保育士の有効求人倍率は3.78倍（対前年同月比で0.24ポイント上昇）となっており、全職種平均の1.34倍（対前年同月比で0.01ポイント下落）と比べると、依然高い水準で推移している。

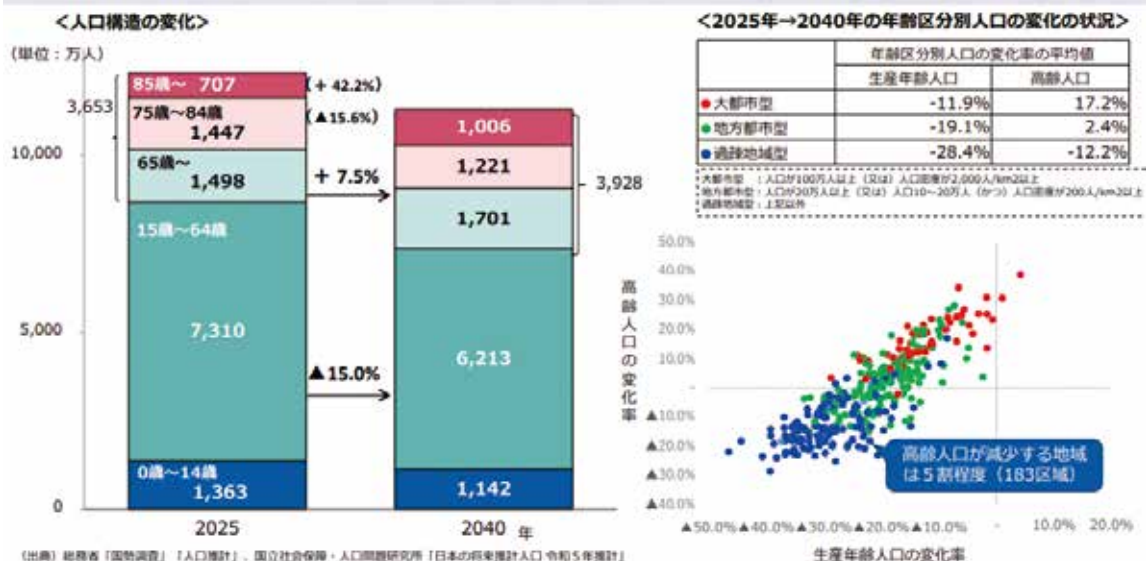


出典：こども家庭庁（厚生労働省 職業安定業務統計）「保育士の有効求人倍率の推移（全国）」

9. 人口構成の地域差

2040年の人口構成について

- ・ 2040年には、85歳以上人口を中心とした高齢化と生産年齢人口の減少が見られる。
- ・ 地域ごとに見ると、生産年齢人口はほぼ全ての地域で減少し、高齢人口は、大都市部では増加、過疎地域では減少、地方都市部では高齢人口が増加する地域と減少する地域がある。

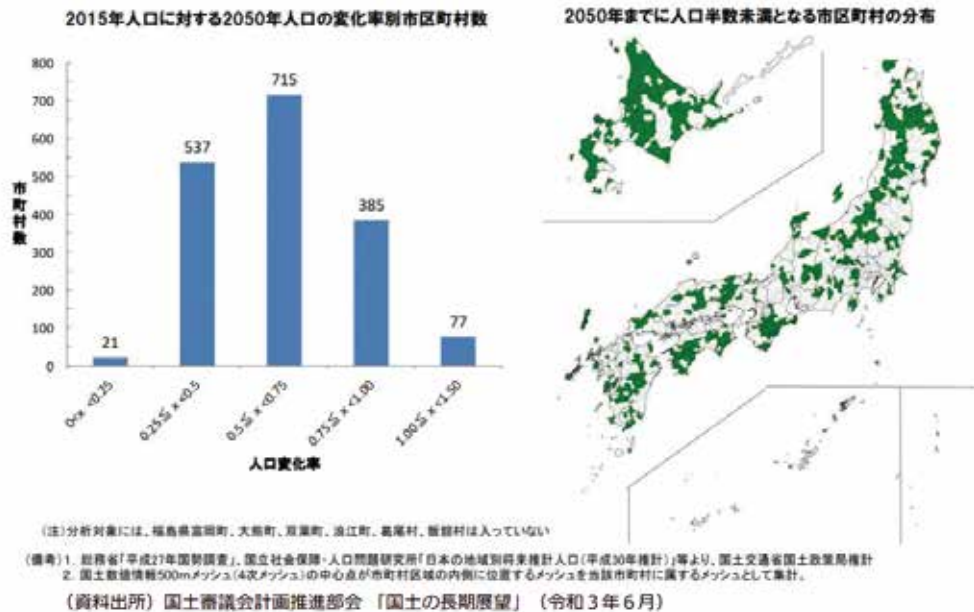


出典：厚生労働省・第7回新たな地域医療構想等に関する検討会（2024年8月26日）

10. 人口減少の地域差

人口減少の地域差

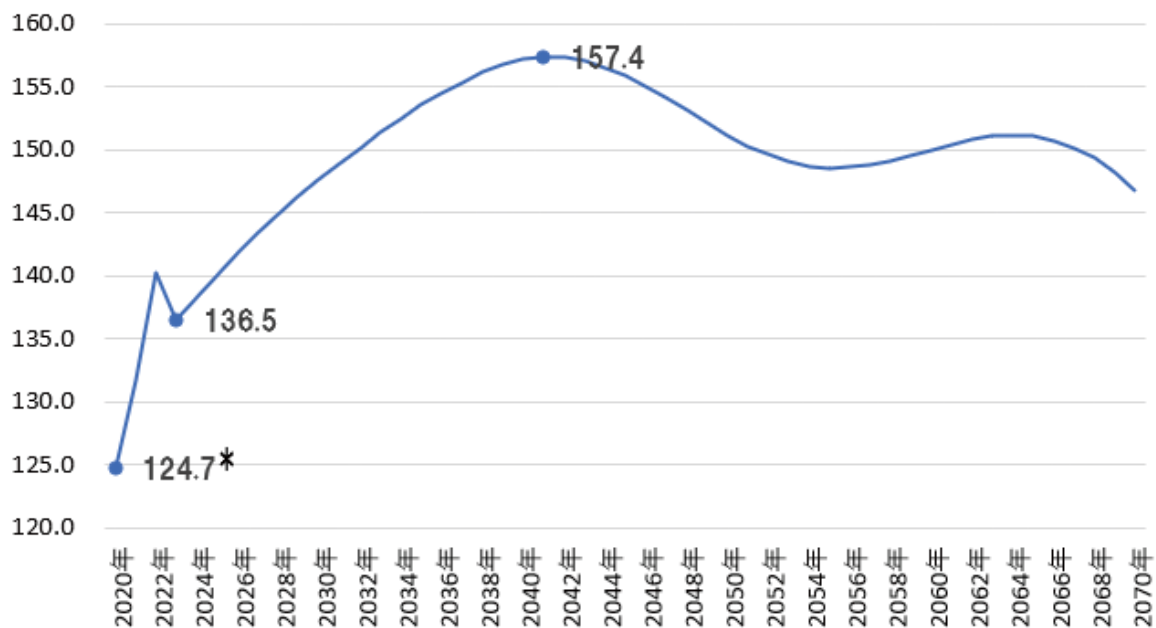
- 市区町村別にみると、558市町村（全市区町村の約3割）が人口半数未満になり、そのうち21市町村が25%未満となる。
- 特に、人口が半減する市町村は中山間地域等に多く見られる。



出典：国土交通省・国土の長期展望専門委員会最終とりまとめ 参考資料 (2021年6月)

11. 高齢者の死亡者数の推移

65歳以上の死亡者数の推移(令和5年度推計) ※数字は国内の外国人を含む



* 2020年は実績値

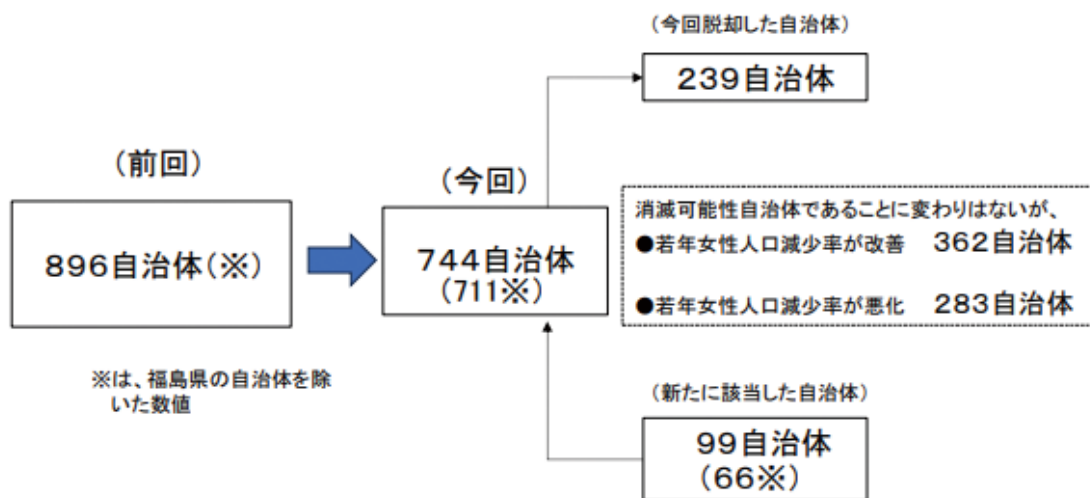
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」を元に作図

12. 消滅可能性自治体

人口移動が一定程度続くとの仮定（移動仮定*）の若年女性（20～39歳）人口の減少率が2020年から2050年までの間に50%以上となる自治体（消滅可能性自治体）は744自治体である。前回調査時の2014年の896自治体と比べると若干改善が見られる。このうち、前回対象としなかった福島県の自治体を除くと、711自治体となる。今回、消滅可能性自治体を脱却したのは239自治体だった。744自治体のうち、今回新たに該当したのは99（うち福島県の自治体が33）、前回、今回ともに消滅可能性自治体であることに変わりはないが、若年女性人口減少率が改善したのは362、悪化したのは283である。

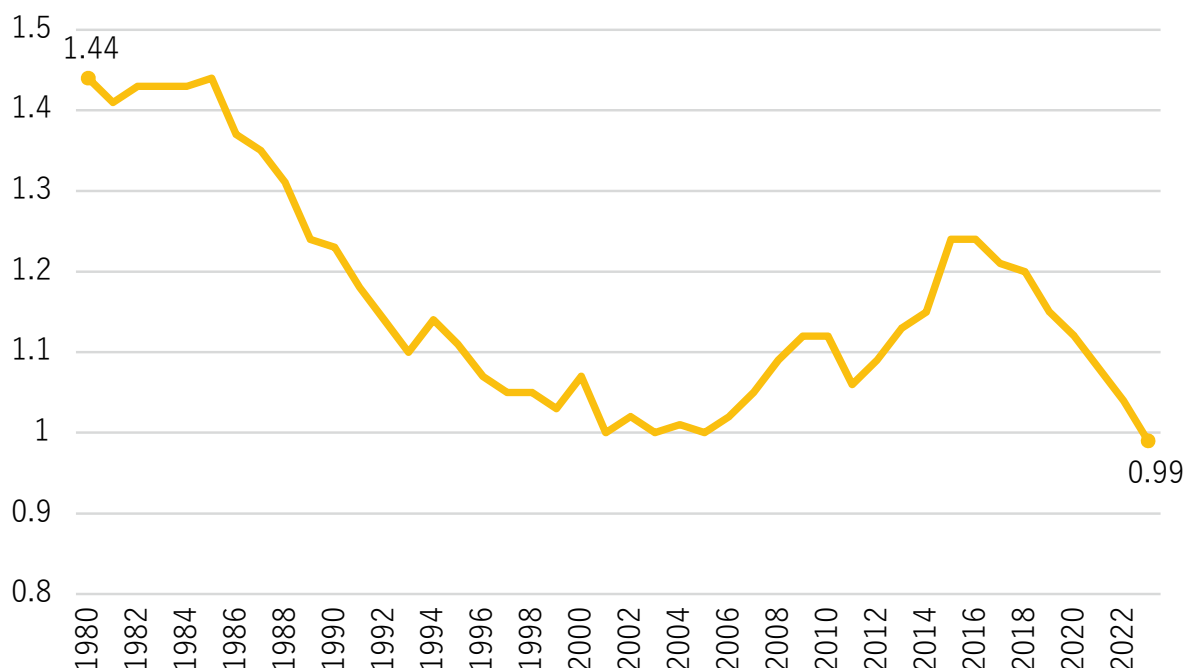
*分析レポートでは、移動仮定に対し、封鎖人口（各自治体において人口移動がなく、出生と死亡だけの要因で人口が変化すると仮定した推計結果データ）のもとでの推計を比較し、構造的要因を分析している。

「消滅可能性自治体」数の動き（前回との比較）



出典：人口戦略会議「令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポート」（2024年）

13. 東京都における合計特殊出生率の推移

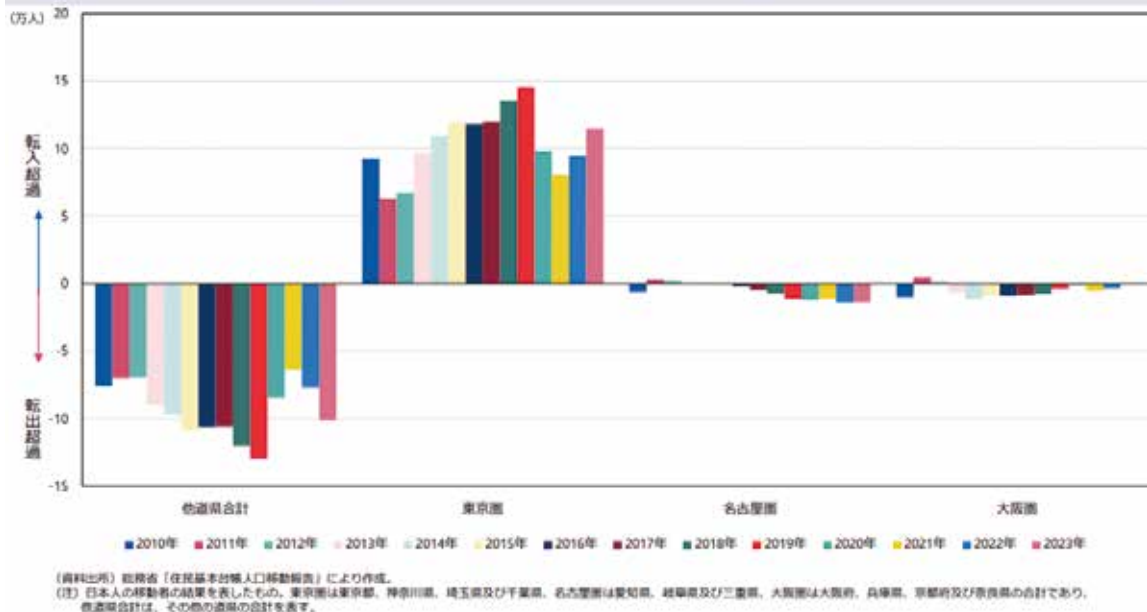


出典：東京都 保健医療局データを元に作図

14. 東京圏への転入超過

東京圏への転入超過

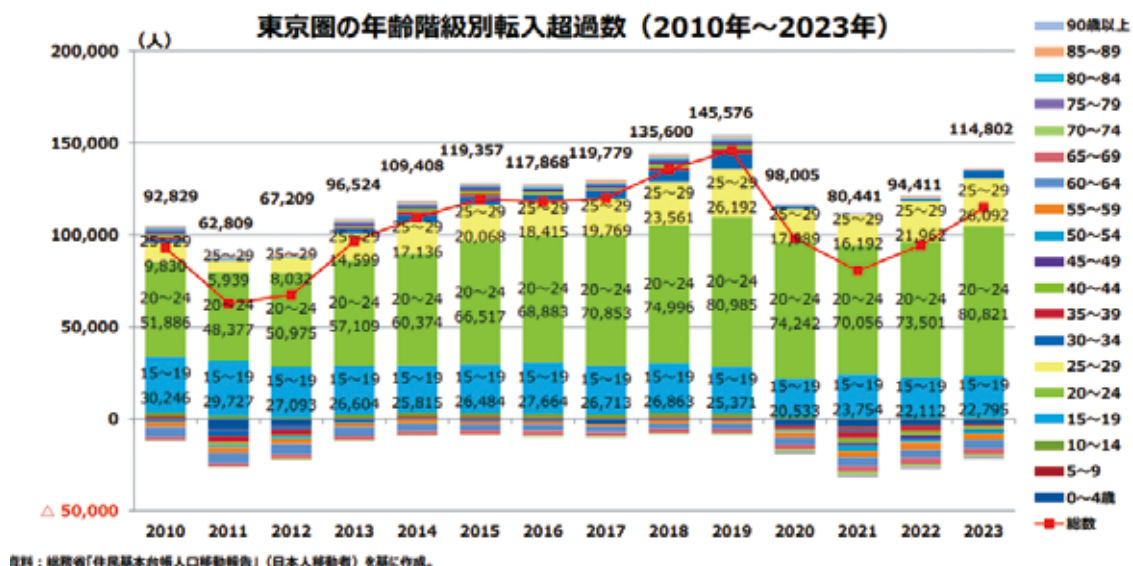
- ✓ 2011年から2019年までは東京圏への転入超過数が増加傾向にあったが、2020年、2021年は新型コロナウイルス感染症等の影響により転入超過数は減少し、2022年以降、再び増加傾向に転じている。



出典：厚生労働省・雇用政策研究会報告書（令和6年8月）

東京圏の転入超過数（2010年～2023年、年齢階級別）

- 2023年の東京圏の転入超過数は11.5万人。
- 東京圏の転入超過数の大半を10代後半、20代の若者が占めており、大学等への進学や就職が一つのきっかけになっているものと考えられる。

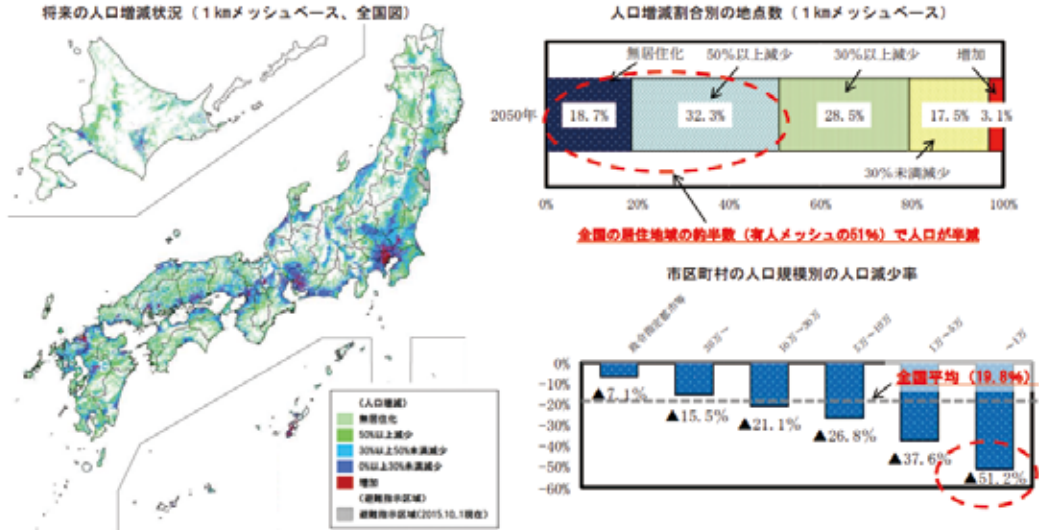


出典：内閣府・第1回新しい地方経済・生活環境創生会議（2024年11月29日）

15. 地域別の人口減少率

2050年には国土の約2割が無居住化、人口規模が小さい市町村ほど顕著

- 平成27年国勢調査時点の居住地は国土の約5割となっている。2050年には、全国の居住地の約半数で人口が50%以上減少し、人口の増加がみられる地域は都市部と沖縄県等の一部の地域に限られる。
- また、人口規模が小さい市区町村ほど人口減少率が高くなる傾向があり、特に2015年時点の人口が1万人未満の市区町村で、人口がおおよそ半分に減少する可能性。



（備考）1. 総務省「平成27年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」等より、国土交通省国土政策局作成。
2. 左図で、平成27年国勢調査時点（平成27年10月1日現在）における避難指示区域を黒塗り（斜線）で示している。

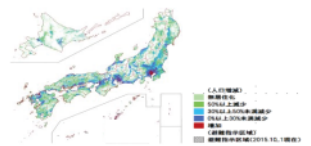
出典：国土交通省・国土の長期展望専門委員会最終とりまとめ 参考資料（2021年6月）

16. 地域の公共交通機関の現状

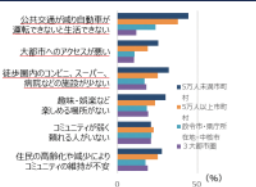
地域の公共交通を取り巻く環境

- 人口減少が加速化する中、病院の統廃合・移転、学校の統廃合等により、日常生活における「移動」の問題が深刻化。運転免許の自主返納後の移動手段に対する不安の声。
- 長期的な利用者の減少、コロナの影響による急激な落ち込みもあり、公共交通事業者の経営環境は悪化。
- 介護・福祉分野、教育分野等の「移動」を担う人手不足等を背景とした各施設に係る移動手段の課題。

2050年には、約半数の地域で人口50%以上減少見込み



居住地に対する移動手段の不安



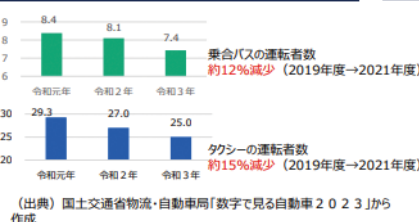
免許返納数は増加傾向



路線廃止の状況

- ・一般路線バス（2008年度→2022年度）
20,733 kmの路線が廃止。
- ・鉄軌道（2008年度→2022年度）
547 km・17路線が廃止。

乗合バス・タクシー運転者数は減少傾向



各施設に係る移動手段の課題



出典：内閣府・第6回高齢社会対策大綱の策定のための検討会（2024年6月5日）

17. 民生委員・児童委員の委嘱数と充足率

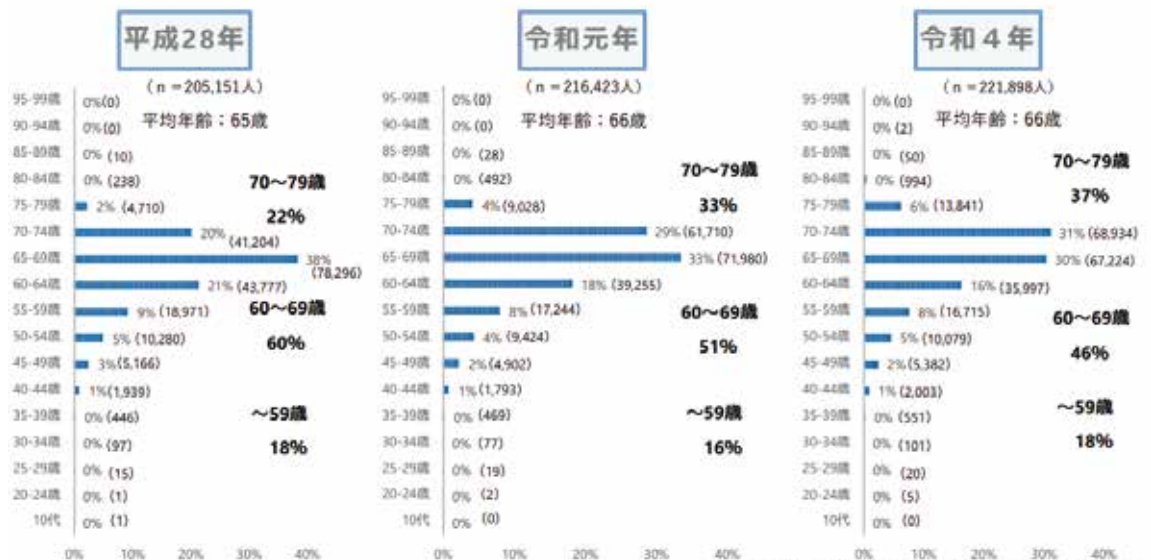
- 委嘱数は長期的に増加。平成13年度以降は横ばいで約23万人となっている。
- 充足率（定数に対する委嘱数）は90%台半ばを推移。



出典：厚生労働省・令和6年度 社会・援護局関係主管課長会議資料（2025年3月12日）

民生委員・児童委員の年齢分布の変化＜一斉改選時（12月1日時点）＞

- いずれの時点においても、60歳以上が80%以上を占める構造。
- 近年は、60歳代が減少する一方、70歳以上が増加している。

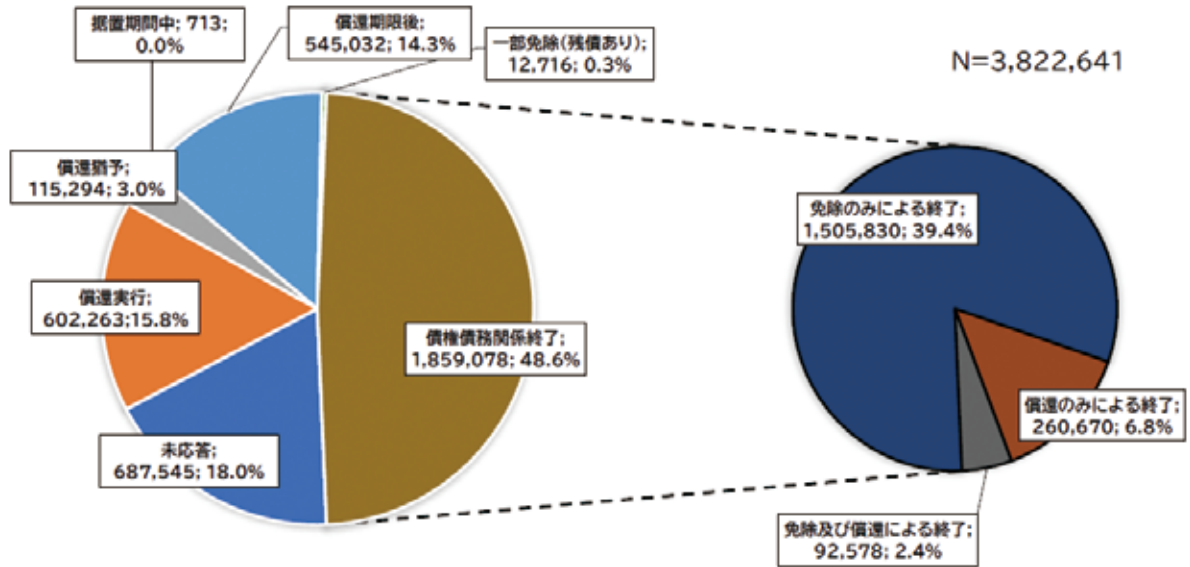


出典：厚生労働省・第1回民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会（2024年6月28日）

18. コロナ特例貸付債権の現状態（総合計令和7年3月末現在）

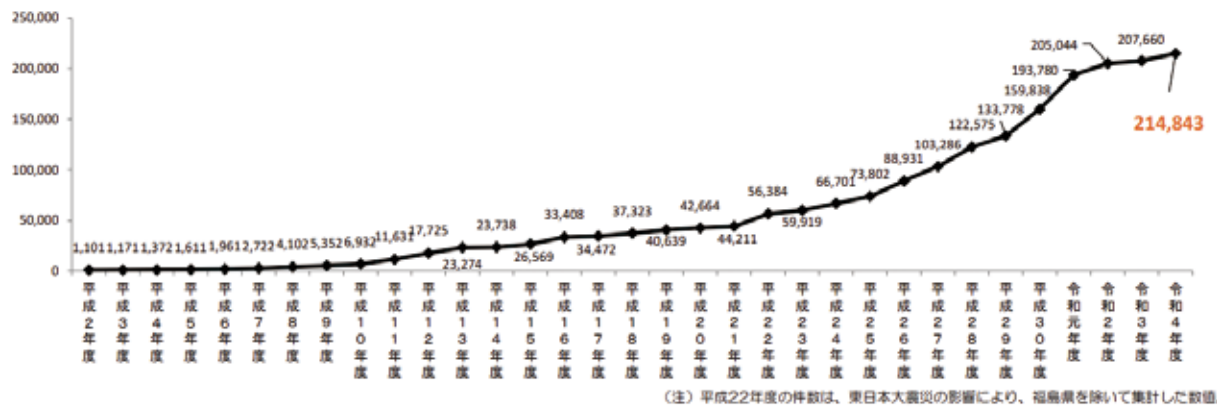
2-④ 総合計

※2-①、2-②、2-③の合計



出典：全社協 地域福祉部生活福祉資金貸付事業支援室作成

19. コロナ禍前後における児童虐待相談対応件数の推移



年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843
対前年度比	+6.3%	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+1.3%	+3.5%

出典：厚生労働省・令和4年度児童相談所での虐待相談対応件数

20. 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の推移

配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の推移（年次）

- 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、令和2（2020）年度に過去最高となり、高水準で推移。
- 令和5（2023）年度は、約12.7万件で、前年度から増加（前年度比約4％増）。



※「配偶者暴力相談支援センター」の相談件数は、内閣府男女共同参画局において、各都道府県から報告を受けた全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等をとりまとめ、集計。（令和6年12月時点）
※「DV相談プラス」の相談件数は、令和2（2020）年4月20日に内閣府が開設した相談窓口に寄せられた相談件数を集計。

出典：内閣府男女共同参画局・配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

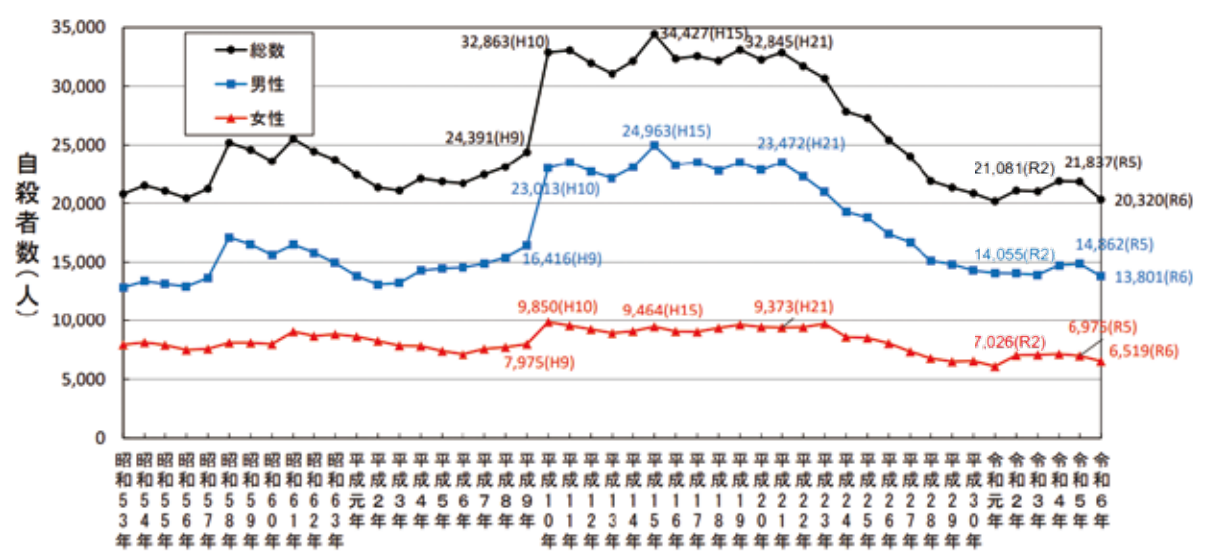
21. ひきこもりの割合

調査項目	年齢層	有効回答に占める割合
広義のひきこもりの割合	15 ～ 39 歳	2.05%
	40 ～ 64 歳	2.02%
【内訳】		
○準ひきこもり		
普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	15 ～ 39 歳	0.95%
	40 ～ 64 歳	0.70%
○狭義のひきこもり		
普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	15 ～ 39 歳	0.74%
	40 ～ 64 歳	1.17%
自室からは出るが、家からは出ない	15 ～ 39 歳	0.30%
	40 ～ 64 歳	0.07%
自室からほとんど出ない	15 ～ 39 歳	0.06%
	40 ～ 64 歳	0.07%

出典：内閣府・こども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年度）

22. コロナ禍前後における自殺者数の推移

- コロナ禍後の令和2年の自殺者数は21,081人となり、対前年比912人（約4.5%）増
- 男女別にみると、男性は11年連続で減少しているのに対し、女性は2年ぶりの増加に転じた。



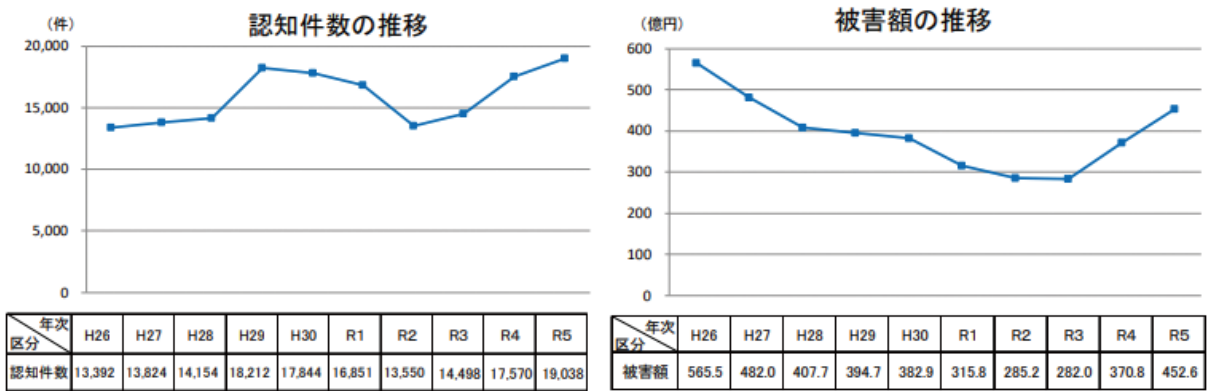
資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

出典：厚生労働省・令和6年中における自殺の状況

23. 特殊詐欺※の認知状況

特殊詐欺※の認知件数は、2020 年の 1 万 3,550 件から 2023 年は 1 万 9,038 件、被害額は 2020 年の 285.2 億円から 2023 年は 452.6 億円と、この数年で増加している。

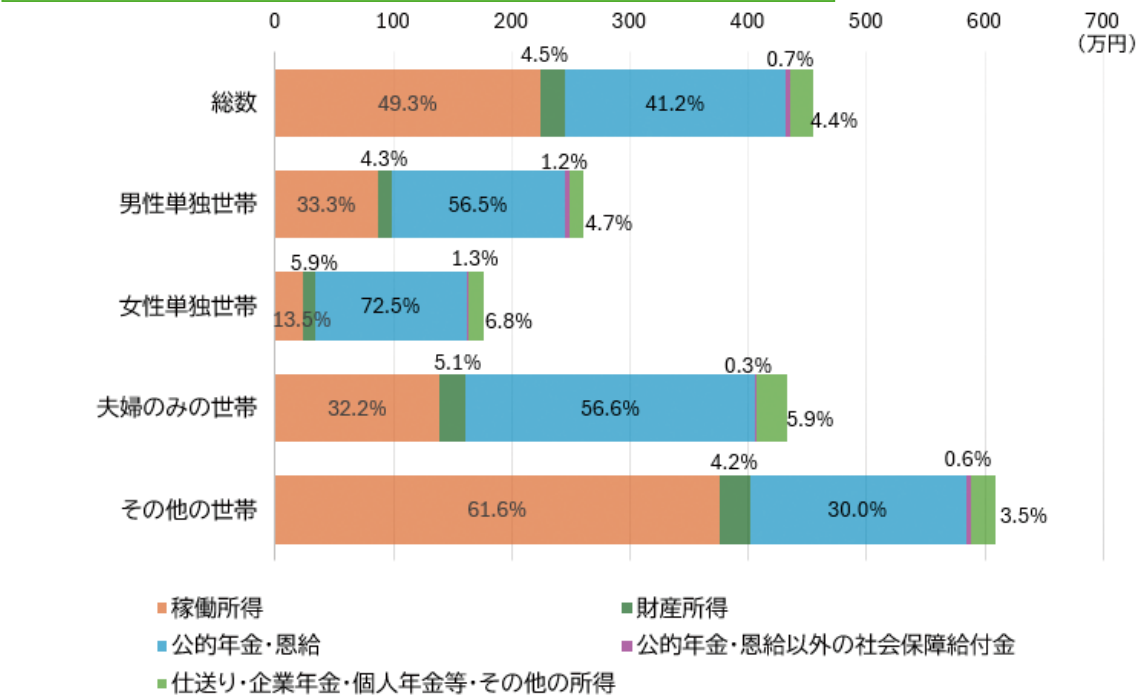
65 歳以上の高齢者被害の認知件数は 2020 年の 1 万 1,587 件から 2023 年は 1 万 4,895 件と減少するも、そのうち 65 歳以上の女性の被害認知件数は 2020 年 8,923 件から 2023 年 1 万 661 件（法人被害を除いた認知件数全体に占める割合は 78.4%）に増加している。



※被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む。)の総称
出典：警視庁・令和 5 年における特殊詐欺の認知・検挙状況等

24. 高齢者のいる世帯の所得

65 歳以上の者のいる世帯の 1 世帯当たり平均所得金額（2022 年）



出典：厚生労働省「国民生活基礎調査（2022 年）」を元に作図

25. 在留外国人数の推移

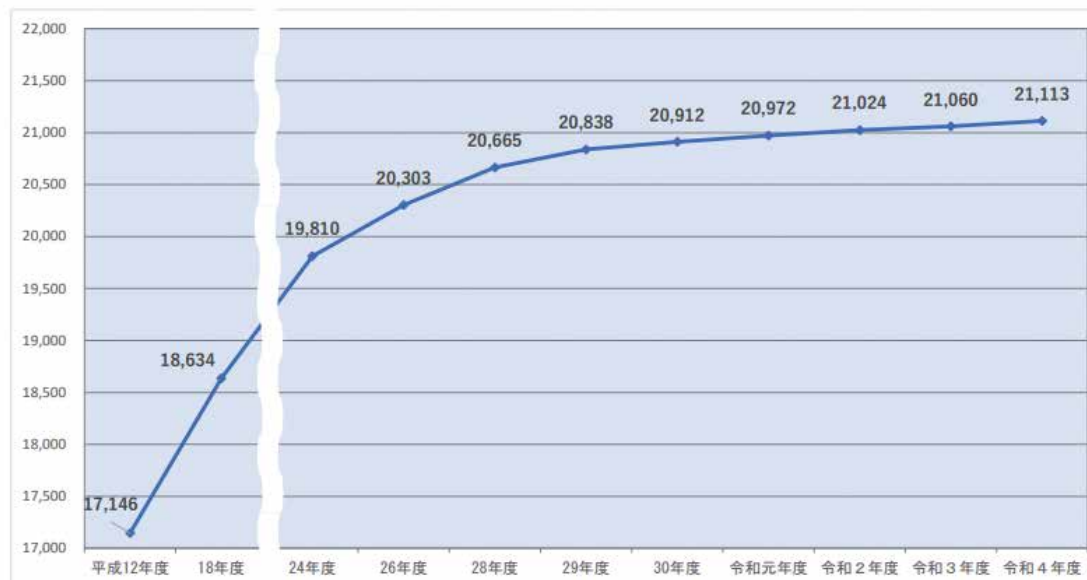


出典：出入国在留管理庁・令和6年6月末現在における在留外国人数について

26. 社会福祉法人数の推移

社会福祉法人数の推移

✓ 社会福祉法人の数は、鈍化はしているものの、引き続き、増加している。(令和3年度→令和4年度：53件増)



出典：厚生労働省福祉行政報告例（国所管は福祉基盤課調べ）

単位：法人)						各年度末現在	
	令和元年度 2019)	2年度 '20)	3年度 '21)	4年度 '22)	5年度 '23)	対 前 年 度	
						増減数	増減率(%)
社会福祉法人 ¹⁾	20 933	20 985	21 021	21 074	21 079	5	0.0
社会福祉協議会	1 893	1 880	1 879	1 872	1 861	△ 11	△ 0.6
共同募金会	47	48	48	48	48	－	－
社会福祉事業団	126	126	126	126	123	△ 3	△ 2.4
施設経営法人	18 345	18 392	18 390	18 441	18 419	△ 22	△ 0.1
その他	522	539	578	587	628	41	7.0
社会福祉連携推進法人 ²⁾	-	-	-	...	21	...	...

注：1) 厚生労働大臣所管分については、報告に含まれていない。

2) 「社会福祉連携推進法人」は、令和4年4月から制度開始となり設立された法人であり、令和5年度から報告事項として把握している。

出典：厚生労働省・令和5年度福祉行政報告例

27. 社会福祉施設の状況

施設の種別別に施設数をみると、「保育所等」は23,726施設で前年と比べ153施設、0.6%減少している。

また、「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）」は17,833施設で前年と比べ506施設、2.9%増加している。（表1、総括表）

表1 施設の種別別にみた施設数

	令和5年 (2023)	令和4年 (2022)	各年10月1日現在 対前年	
			増減数	増減率(%)
総 数	77 803	83 821 (77 342)	...	...
保護施設	287	290	△ 3	△ 1.0
老人福祉施設	5 126	5 158	△ 32	△ 0.6
障害者支援施設等	5 457	5 498	△ 41	△ 0.7
身体障害者社会参加支援施設	313	315	△ 2	△ 0.6
婦人保護施設	47	47	0	0.0
児童福祉施設等	40 382	46 997 (40 518)	...	...
(再掲)保育所等 ¹⁾	23 726	23 879	△ 153	△ 0.6
(再掲)幼保連携型認定こども園	...	6 479	...	...
母子・父子福祉施設	55	55	0	0.0
その他の社会福祉施設等	26 136	25 461	675	2.7
(再掲)有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	17 833	17 327	506	2.9

注：詳細は9ページ 総括表参照

令和5年調査から幼保連携型認定こども園は調査対象外としており、()内の数値は幼保連携型認定こども園を除いたものである。

1) 保育所等は、保育所型認定こども園及び保育所である。

出典：厚生労働省・令和5年社会福祉施設等調査の概況

開設（経営）主体別事業所数の構成割合

(単位：%)

令和5年10月1日現在

	総数	地方公共団体	日本赤十字社・社会保険関係団体・独立行政法人	社会福祉法人 ¹⁾	医療法人	社団・財団法人	協同組合	営利法人(会社)	特定非営利活動法人(NPO)	その他
居宅サービス事業所										
（訪問系）										
訪問介護	100.0	0.1	...	14.4	5.4	1.6	1.7	72.2	4.1	0.5
訪問入浴介護	100.0	0.1	...	21.3	1.4	0.5	0.4	76.0	0.4	-
訪問看護ステーション	100.0	1.4	1.4	4.9	19.7	5.8	1.1	64.0	1.2	0.4
（通所系）										
通所介護	100.0	0.3	...	34.8	7.0	0.5	1.3	54.4	1.6	0.1
通所リハビリテーション	100.0	2.5	1.2	8.4	78.8	2.6	...	0.0	...	6.5
介護老人保健施設	100.0	2.8	1.8	16.9	74.6	3.1	...	-	...	0.8
介護医療院	100.0	3.9	-	1.3	86.8	5.3	...	-	...	2.7
医療施設	100.0	2.3	0.6	1.5	82.2	2.1	...	0.1	...	11.3
（その他）										
短期入所生活介護	100.0	1.3	...	85.5	2.7	0.1	0.3	9.7	0.4	0.1
短期入所療養介護	100.0	3.1	1.6	13.8	77.3	2.9	...	-	...	1.2
介護老人保健施設	100.0	2.9	1.7	16.2	75.4	3.0	...	-	...	0.8
介護医療院	100.0	2.5	2.1	0.5	89.8	3.5	...	-	...	1.6
医療施設	100.0	6.7	0.3	0.7	85.7	1.0	...	-	...	5.6
特定施設入居者生活介護	100.0	0.5	...	21.5	6.7	0.6	0.3	69.5	0.5	0.4
福祉用具貸与	100.0	0.0	...	1.8	1.2	0.6	0.8	94.9	0.5	0.2
特定福祉用具販売	100.0	-	...	1.5	1.0	0.6	0.8	95.5	0.4	0.1
地域密着型サービス事業所										
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	100.0	-	...	25.7	16.9	1.6	3.5	50.9	1.0	0.3
夜間対応型訪問介護	100.0	0.6	...	34.3	7.4	1.0	3.4	51.9	1.5	-
地域密着型通所介護	100.0	0.3	...	12.1	3.5	1.0	0.9	76.4	5.3	0.4
認知症対応型通所介護	100.0	0.3	...	41.6	11.3	0.9	1.3	38.7	5.6	0.3
小規模多機能型居宅介護	100.0	0.0	...	32.4	11.4	0.7	2.3	47.6	5.2	0.3
認知症対応型共同生活介護	100.0	0.1	...	24.8	15.3	0.5	0.6	54.7	3.9	0.1
地域密着型特定施設入居者生活介護	100.0	-	...	33.8	18.1	0.6	-	45.4	1.7	0.3
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	100.0	0.1	...	19.2	20.8	3.9	2.9	50.4	2.7	0.1
地域密着型介護老人福祉施設	100.0	0.9	-	99.1	-	-	-	-	-	-
介護予防支援事業所（地域包括支援センター）	100.0	21.0	...	56.7	15.5	2.7	1.0	2.0	0.6	0.4
居宅介護支援事業所	100.0	0.6	...	23.5	15.0	2.3	1.7	53.6	2.6	0.7

注：訪問看護ステーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護及び地域密着型介護老人福祉施設については開設主体であり、それ以外は経営主体である。

調査した開設（経営）主体以外は「…」とし、「その他」に計上している。

1) 「社会福祉法人」には社会福祉協議会を含む。

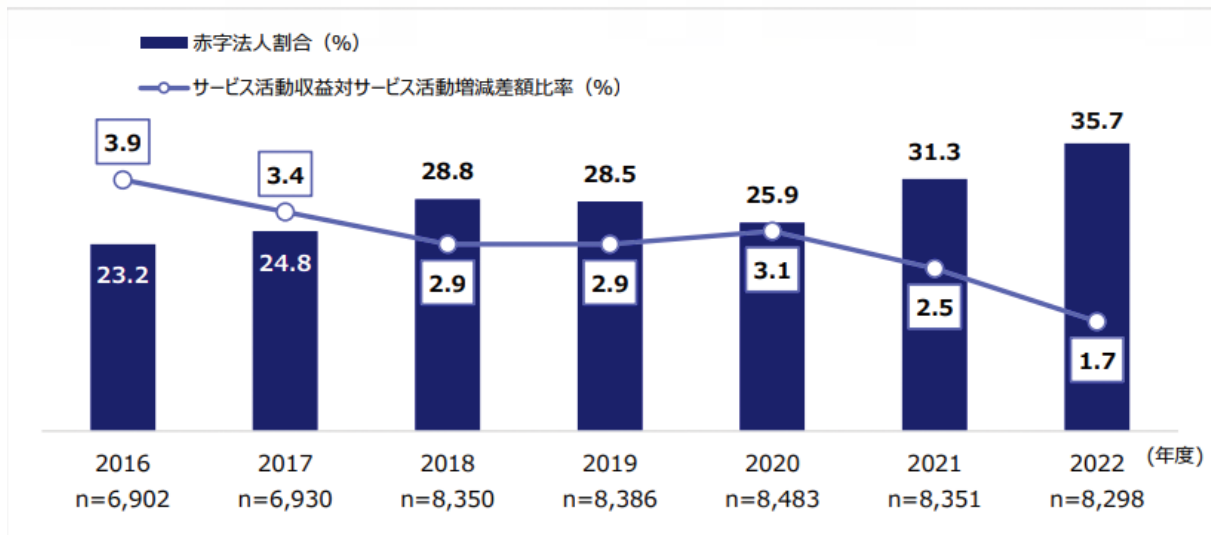
出典：厚生労働省・令和5年介護サービス施設・事業所調査の概況

28. 社会福祉法人の経営状況（2022年） カッコ内（ ）は2020年度の数値

区 分		介護主体法人 n=2,973 (2,997)	保育主体法人 n=2,911 (2,978)	障害主体法人 n=1,210 (1,186)
従事者数	人	165.0(159.6)	65.5(60.9)	110.9(103.1)
人件費率	%	66.3(66.0)	72.6(72.3)	65.9(66.1)
経費率	%	27.1(25.6)	19.9(19.0)	22.1(21.4)
減価償却費率		5.6(5.5)	3.3(3.3)	4.0(4.1)
サービス活動増減差額比率		0.7(2.5)	4.1(5.3)	1.6(3.3)
経常増減差額比率	%	0.8(2.5)	4.5(5.7)	2.2(3.9)
従事者1人当たりサービス活動収益	千円	6,314(6,122)	5,674(5,377)	6,449(6,097)
従事者1人当たり人件費	千円	4,186(4,041)	4,121(3,887)	4,249(4,031)
赤字法人割合	%	45.8(31.6)	24.8(19.6)	35.6(22.3)

出典：福祉医療機構「2022年度社会福祉法人の経営状況について」

▼社会福祉法人のサービス活動収益対サービス活動増減差額比率および赤字法人割合の推移

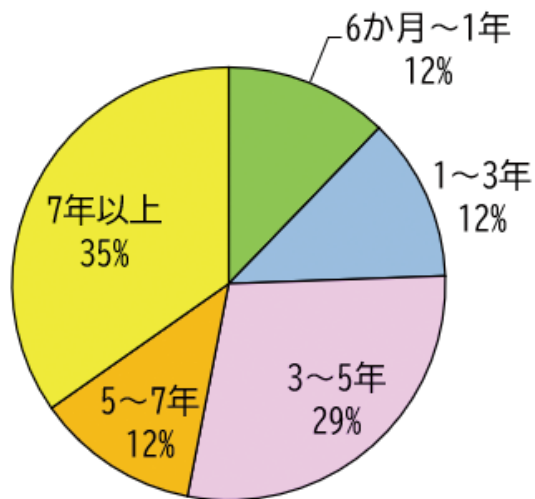


出典：福祉医療機構「2022 年度 社会福祉法人の経営状況について」

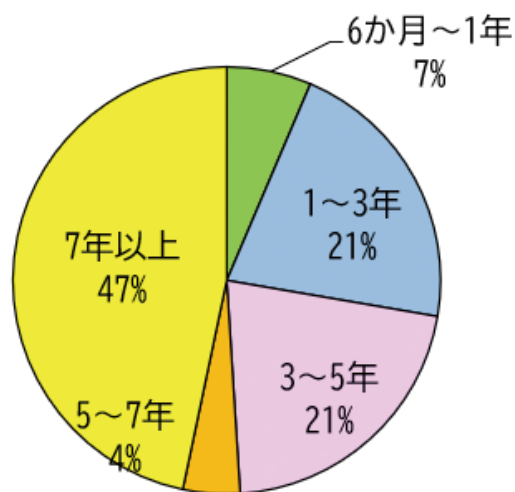
29. ひきこもりの状態になってからの期間

平成 30 年調査では、「7 年以上」の割合が 5 割近くを占め、平成 27 年調査と比べて高くなっている。

平成27年調査（15～39歳）

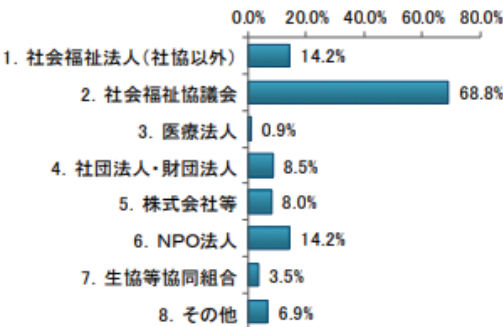
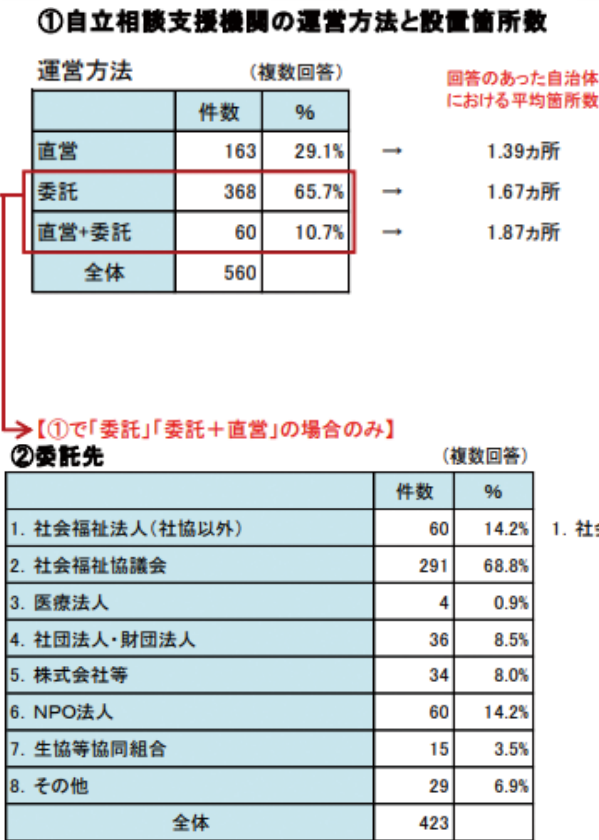


平成30年調査（40～64歳）



出典：内閣府・令和元年度版子供・若者白書

30. 自立相談支援機関の運営方法と委託先



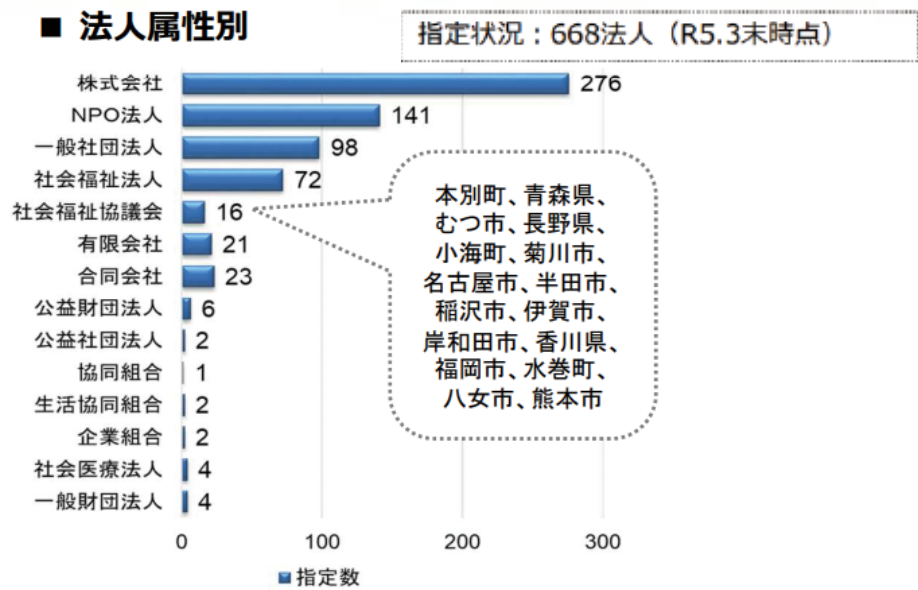
出典:厚生労働省・自立相談支援機関における支援体制の強化に資する取組に関する調査研究報告書(2024年3月)

31. 社会福祉充実計画の状況



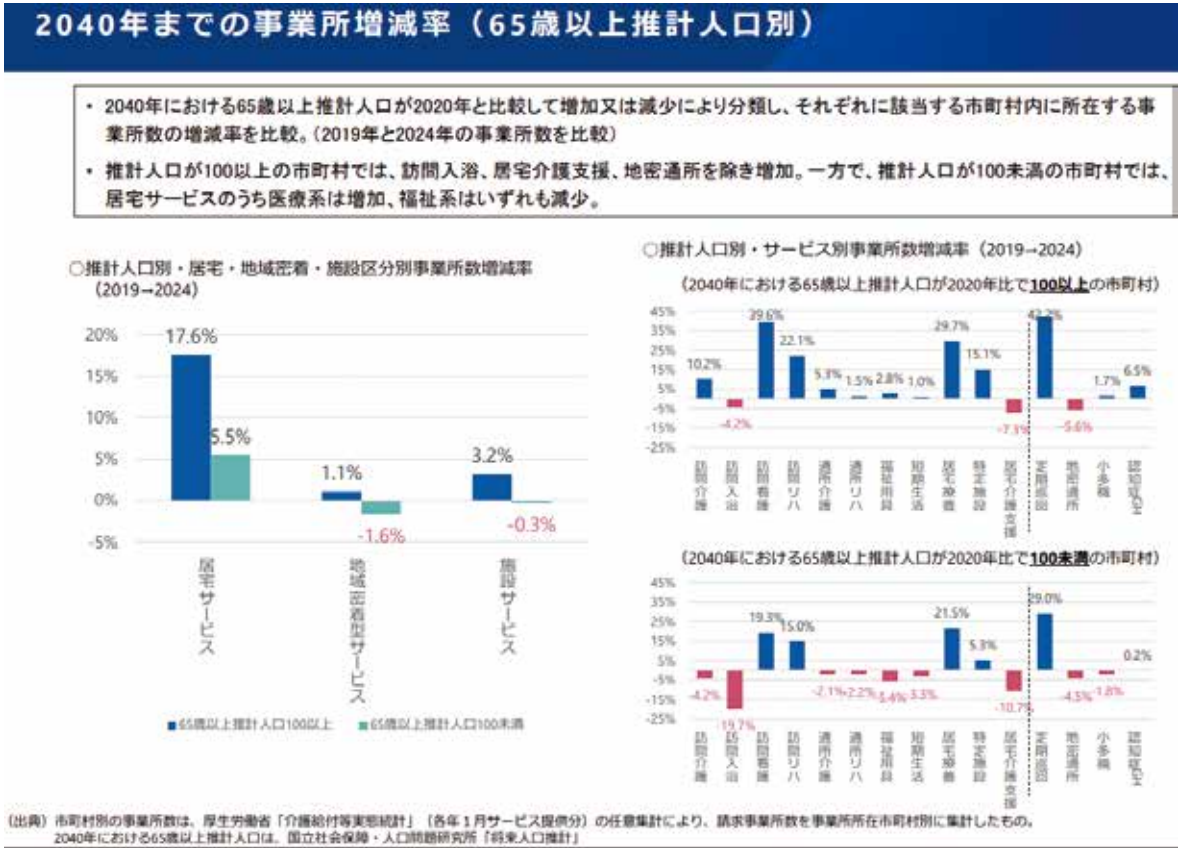
出典:厚生労働省・第7回地域共生社会の在り方検討会議(2024年12月26日)

32. 居住支援法人の指定状況



出典：国土交通省・第1回住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会（2023年7月3日）

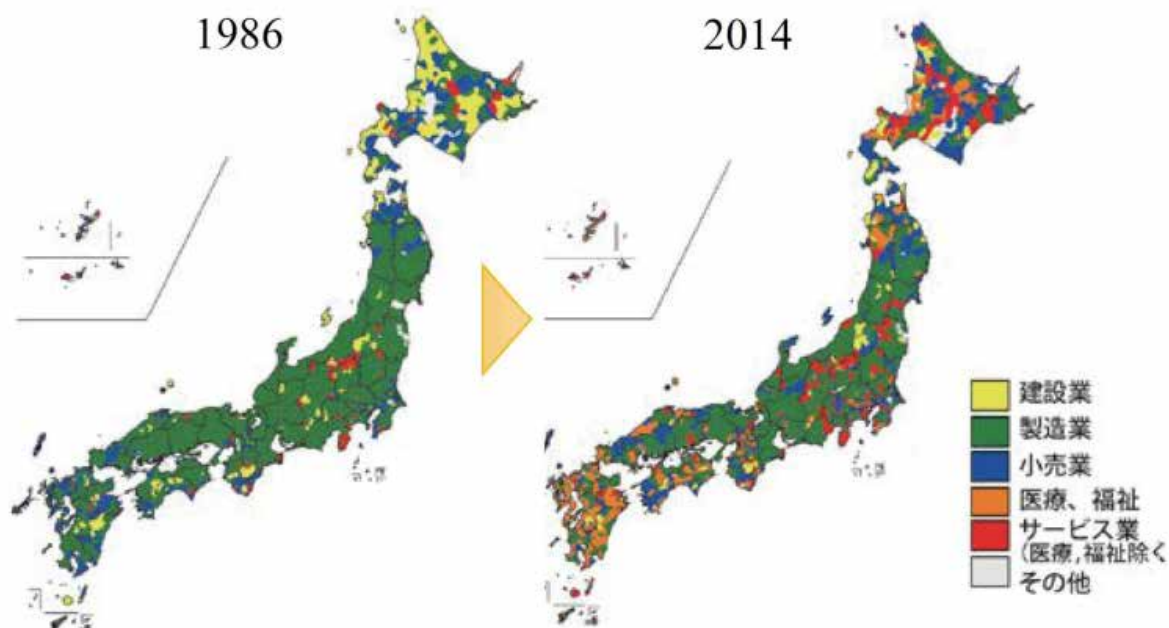
33. 2040年までの介護事業所増減率



出典：厚生労働省・第1回『2040年に向けたサービス提供体制等のあり方』検討会（2025年1月9日）

34. 地方経済の変化

図表 2-100 従業者数が最多となる業種（市町村別）



出典：総務省「自治体戦略 2040 構想研究会第一次報告概要」より抜粋。

出典：内閣府子ども・子育て本部・令和4年度 内閣府委託事業 少子化が我が国の社会経済に与える影響に関する調査

35. 市区町村社会福祉協議会の状況

【図表3-1】1社協あたりの平均職員人数（令和6年1月1日現在）

（単位：人）

	正規職員		非正規職員		合 計
		兼務者数	常 勤	非常勤	
1. 事務局長(事務局組織全体を代表する方)	0.7	0.2	0.3	0.02	1.0
2. 法人経営部門職員	2.8	0.9	1.0	0.4	4.2
3. 福祉活動専門員等の地域福祉活動推進部門職員	3.0	2.0	1.3	1.0	5.3
4. ボランティア・市民活動センター職員	0.7		0.3	0.2	1.3
5. 相談支援・権利擁護部門職員(①+②)	4.5	0.9	2.7	3.5	10.7
①日常生活自立支援事業、地域包括支援センター、障害者相談支援事業	4.4	0.8	2.6	3.3	10.3
②1以外の相談担当	0.2	0.1	0.1	0.2	0.5
6. 介護保険サービス担当職員	8.1	0.8	5.7	13.5	27.3
7. 障害福祉サービス担当職員	1.6	0.2	1.5	2.7	5.7
8. 6. 7. 以外の在宅サービス事業担当	1.9	0.1	2.8	7.8	12.5
9. 会館運営事業担当職員	0.1	0.0	0.3	0.9	1.3
10. その他の職員	0.8	0.1	0.7	1.0	2.5
合 計	24.4	5.1	16.6	31.0	72.0

※社協数 1,655社協

出典：全社協「令和5年度市区町村社会福祉協議会職員状況報告書」

36. 市区町村社協の会員制度および財源等について

出典：全社協「市区町村社会福祉協議会活動実態調査等報告書 2021」

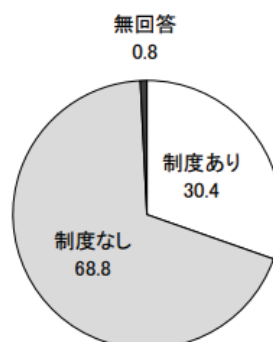
① 構成員組織(団体)会員制度

- 構成員組織(団体)会員制度に関して「制度あり」と回答した社協は30.4%(499社協)である。
 参画している主な組織(団体)は、「社会福祉法人」64.1%、「民生委員・児童委員(協議会)」58.7%、
 「町内会・自治会」55.7、「老人クラブ」53.9%、などである。

【図表35】構成員組織(団体)会員制度の有無

	社協数	%
制度あり	499	30.4
制度なし	1,129	68.8
無回答	13	0.8
全 体	1,641	100.0

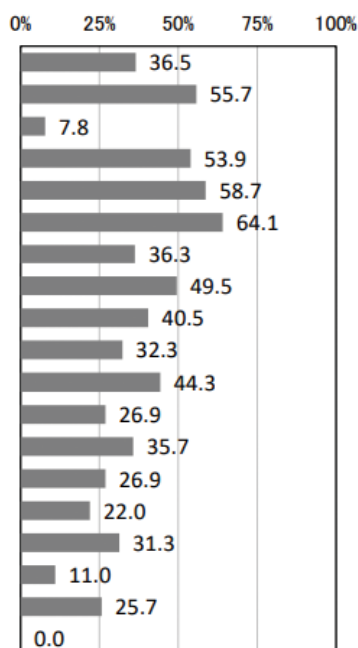
※社協組織の会員(構成員)として社協組織への参画等の
 権利義務が明確になっているもの



【図表36】構成員組織(団体)会員制度の内訳

	社協数	%
地域福祉推進基礎組織	182	36.5
町内会・自治会	278	55.7
まちづくり協議会	39	7.8
老人クラブ	269	53.9
民生委員・児童委員(協議会)	293	58.7
社会福祉法人	320	64.1
社会福祉事業の経営者(※1)	181	36.3
当事者及び家族の団体	247	49.5
女性団体・青年団体	202	40.5
NPO 法人	161	32.3
ボランティアグループ	221	44.3
行政	134	26.9
保健・医療関係団体	178	35.7
教育関係団体	134	26.9
協同組合(農協・生協・漁協)	110	22.0
経済・労働等関連分野団体	156	31.3
住宅・環境等生活関係領域	55	11.0
その他	128	25.7
無回答	0	0.0
全 体	499	100.0

※1:「社会福祉法人以外で社会福祉事業を経営する者」を省略した

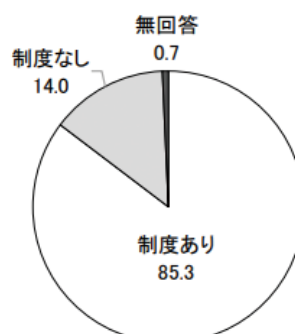


② 住民会員制度(全住民を呼びかけ対象とするもの)

- 全住民を呼びかけ対象としている住民会員制度が「ある」社協は、85.3%である。

【図表37】住民会員制度の有無

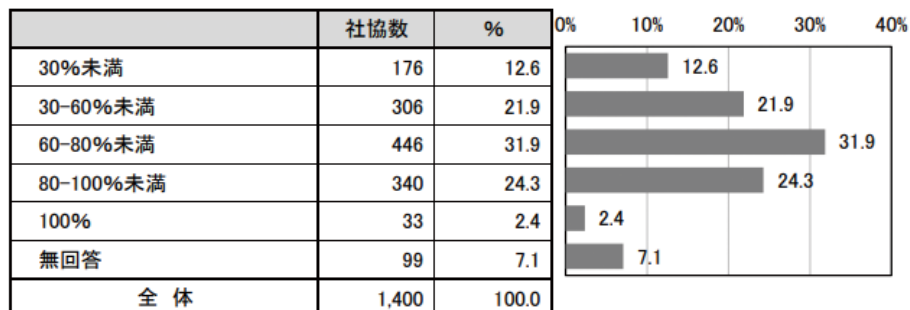
	社協数	%
制度あり	1,400	85.3
制度なし	229	14.0
無回答	12	0.7
全 体	1,641	100.0



② -2 住民会員の2021年度加入率

- 2021年度の加入率は、「60-80%未満」が最も多く31.9%、次いで「80-100%未満」24.3%、「30-60%未満」21.9%などとなっている。

【図表40】住民会員の加入率



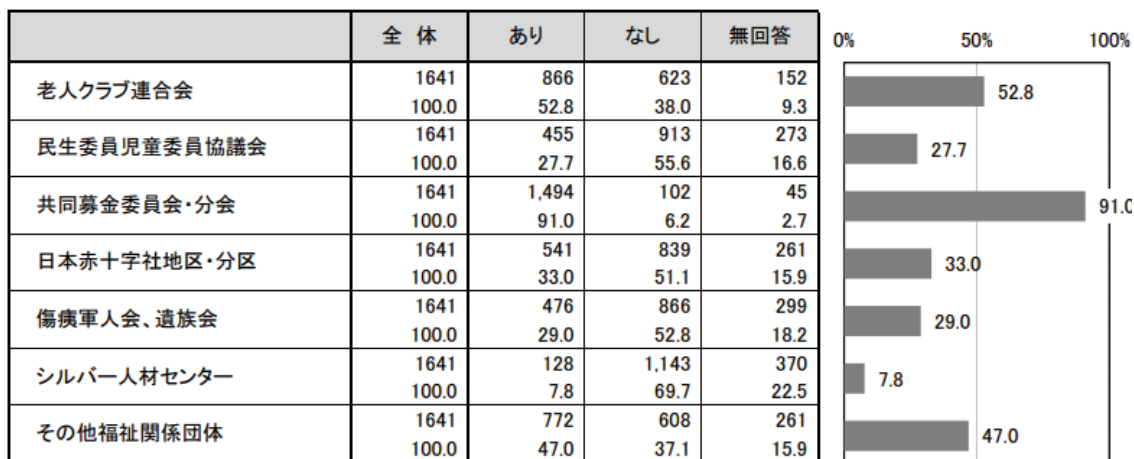
※(住民会員世帯数/全世帯数)又は(住民会員数/対象者である住民数)

3 社会福祉協議会が事務局を担う団体

① 団体の事務局担当の有無

- 社協が事務局を担っている団体としては、「共同募金委員会・分会」が91.0%で最も多い。以下「老人クラブ連合会」52.8%、「日本赤十字社地区・分区」33.0%、「傷痍軍人会、遺族会」29.0%、「民生委員児童委員協議会」27.7%となっている。

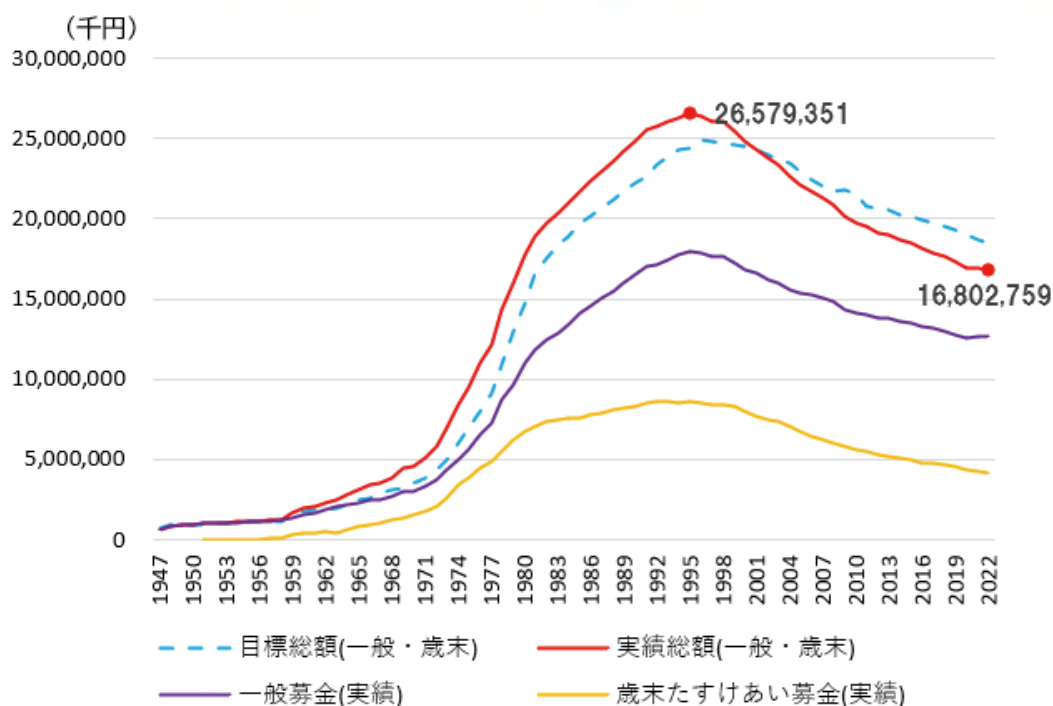
【図表130】団体の事務局担当の有無



上段:社協数、下段:%

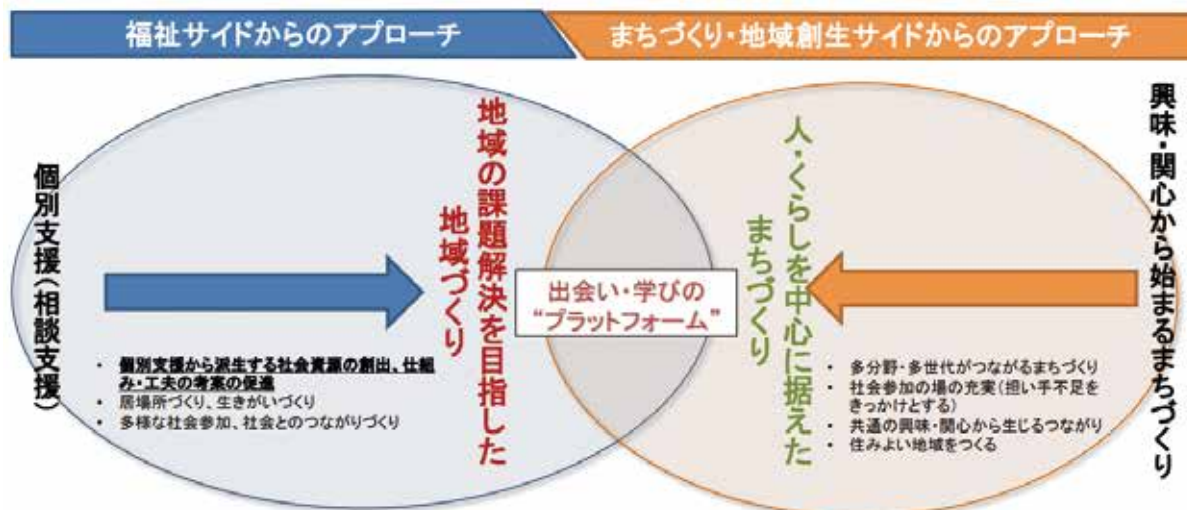
※グラフは「あり」の比率

37. 共同募金実績総額の推移



出典：中央共同募金会・統計データ 歴年統計（募金）

38. 多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム



出典：厚生労働省・第4回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会
(2019年6月13日)

(検討経過)

79

全社協 福祉ビジョン 2020 改定検討委員会

(委員名簿)

【政策委員会】

※敬称略

(委員長) 全国社会福祉法人経営者協議会 副会長	平田 直之
大阪府社会福祉協議会 常務理事	森垣 学
東松島市社会福祉協議会 会長	阿部 英一
全国乳児福祉協議会 副会長	横川 哲
全国社会福祉法人経営者協議会 副会長	谷村 誠
障害関係団体連絡協議会会長	阿部 一彦
全国社会福祉協議会 副会長	古都 賢一

【学識経験者】

慶應義塾大学 教授	駒村 康平
日本福祉大学 学長	原田 正樹
大阪総合保育大学 特任教授	山縣 文治

(検討経過)

2024 年 6 月 24 日	令和 6 年度第 2 回政策委員会幹事会において、『全社協 福祉ビジョン 2020』中間年の改定に向けた検討会の設置について決定
2024 年 8 月 23 日	第 1 回「全社協 福祉ビジョン 2020 改定検討委員会」
2024 年 10 月 21 日	第 2 回「全社協 福祉ビジョン 2020 改定検討委員会」
2024 年 11 月 15 日	第 3 回「全社協 福祉ビジョン 2020 改定検討委員会」
2024 年 12 月 25 日	第 4 回「全社協 福祉ビジョン 2020 改定検討委員会」
2025 年 2 月 27 日	第 5 回「全社協 福祉ビジョン 2020 改定検討委員会」
2025 年 3 月 17 日～ 3 月 31 日	政策委員会構成組織および都道府県・指定都市社会福祉協議会に「全社協 福祉ビジョン 2020」(素案)を送付し、意見照会を実施
2025 年 4 月 24 日	第 6 回「全社協 福祉ビジョン 2020 改定検討委員会」 「全社協 福祉ビジョン 2025」(素案)に対する全社協政策委員会構成組織および都道府県・指定都市社会福祉協議会からの意見を取りまとめ、「全社協 福祉ビジョン 2025」(案)を作成 同日、令和 7 年度第 1 回政策委員会幹事会にて、「全社協 福祉ビジョン 2025」を取りまとめ

全国社会福祉協議会 政策委員会幹事会 名簿

※敬称略

大阪府社会福祉協議会常務理事	森 垣 学 ○
広島市社会福祉協議会常務理事	荒 木 清 希
東松島市社会福祉協議会会長	阿 部 英 一
全国民生委員児童委員連合会副会長	長 田 一 郎
全国身体障害者施設協議会副会長	三 浦 貴 子
全国保育協議会副会長	伊 藤 唯 道
全国乳児福祉協議会副会長	横 川 哲
全国救護施設協議会副会長	石 井 謙 次
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会制度・政策委員長	浜 野 修
全国社会福祉法人経営者協議会副会長	平 田 直 之 ◎
全国社会福祉法人経営者協議会副会長	谷 村 誠
障害関係団体連絡協議会会長	阿 部 一 彦
全国厚生事業団体連絡協議会協議員	川 邊 智
高齢者保健福祉団体連絡協議会監事	瀬 戸 雅 嗣
全国老人クラブ連合会政策委員会委員・幹事長	吉 井 栄一郎
全国社会福祉協議会副会長	古 都 賢 一
全国社会福祉協議会常務理事	金 井 正 人
全国社会福祉協議会常務理事	笹 尾 勝
全国社会福祉協議会事務局長	池 上 実
(監事)	
全国保育士会副会長	北 野 久 美
静岡県社会福祉協議会常務理事	藤 原 学

◎ = 委員長

○ = 副委員長

(令和7年3月31日現在)

全社協 福祉ビジョン 2025

ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして

令和7年5月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

(事務局) 〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
社会福祉法人全国社会福祉協議会 政策企画部

Tel 03-3581-7889 Fax 03-3580-5721

ホームページ <http://zseisaku.net/>



社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

● 構成組織

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会

全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国救護施設協議会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
全国ホームヘルパー協議会

日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会